

# 千葉市地域防災計画

## 災害応急対策編

### 第1章 地震対策計画

平成22年3月修正

千葉市防災会議

## 目 次

## [ 災害応急対策編 ]

第1章 地震対策計画	地 1
第1節 応急活動体制	地 2
第1 応急活動体制の区分	地 2
第2 小規模地震体制	地 7
第3 中規模地震体制	地 11
第4 大規模地震体制	地 25
第5 津波体制	地 26
第2節 情報の収集・伝達	地 30
第1 情報連絡体制	地 30
第2 地震及び津波に関する情報等	地 34
第3 被害状況の収集・伝達	地 37
第3節 災害時の広報	地 45
第1 実施機関とその分担	地 45
第2 市広報活動の実施手順	地 48
第3 報道機関への発表・協力要請	地 54
第4節 応援要請計画	地 58
第1 県に対する要請	地 58
第2 他都県市町村・指定地方公共機関等への要請	地 59
第3 消防機関への要請	地 64
第4 自衛隊への災害派遣要請	地 65
第5 民間団体等への要請	地 69
第6 海外支援の受入れ	地 69
第5節 災害救助法の適用	地 71
第1 災害救助法の適用基準	地 71
第2 減失世帯の算定基準	地 72
第3 災害救助法の適用手続き	地 73
第4 災害救助法による救助の内容等	地 73
第5 救助業務の実施者	地 73
第6節 消防・救急救助活動等	地 75
第1 消防活動	地 75
第2 救急救助活動	地 77
第3 危険物・有毒物対策	地 78
第7節 警備・交通対策	地 82
第1 災害時の警備	地 82
第2 道路の交通規制	地 83
第3 緊急通行車両の対策	地 85
第8節 避難対策	地 86
第1 避難方法	地 86
第2 来訪者・入所者等の避難	地 88

第3	警戒区域の設定	地 91
第4	避難の勧告・指示	地 91
第5	避難の誘導	地 94
第6	避難路及び避難場所の安全確保	地 95
第7	避難所の開設	地 96
第8	避難所の運営	地 97
第9節	医療救護	地 101
第1	初動医療体制	地 101
第2	傷病者の搬送体制	地 108
第3	受入れ医療機関	地 108
第4	医薬品・資器材の確保	地 109
第10節	緊急輸送対策	地 111
第1	緊急輸送手段の確保	地 111
第2	輸送拠点・集積場所	地 113
第3	緊急輸送道路の確保	地 115
第4	緊急輸送の実施	地 117
第11節	ライフライン施設の応急対策	地 118
第1	上水道施設	地 118
第2	公共下水道施設	地 120
第3	電気施設	地 121
第4	ガス施設等	地 123
第5	電話施設	地 125
第6	鉄道施設等	地 127
第12節	生活救援対策	地 131
第1	飲料水の供給	地 131
第2	食品の供給	地 135
第3	生活必需品の供給	地 140
第4	災害時保育の実施	地 141
第5	災害相談の実施	地 143
第13節	災害時要援護者の対策	地 145
第1	在宅の災害時要援護者の対策	地 145
第2	社会福祉施設の対策	地 146
第3	日本語の理解が十分ではない外国人等への対応	地 147
第14節	住宅対策	地 148
第1	応急仮設住宅の建設	地 148
第2	被災住宅の応急修理	地 149
第3	被災建築物の応急危険度判定の実施	地 150
第4	被災宅地の危険度判定の実施	地 151
第15節	環境対策等	地 152
第1	障害物の処理	地 152
第2	ガレキの処理	地 154
第3	ごみの処理	地 156
第4	し尿の処理	地 159

第5	防疫・保健衛生	地 161
第6	行方不明者及び死体の搜索・収容・埋葬	地 163
第7	環境保全対策	地 166
第16節	教育対策	地 168
第1	事前にとるべき措置	地 168
第2	災害発生直後の体制	地 169
第3	応急教育の実施	地 169
第4	学用品の調達及び支給	地 171
第17節	公共施設等の応急対策	地 173
第1	道路・橋りょう	地 173
第2	河川・海岸保全及び内水排除施設	地 176
第3	港湾施設	地 177
第4	その他社会公共施設	地 178
第18節	ボランティアの協力	地 181
第1	ボランティアの分類	地 181
第2	ボランティアの活動分野	地 181
第3	ボランティアとして活動する個人、団体	地 182
第4	ボランティアの受入れ体制の整備	地 182
第5	ボランティアの育成とボランティア意識の啓発	地 184
第19節	帰宅困難者対策	地 185
第1	基本的な考え方	地 185
第2	情報提供と安全確保	地 185
[ 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画 ]		東 1
第1節	対策の考え方	東 2
第1	計画策定の主旨	東 2
第2	基本的な考え方	東 3
第3	前提条件	東 3
第4	今後の課題	東 4
第2節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	東 5
第1	東海地震注意情報の伝達	東 5
第2	活動体制	東 7
第3	混乱防止措置	東 10
第4	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの広報	東 11
第3節	警戒宣言発令に伴う対応措置	東 13
第1	活動体制	東 13
第2	警戒宣言の伝達及び広報	東 15
第3	警備・交通対策	東 21
第4	消防・危険物対策	東 24
第5	公共輸送対策	東 26
第6	上下水道・電気・ガス・電話対策	東 30

第7	学校・病院・社会福祉施設等対策	東 34
第8	不特定多数の人が集まる施設の対策	東 37
第9	生活物資対策	東 40
第10	救護救援・防疫対策	東 40
第11	金融対策等	東 41
第4節	住民等のとるべき措置	東 43
第1	住民のとるべき措置	東 43
第2	自主防災組織のとるべき措置	東 45
第3	事業所のとるべき措置	東 46

## 第1章 地震対策計画

節	計 画 名	ページ
1	応急活動体制	地 2
2	情報の収集・伝達	地 30
3	災害時の広報	地 45
4	応援要請計画	地 58
5	災害救助法の適用	地 71
6	消防・救急救助活動等	地 75
7	警備・交通対策	地 82
8	避難対策	地 86
9	医療救護	地 101
10	緊急輸送対策	地 111
11	ライフライン施設の応急対策	地 118
12	生活救援対策	地 131
13	災害時要援護者の対策	地 145
14	住宅対策	地 148
15	環境対策等	地 152
16	教育対策	地 168
17	公共施設等の応急対策	地 173
18	ボランティアの協力	地 181
19	帰宅困難者対策	地 185

**第1節 応急活動体制**

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		各部長（局長）、区本部長（区長）
	班	各部各班、区本部班
	関係機関	各項目に記載

**第1 応急活動体制の区分**

対 策 の あ ら ま し	<p>市職員のとるべき災害時の「応急活動体制」の区分については、地震の震度あるいは被害状況により次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模地震体制（第1配備、第2配備）                      災害警戒本部の設置</li> <li>・中規模地震体制（第3配備、第4配備）                      災害対策本部の設置</li> <li>・大規模地震体制（全体配備）                                      災害対策本部の設置</li> </ul>
---------------------------------	---

1 応急活動体制の区分

体制	区分	種別	配備基準	配備体制	配備要員数
災害警戒本部設置	小規模地震体制	第1配備	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。	1 災害関係課の職員をもって、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。	総務局 5～10% 市民局 5～10% 建設局 20% 下水道局 5～10% 都市局 5～10% 水道局 5～10% 各区役所 5～10%
		第2配備	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき、又は気象庁が東京湾内湾に「津波」の津波警報を公表したとき。 2 気象庁が東海地震注意情報を公表したとき。	1 第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	総務局 10～20% 市民局 10～20% 保健福祉局 10～20% 建設局 20% 下水道局 10～20% 都市局 10～20% 水道局 10～20% 各区役所 10～20% その他の局 (2～5名程度)
市区災害対策本部設置	中規模地震体制	第3配備	1 市域に震度5強の地震が発生したとき。 2 気象庁が東京湾内湾に「大津波」の津波警報を公表したとき。 3 気象庁が東海地震予知情報を公表したとき、又は警戒宣言発令の報を受けたとき。 4 地震及び津波により局地災害が発生、又は津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害等に対する応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行しうる体制とする。	総務部 50% 市民部 100% 保健福祉部 50% 建設部 100% 下水道部 100% 都市部 50% 水道部 100% 各区役所 80% その他の部 50%
		第4配備	1 市域に震度6弱の地震が発生したとき。 2 地震・津波等により市域に相当規模の災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。	1 複数区についての救助救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに全体配備に移行しうる体制とする。	総務部 80% 市民部 100% 保健福祉部 80% 建設部 100% 下水道部 100% 都市部 80% 水道部 100% 各区役所 100% (直近要員を含む) その他の部 80%
	大規模地震体制	全体配備	1 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。 2 第4配備では対処できない事態が生じた場合。	本部の全力をもって対処する体制とする。	全 員

※部は災害対策本部組織のこと

※東京湾内湾：富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る



気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ほとんどの人が驚く。</li> <li>●歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。</li> <li>●眠っている人のほとんどが、目を覚ます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。</li> <li>●座りの悪い置物が、倒れることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電線が大きく揺れる。</li> <li>●自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。</li> </ul>
5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。</li> <li>●座りの悪い置物の大半が倒れる。</li> <li>●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。</li> <li>●電柱が揺れるのがわかる。</li> <li>●道路に被害が生じることがある。</li> </ul>
5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。</li> <li>●テレビが台から落ちることがある。</li> <li>●固定していない家具が倒れることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓ガラスが割れて落ちることがある。</li> <li>●補強されていないブロック塀が崩れることがある。</li> <li>●据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。</li> <li>●自動車の運転が困難となり、停止する車もある。</li> </ul>
6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立っていることが困難になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。</li> <li>●ドアが開かなくなることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。</li> </ul>
6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>●立っていることができず、はわないと動くことができない。</li> <li>●揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。</li> <li>●補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。</li> </ul>
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>●固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。</li> <li>●補強されているブロック塀も破損するものがある。</li> </ul>

※気象庁震度階級関連解説表（資料 2-12）

## 2 配備の区分

### (1) 配備の区分

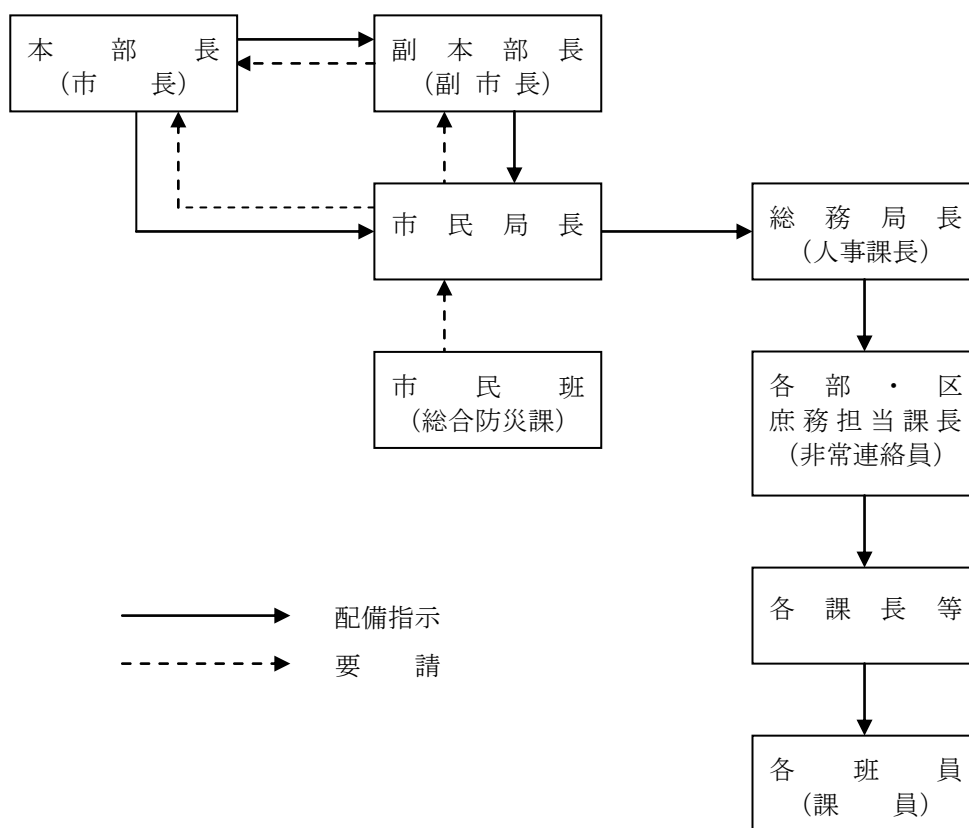
職員の配備は、原則として、自ら参集する自主配備と併せて電話等の指示による招集配備とする。

#### ○自主配備

地震等が発生し、その地震が「配備基準」に定める事項に該当することをテレビ、ラジオ等で知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

#### ○招集配備

招集配備は、電話等により、おおむね次のような経路を経て行う。



### (2) 職員の参集場所

職員の参集場所は次のとおりとする。

- ア 市・区本部（市・区本部要員）
- イ 自らの勤務場所（所属要員）
- ウ 勤務場所と異なる、あらかじめ指定された直近の場所（直近要員）
- エ 本部の指示により指定された業務を行う場所（特命要員（※））

※「八都県市応援調整本部」派遣要員等

### 3 配備計画

- (1) 各局（部）長及び区長は、前項の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておくものとする。
- (2) 各局（部）及び各区の配備数は、各局（部）及び各区において、あらかじめ定めた災害時職員配備計画（以下「職員配備計画」という。）による。
- (3) 各局（部）長及び区長は、所管の局又は区の職員配備計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るとともに、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、そのつど速やかに修正し、関係職員に対してその旨の周知を図る。

### 4 職員の初期対応及び服務

#### (1) 職員の初期対応

各局（部）長及び区長は、職員の参集状況に応じ、順次初期対応の組織を編成するとともに次の措置を講じるものとする。

- 災害に対処できるよう職員を配置
- 職員の非常参集方法及び交代方法
- 高次の非常配備体制への移行準備
- 他部への応援準備

#### (2) 職員配備の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各局（部）長及び区長を通じて、総務班に報告する。

総務班長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

※職員配備報告の様式（資料 2-20）

#### (3) 職員の服務

すべての職員は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守するものとする。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は配備から除外することができる。

<p>－主に勤務時間内における遵守事項－</p> <p>ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。</p> <p>イ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。</p> <p>ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。</p> <p>エ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。</p> <p>オ 災害現場に出勤した場合は、別記様式のような腕章を着用し、また、自動車には標旗及び標章を使用すること。</p> <p>カ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。</p>
--

<p>－主に勤務時間外における遵守事項－</p> <p>ア 地震等が発生し、その地震が「配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する（自主配備）。</p> <p>イ 職員配備計画に基づき参集する。</p> <p>ウ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。</p>
---

第2 小規模地震体制

<p>対策の あ ら ま し</p>	<p>本市は、市域に震度4～5弱の地震が発生した場合、津波警報が発令された場合及び気象庁が東海地震注意情報を発表した場合に小規模地震体制をとる。</p> <p>これらの状況の場合には、本市に大きい災害が発生する可能性は小さい。しかし、不測の事態に対処できる体制を整え、市域に発生した災害に対し、迅速に対応できるようにする必要がある。</p> <p>小規模地震体制においては、情報収集・伝達や応急措置対応等を行う災害警戒本部を設け、震度等に応じて第1配備又は第2配備とする。</p>
------------------------------------	--

1 災害警戒本部

(1) 設置基準

ア 第1配備

市域に震度4の地震が発生したとき。

※津波注意報が発表された場合は本節第5「津波体制」による。

イ 第2配備

(ア) 市域に震度5弱の地震が発生したとき、又は気象庁が東京湾内湾に「津波」の津波警報を発表したとき。

(イ) 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。

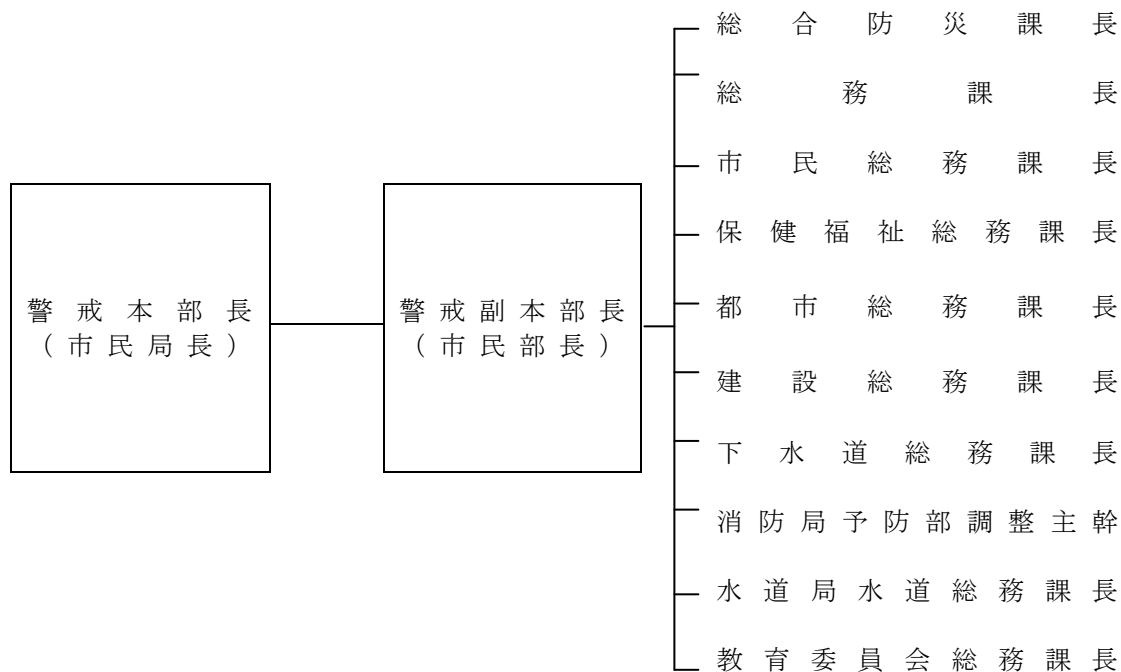
(2) 設置場所

災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置場所は、市民局（市民部総合防災課）に設置する。

(3) 組織及び運営

警戒本部は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、情報収集及び応急措置対応等のための事務局を市民部総合防災課に置く。



(4) 所掌事務

警戒本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害情報の収集
- イ 県及び防災関係機関からの情報収集
- ウ 初期緊急応急対策計画の検討・実施
- エ 計画を実施するために適当な配備体制の検討
- オ その他市長からの特命事項

(5) 警戒本部の廃止

市民局長は、被害情報収集の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、又は災害対策本部が設置されたとき、警戒本部を解散することとする。

解散の通知は災害対策本部と同様とする。

2 第1 配備

配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	<p>次の条件のいずれかに該当するとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域に震度4の地震が発生したとき。</li> <li>2 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</li> </ol>
配 備 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒本部の設置</li> <li>2 災害応急活動・情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。</li> <li>3 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。</li> </ol>
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	<p>原則は自主配備であるが、本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに市民部総合防災課長に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。</p>
配 備 人 員	<p>各局（部）及び各区が定めた職員配備計画による。</p>
活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の収集・伝達</li> <li>2 初期緊急応急対策計画の検討・実施</li> <li>3 計画を実施するために適当な配備体制の検討</li> <li>4 その他市長からの特命事項</li> </ol>
高 次 体 制 へ の 移 行 手 順	<p>災害警戒本部長（市民局長）は、総合的判断に基づき必要と認められるときは、高次の体制への移行を決定する。</p>

3 第2 配備

配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	<p>次の条件のいずれかに該当するとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域に震度5弱の地震が発生したとき。</li> <li>2 気象庁が、津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報を公表したとき。</li> <li>3 気象庁が東海地震注意情報を公表したとき。</li> </ol>
配 備 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警戒本部の設置</li> <li>2 第1 配備を強化し、局地的災害に対処できる体制とし、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び活動に対処できる体制とする。</li> <li>3 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</li> </ol>
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則は自主配備であるが、本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに市民部総合防災課長に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。</li> <li>2 災害警戒本部が設置されている場合 災害情報に基づき、災害警戒本部長（市民局長）が判断し、所定の「招集配備」により招集する。</li> </ol>
配 備 人 員	<p>各局（部）及び各区が定めた職員配備計画による。</p>
活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の収集・伝達</li> <li>2 災害警戒</li> <li>3 初期緊急応急対策計画の検討・実施</li> <li>4 計画を実施するために適当な配備の検討</li> <li>5 災害対策本部設置への移行準備</li> <li>6 その他市長からの特命事項</li> </ol>
災 害 対 策 本 部 へ の 移 行 手 順	<p>災害警戒本部長（市民局長）は、総合的判断に基づき災害対策本部の設置が必要と認められるときは、市長の指示を受ける。</p>

### 第3 中規模地震体制

対策のあらまし	<p>市域に震度5強以上の地震が発生した場合は、少なからず被害が発生すると予想される。本市は、市域に震度5強～6弱の地震が発生した場合、大津波に関する警報が出された場合、気象庁が東海地震予知情報を発表したとき、又は警戒宣言発令の報を受けたときなどに、中規模地震体制をとり、人命・安全の確保、財産の保全など被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>中規模地震体制においては、災害対策本部を設置し、応急対策のための事務分掌に基づき、適切かつ臨機応変な活動を行うこととなり、震度等に応じて第3配備又は第4配備とする。</p>
---------	---

#### 1 設置基準

市長は、次の基準により必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき。
- (3) 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき、又は警戒宣言発令の報を受けたとき。
- (4) その他総合的応急対策を必要とするとき。

#### 2 災害対策本部の設置

- (1) 市長は、防災対策活動を推進するために必要と認めるときは、市長が指定する場所に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するとともに各区役所庁舎に区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。
- (2) 区長は、本部が設置されない場合においても、必要に応じて区本部を設置することができる。この場合において、区長は、区本部の設置について速やかに市長に報告するものとする。
- (3) 本部長は、現場における応急対策等について迅速に対処するため、必要と認めるときは、区本部長に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の設置及び運営を指示する。

#### 3 本部の廃止

本部長又は区本部長は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部又は区本部（現地本部も含む）を廃止する。

#### 4 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、市民局長は、直ちに以下のとおり、電話その他適当な方法により通知するとともに必要に応じ、本部連絡員の派遣を要請する。



報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・班	市民班 (総合防災課)	庁内放送、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
区役所		
その他市役所出先機関	各主管部 担当班	地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
市民	市民班 区本部 秘書広報班	防災行政無線、広報車、報道機関
県知事 (県消防地震防災課)	市民班 (総合防災課)	県防災情報システム、地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
防災関係機関等 (各警察署・各ライフライン機関・隣接市町等)	市民班 (総合防災課)	地域防災無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	秘書広報班	電話、口頭又は文書

5 本部の組織

(1) 組織の構成

本部及び区本部の組織は、「千葉市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおり構成する。

※千葉市災害対策本部の組織図(P14)

※千葉市災害対策本部各部及び区本部の組織と事務分掌(P17)

(2) 組織の概要

ア 災害対策本部

(ア) 市長を災害対策本部長とする。本部長は本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(イ) 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(ウ) 各局長を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする。本部員は所属の各班長を指揮監督する。

(エ) 各部長を災害対策本部各班の班長とする。班長は各班を指揮監督する。

(オ) 班員は、班長の命を受けて災害対策に従事する。

イ 区災害対策本部

(ア) 各区長を区災害対策本部長とする。区本部長は区本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

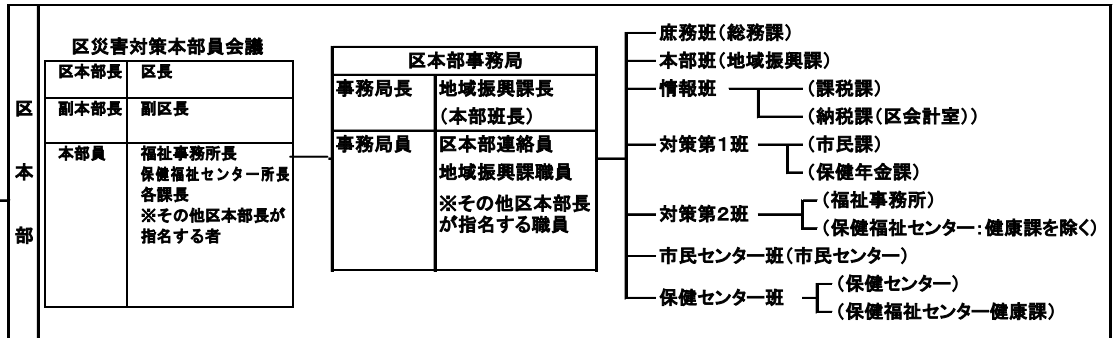
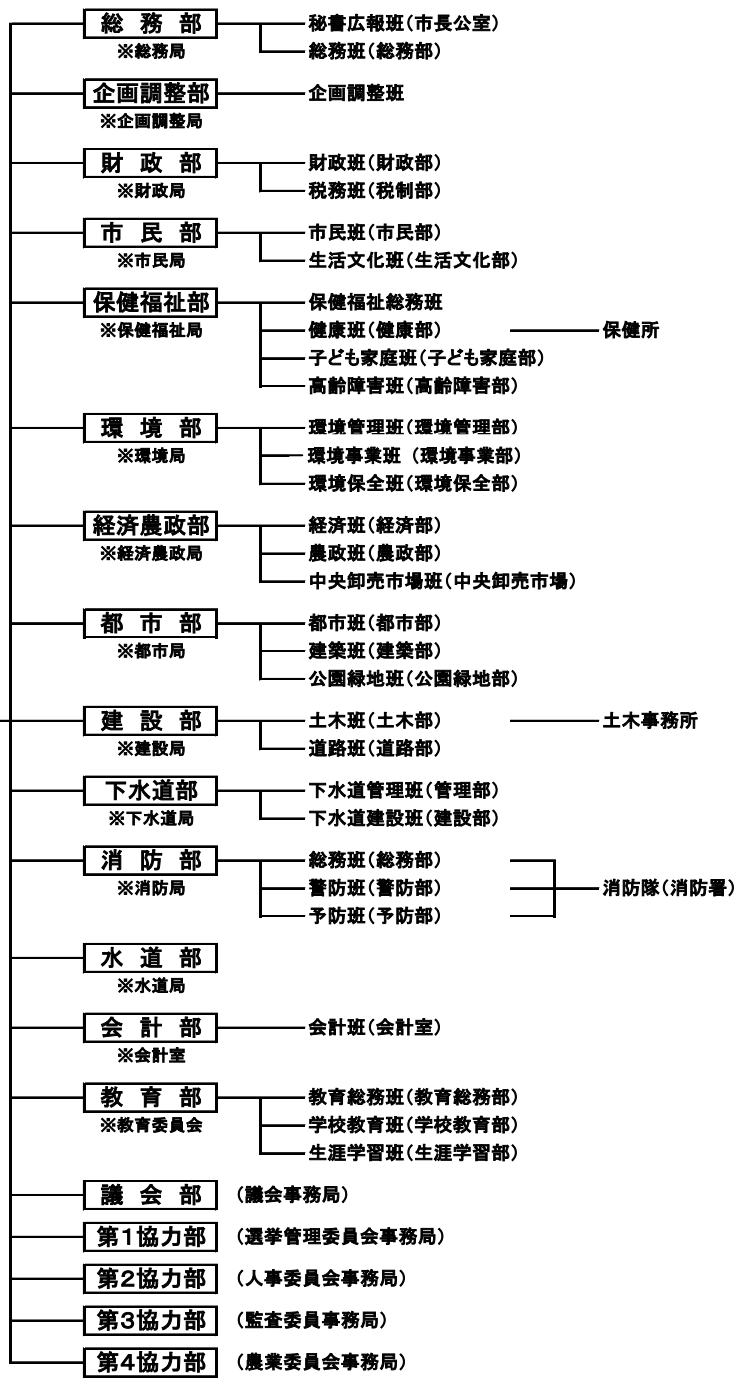
(イ) 各区副区長を区災害対策副本部長（以下「区副本部長」という。）とする。区副本部長は区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代行する。

- (ウ) 各区課長、福祉事務所長、保健福祉センター所長を区災害対策本部員（以下「区本部員」という。）とする。区本部員（班長）は班員を指揮監督する。
- (エ) 班員は班長の命を受けて災害対策に従事する。

千葉市災害対策本部の組織図

災害対策本部員会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総務部長(総務局長) 企画調整部長(企画調整局長) 財政部長(財政局長) 市民部長(市民局長) 保健福祉部長(保健福祉局長) 環境部長(環境局長) 経済農政部長(経済農政局長) 都市部長(都市局長) 建設部長(建設局長) 下水道部長(下水道局長) 消防部長(消防局長) 水道部長(水道局長) 会計部長(会計管理者) 教育部長(教育長) 議会事務部長(議会事務局長) 第1協力部長(選挙管理委員会事務局長) 第2協力部長(人事委員会事務局長) 第3協力部長(監査委員事務局長) 第4協力部長(農業委員会事務局長)

本部事務局	
事務局長	市民班長(市民部長)
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹
事務局員	各部・各区本部連絡員 総合防災課職員 ※その他事務局長が指名する職員 ※各防災機関が派遣する本部連絡員



【市災害対策本部事務局に設ける班と事務分掌】

班名	事務分掌
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び他の市町村への応援要請及び受入れなど広域応援に関する事項</li> <li>・ 本部員会議の運営に関する事項</li> <li>・ 本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>・ 本部長の決定に基づく各班に対する具体的指示</li> <li>・ 各部及び現地対策本部の行う全ての現場活動に関する調整</li> <li>・ 各部及び現地対策本部の行う行動計画の調整</li> <li>・ 各部及び現地対策本部の使用する装備、資機材、活動拠点、応援人員等の調整</li> <li>・ 通信回線・通信機器の確保</li> <li>・ 本部員及び本部事務局職員等の動員時間の管理、庶務的業務</li> </ul>
安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事職員の安全状況の監視、安全確保の方策の立案及び実施</li> </ul>
情報集約班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関、各部、現地対策本部等からの情報収集、整理及び集約                         <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災情報</li> <li>○ 避難や救援の実施状況</li> <li>○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ その他統括班から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> </ul>
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や市の活動内容の公表、報道機関との連絡調整、広報活動の計画立案及び実施</li> </ul>

6 本部及び区本部の運営

本部及び区本部の運営については、災害対策本部条例及び同運営要綱の定めるところによるが、おおよそ次のとおり行う。

(1) 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、そのつど災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

<p>－ 本部員会議の協議事項 －</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部の配備の切替え及び閉鎖に関する事</li> <li>○ 被害発生時の緊急対策に関する事</li> <li>○ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関する事</li> <li>○ 災害対策経費の処理に関する事</li> <li>○ 災害救助法の適用の意見に関する事</li> <li>○ その他災害対策の重要事項に関する事</li> </ul>
---

(2) 本部の運営上必要な資機材等の確保

市民班長は、本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

- 千葉県災害対策図板（各種被害想定図を含む）の設置
- 被害状況図板の設置
- 住宅地図等その他地図類の確保
- 携帯ラジオの確保
- テレビの確保
- 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- CHAINS（千葉県行政情報ネットワークシステム）端末の確保
- その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

「情報連絡体制」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

(3) 本部の標識等

本部及び各区本部が設置されたときは、標識板等を掲げ、設置場所を明示する。

また、本部長、副本部長、部長、班長、班員その他の職員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

(4) 区本部の運営

区本部の運営については、本部に準ずる。

なお、区長は、必要に応じ各市民センターに地区連絡所を置き、情報収集及び広報活動を行う。

(5) 本部及び区本部職員の食糧・飲料水等の確保

大規模災害時における本部及び区本部職員の食糧等を確保するため、本庁の備蓄倉庫及び区備蓄倉庫等に乾パン、飲料水等の備蓄品の整備を図る。

※千葉県災害対策本部条例（資料 2-7）

※千葉県災害対策本部運営要綱（資料 2-8）

※災害対策本部の標識等（資料 2-21）

千葉市災害対策本部各部及び区本部の組織と事務分掌

※班等の構成には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成(※)	事務分掌
総務部		秘書課 広報課 国際交流課 国体推進課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 3 災害見舞金の受入れ及び礼状に関する事 4 新聞、放送等の災害広報及び報道機関との連絡調整に関する事 5 広報誌の編集及び発行に関する事 6 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関する事 7 災害時要援護者（外国人）の対応に関する事
総務局長	秘書広報班 (市長公室長)		
局長	総務班 (総務部長) (東京事務所長)	総務課 行政管理課 人事課 職員課 東京事務所	1 職員の動員及び配備の総合調整に関する事 2 災害対策従事職員の食糧等の調達に関する事 3 災害対策従事職員の公務災害補償等に関する事 4 被災職員の援助に関する事 5 本部事務局の協力に関する事
企画調整部		企画課 政策調整課 情報政策課 情報システム課 統計課	1 国、県等に関する要望、陳情に関する事 2 災害復旧計画の策定に関する事 3 電子情報・システム等の保全に関する事 4 特命事項に関する事
企画調整局長	企画調整班 (企画調整局次長)		
財政部		財政課 管財課 契約課 検査課 用地課	1 災害時の応急財政処置に関する事 2 国、県等の補助金に関する事 3 市有財産の管理及び被害調査に関する事 4 車両等の確保及び配車計画に関する事 5 災害時の庁内対策に関する事 6 本部の施設に関する事 7 災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関する事 8 災害対策に係る土木業者等の協力要請に関する事 9 応急処置の土地収用等に関する事
財政局長	財政班 (財政部長)		
	税務班 (税務部長)	税制課 納税管理課	1 建物等の被害状況のとりまとめに関する事 2 被災者に対する市税の減免処置等の指導及び調整に関する事
市民部		市民総務課 区政課 地域振興課 地域安全課 総合防災課	1 災害対策計画の総合調整に関する事 2 気象情報の収集及び伝達に関する事 3 警戒本部及び災害対策本部の設置・閉鎖に関する事 4 本部長命令の伝達に関する事 5 警戒区域の設定に関する事 6 避難勧告・指示に関する事 7 部及び区本部との連絡調整に関する事 8 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関する事 9 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関する事 10 他自治体への広域応援要請に関する事 11 被害状況のとりまとめ、報告及び記録に関する事 12 災害に係る広報に関する事 13 防災行政無線及び地域防災無線の運用、統制に関する事
市民局長	市民班 (市民部長)		

組織改正があった場合は、改正後の組織は、本計画に記載された改正前の組織として人員を配備し、事務を行うものとする。

※班等の構成には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成(※)	事務分掌
市民部			14 応急給水に関する事 15 市民相談に関する事 16 交通安全対策及び交通関係機関との連絡調整に関する事 17 ボランティアに関する事 18 災害時要援護者の対策に関する事 19 義援品に関する事 20 安否情報の取りまとめに関する事 21 他の部の所管に属しない事
市民局長	生活文化班 (生活文化部長)	文化振興課 男女共同参画課 勤労市民課	1 救援物資等に関する事 2 集積場所の管理・運営に関する事
保健福祉部			1 災害救助法に基づく救助事務に関する事 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事 3 義援金に関する事 4 ボランティアに関する事
保健福祉局長	保健福祉総務班 (保健福祉局次長)	保健福祉総務課 地域保健福祉課 保健福祉センター 一整備室	1 被災者の医療、助産、救護に関する事 2 医療品及び衛生資材等の確保に関する事 3 防疫活動に関する事 4 死体等の処理に関する事 5 市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救護活動に関する事 6 飲料水及び食品の衛生に関する事 7 医療機関との調整に関する事 8 医療救護班の編成及び指導に関する事
保健福祉局長	健康班 (健康部長)	健康企画課 健康医療課 健康保険課 生活衛生課 市立青葉病院 市立海浜病院 保健所 環境保健研究所	1 災害時要援護者の対策に関する事 2 社会福祉施設の対策に関する事 3 災害時保育に関する事
保健福祉局長	子ども家庭班 (子ども家庭部長)	子ども家庭福祉課 子育て支援課 保育課 児童相談所	1 災害時要援護者の対策に関する事 2 社会福祉施設の対策に関する事 3 災害時保育に関する事
保健福祉局長	高齢障害班 (高齢障害部長)	高齢福祉課 高齢施設課 介護保険課 障害企画課 障害者自立支援課	
環境部			1 ごみの処理計画に関する事 2 し尿の処理計画に関する事 3 関係業者の指導及び連絡調整に関する事 4 ガレキの処理に関する事
環境局長	環境管理班 (環境管理部長)	環境総務課 ごみ減量推進課 産業廃棄物指導課	1 ごみの収集に関する事 2 し尿の収集に関する事 3 清掃施設の災害予防及び災害復旧に関する事
環境局長	環境事業班 (環境事業部長)	収集業務課 施設課	1 環境保全の総合調整に関する事 2 大気汚染等の調査及び防止対策に関する事 3 水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事
環境局長	環境保全班 (環境保全部長)	環境調整課 環境保全推進課 環境規制課	

組織改正があった場合は、改正後の組織は、本計画に記載された改正前の組織として人員を配備し、事務を行うものとする。

※班等の構成には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成(※)	事務分掌
経済農政部長	経済農政部	経済振興課 観光コンベンション課	1 中小企業の資金融資及び金融相談に関する事 2 経営相談に関する事 3 緊急生活必需物資及び食料品等の調達に関する事 4 港湾関係機関との連絡調整に関する事 5 商工業関係の被害調査に関する事
経済農政局長	経済班 (経済部長)		
	農政班 (農政部長)	農政課 農業環境整備課 グリーンビレッジ推進課 農業振興課 営農指導課	1 農作物、家畜等の被害調査及び被災者の救援に関する事 2 農協及び生産者団体との連絡調整に関する事
	中央卸売市場班 (中央卸売市場長)	管理課 業務課	1 中央卸売市場の災害予防及び応急復旧に関する事 2 緊急生活必需物資及び食料品等の調達に関する事
都市部長	都市部	都市総務課 都市計画課 交通政策課 まちづくり推進課 臨海地域再整備課 宅地課 市街地整備課	1 災害復興に係る都市計画に関する事 2 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事 4 鉄道、モノレール、バスその他都市交通関係機関との連絡調整に関する事 5 土地区画整理施行区域内の防災対策に関する事
都市局長	建築班 (建築部長)	建築管理課 住宅政策課 住宅整備課 建築指導課 建築審査課 営繕課 建築保全課 建築設備課	1 市有建築物の災害復旧に関する事 2 市有施設等の電気設備及び機械設備の災害復旧に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事 5 住宅等の応急復旧に関する相談及び指導に関する事 6 災害復興住宅資金融資に関する事
	公園緑地班 (公園緑地部長)	緑政課 公園管理課 公園建設課 動物公園	1 公園施設等の災害復旧に関する事
建設部長	建設部	建設総務課 技術管理課 路政課 維持管理課 自転車対策課 中央・美浜土木事務所 花見川・稲毛土木事務所 若葉土木事務所 緑土木事務所	1 道路の管理に関する事 2 緊急輸送路の確保に関する事 3 道路、橋りょう等の災害復旧に関する事 4 移管前街路の管理に関する事

組織改正があった場合は、改正後の組織は、本計画に記載された改正前の組織として人員を配備し、事務を行うものとする。



※班等の構成には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成(※)	事務分掌
建設部 建設局長	道路班 (道路部長)	道路計画課	土木班と同じ
		道路建設課 街路建設課 特定街路課	
下水道局 下水道局長	下水道管理班 (管理部長)	下水道総務課 下水道営業課 下水道維持課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共下水道の災害復旧に関する事</li> <li>2 下水処理場及びポンプ場等の災害復旧に関する事</li> <li>3 都市下水路及び排水路の災害復旧に関する事</li> <li>4 水門等の警戒及び操作に関する事</li> <li>5 河川の災害予防及び復旧に関する事</li> <li>6 急傾斜地に関する事</li> </ol>
	下水道建設班 (建設部長)	下水道計画課 南部下水道建設課 北部下水道建設課 下水道再整備課 下水道施設建設課 都市河川課	
消防部 消防局長	総務班 (総務部長)	総務課 人事課 施設課 消防学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の食糧及び燃料等の調達に関する事</li> <li>2 職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>3 災害情報に関する事</li> </ol>
	警防班 (警防部長)	警防課 救急救助課 指令課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害及び火災の予防、警戒並びに防御に関する事</li> <li>2 救急及び被災者の救助に関する事</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> </ol>
	予防班 (予防部長)	予防課 指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関との連絡調整及び情報提供に関する事</li> <li>2 広報活動及び記録に関する事</li> <li>3 危険物製造所等への情報提供及び指導に関する事</li> <li>4 危険物の監視警戒に関する事</li> </ol>
	中央消防隊 (中央消防署長)	中央消防署 蘇我出張所 宮崎出張所 生浜出張所 臨港出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害及び火災の予防、警戒並びに防御に関する事</li> <li>2 救急及び被災者の救助に関する事</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> </ol>
	花見川消防隊 (花見川消防署長)	花見川消防署 幕張出張所 畑出張所 作新台出張所	
	稲毛消防隊 (稲毛消防署長)	稲毛消防署 西千葉出張所	
	若葉消防隊 (若葉消防署長)	若葉消防署 桜木出張所 大宮出張所 都賀出張所 泉出張所 殿台出張所	
	緑消防隊 (緑消防署長)	緑消防署 誉田出張所 土気出張所 越智出張所	

組織改正があった場合は、改正後の組織は、本計画に記載された改正前の組織として人員を配備し、事務を行うものとする。

※班等の構成には1類の事業所・教育機関まで記載（2類・3類についても構成に含む）

部長	部・班の名称 (班長となる者)	班等の構成(※)	事務分掌
消防部	美浜消防隊 (美浜消防署長)	美浜消防署 高浜出張所 打瀬出張所	
水道部 (水道局長)		水道局	1 飲料水の確保に関する事 2 水道施設の災害復旧に関する事
会計部	会計班 (会計室長)	会計室	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害時の現金の保管に関する事 3 義援金の受入れに関する事
教育部	教育総務班 (教育総務部長)	総務課 企画課 学校財務課 学校施設課	1 災害対策従事職員の公務災害補償等に関する事 2 被災職員の援助に関する事 3 教育関係物品の調達及び業者との連絡調整に関する事 4 学校施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 5 学校施設等の避難所の開設に関する事
育	学校教育班 (学校教育部長)	学事課 教職員課 指導課 保健体育課 教育センター	1 児童、生徒の避難計画に関する事 2 応急授業対策に関する事 3 学用品等の給与に関する事 4 学校及び保護者との連絡に関する事 5 休校処置に関する事 6 炊き出し設備等の運用に関する事 7 児童・生徒の保健に関する事
長	生涯学習班 (生涯学習部長)	生涯学習振興課 社会体育課 青少年課 中央図書館	1 文化財の被害調査及び災害復旧に関する事 2 社会教育施設の避難所の開設に関する事 3 関係団体の協力要請に関する事
議会部 (議会事務局長)		総務課 議事課 調査課	1 災害に係る議会活動に関する事 2 議員との連絡調整に関する事
第1協力部 (選挙管理委員会事務局長)			1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事
第2協力部 (人事委員会事務局長)			1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事
第3協力部 (監査委員事務局長)		行政監査課 財務監査課	1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事
第4協力部 (農業委員会事務局長)			1 災害対策及び復旧活動の応援に関する事
各班等に共通する事務			1 各部の庶務に関する事 2 本部、区本部及び部内各班との連絡調整に関する事 3 各班等の職員の動員、配備に関する事 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関する事 5 所管施設の災害予防及び災害復旧に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事

組織改正があった場合は、改正後の組織は、本計画に記載された改正前の組織として人員を配備し、事務を行うものとする。

区本部の事務分掌

班の名称 (班長となる者)	班等の構成 (※)	事 務 分 掌
庶 務 班 ( 総 務 課 長 )	総 務 課 直 近 要 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部職員の動員に関する事</li> <li>2 応援職員の要請に関する事</li> <li>3 他都市応援職員の受入れに関する事</li> <li>4 所管施設の管理保全に関する事</li> <li>5 所管車両の管理運用に関する事</li> <li>6 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事</li> <li>7 区本部の庶務に関する事</li> <li>8 区本部職員の厚生に関する事</li> <li>9 他の班の所管に属さない事</li> </ol>
本 部 班 ( 地 域 振 興 課 長 )	地 域 振 興 課 直 近 要 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部の設置・閉鎖及び運営に関する事</li> <li>2 区の災害対策の総合調整に関する事</li> <li>3 区本部長命令の伝達に関する事</li> <li>4 市本部及びその他関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>5 区本部各班の連絡調整に関する事</li> <li>6 災害情報の統括に関する事</li> <li>7 来訪者・入所者等の避難に関する事</li> <li>8 警戒区域の設定に関する事</li> <li>9 避難の勧告・指示に関する事</li> <li>10 防災行政無線等の管理運用に関する事</li> </ol>
情 報 班 ( 課 税 課 長 ) ( 納 税 課 長 )	課 税 課 納 税 課 ( 区 会 計 室 ) 直 近 要 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況の調査に関する事</li> <li>2 災害情報及びり災対策実施状況の収集及び報告に関する事</li> <li>3 来訪者・入所者等の避難の伝達に関する事</li> <li>4 警戒区域設定の伝達に関する事</li> <li>5 避難の勧告・指示の伝達に関する事</li> <li>6 災害時のパトロールに関する事</li> <li>7 災害情報の広報に関する事</li> <li>8 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>9 義援金の受入れに関する事</li> <li>10 応急給水に関する事</li> <li>11 在宅の災害時要援護者対策に関する事</li> <li>12 災害に係る相談に関する事</li> </ol>
対 策 第 1 班 ( 市 民 課 長 ) ( 保 険 年 金 課 長 )	市 民 課 保 険 年 金 課 直 近 要 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難者の誘導及びり収容に関する事</li> <li>2 避難者の安全確保に関する事</li> <li>3 応急給水に関する事</li> <li>4 在宅の災害時要援護者対策に関する事</li> <li>5 行方不明者の捜索受け付け等に関する事</li> <li>6 安否情報の提供に関する事</li> <li>7 応急仮設住宅の入居受付等に関する事</li> <li>8 り災証明書の発行に関する事</li> </ol>

対策第2班 (福祉事務所長) (保健福祉センター所長)	福祉事務所 保健福祉センター (健康課を除く) 直近要員	1 避難所等の開設及び管理運営に関すること 2 避難者の安全確保に関すること 3 在宅の災害時要援護者対策に関すること 4 安否情報の収集に関すること 5 食糧及び救援物資等の需要把握及び配布に関すること 6 避難者への情報提供及び相談に関すること 7 ボランティアの受入れ及び連絡調整に関すること 8 災害見舞金等の支給に関すること
市民センター班 (市民センター所長)	市民センター	1 所管施設の管理保全に関すること 2 地区連絡所の運営に関すること
保健センター班 (保健センター所長) (保健福祉センター健康課長)	保健センター 保健福祉センター (健康課)	1 所管施設の管理保全に関すること 2 区医療対策本部の支援に関すること

組織改正があった場合は、改正後の組織は、本計画に記載された改正前の組織として人員を配備し、事務を行うものとする。

## 7 第3配備

### 配備及び活動体制の基準

項目	内容
配備基準	次の条件に該当するとき。 1 市域に震度5強の地震が発生したとき。 2 気象庁が東京湾内湾に「大津波」の津波警報を発表したとき。 3 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき、又は警戒宣言発令の報を受けたとき。 4 地震及び津波により局地災害が発生、又は津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 5 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。
配備の内容	1 市・区災害対策本部の設置 2 突発的災害等に対する応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い速やかに第4配備に移行しうる体制とする。
勤務時間外の招集方法	1 原則は自主配備であるが、本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに市民部総合防災課長に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。 2 災害警戒本部が設置されている場合 総務局長は、所定の「招集配備」により動員する。
配備人員	各局(部)及び各区が定めた職員配備計画による。

活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の収集・伝達</li> <li>2 局地的災害に対する応急対策活動</li> <li>3 広報活動</li> <li>4 警戒宣言発令に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止</li> <li>5 広範囲な災害に備えるための体制づくり</li> <li>6 その他市長からの特命事項</li> </ol>
高次体制への移行手順	本部長が本部員会議を開催し、決定する。

## 8 第4配備

### 配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	<p>次の条件に該当するとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域に震度6弱の地震が発生したとき。</li> <li>2 市域の広範囲にわたって地震又は津波により、災害が発生したとき。</li> <li>3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。</li> <li>4 その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</li> </ol>
配 備 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市・区災害対策本部の設置</li> <li>2 複数区についての救助救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。</li> <li>3 事態の推移に伴い速やかに全体配備に移行しうる体制とする。</li> </ol>
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則は自主配備であるが、本庁警備員は災害情報を収受したときは、直ちに市民部総合防災課長に連絡し、以後、所定の「招集配備」による。</li> <li>2 市・区災害対策本部が設置されている場合 総務局長は、所定の「招集配備」により動員する。</li> </ol>
配 備 人 員	各局（部）及び各区が定めた職員配備計画による。

活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の収集・伝達</li> <li>2 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動</li> <li>3 広報活動</li> <li>4 警戒宣言発令に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止</li> <li>5 広範囲な災害に備えるための体制づくり</li> <li>6 その他市長からの特命事項</li> </ol>
高次体制への移行手順	本部長が本部員会議を開催し、決定する。

#### 第4 大規模地震体制

対策のあらまし	<p>市域に震度6強以上の地震が発生した場合は、家屋の倒壊・同時多発火災等大規模な被害の発生が予想される。このとき、交通機能の減退、情報系統の途絶、さらには職員自らの被災等により、発災直後の職員参集が困難となる。このような大規模地震発生直後は混乱のため、災害対策本部の機能が十分に発揮できないおそれがあり、そのため、初動期においては、参集職員をもって、情報収集・伝達、救出・救護活動など早急に対処が必要な活動を重点的に行う必要がある。</p> <p>本市は、震度6強以上の地震が発生した場合に、大規模地震体制をとり、災害対策本部を設置し、人命・安全の確保、財産の保全など被害の軽減を図るため、参集職員をもって全力をつくして活動を行う。</p> <p>災害対策本部の十分な機能が発揮できるようになるにしたいが、中規模地震体制と同様な事務分掌により応急対策活動を行う。</p>
---------	--

#### 配備及び活動体制の基準

項 目	内 容
配 備 基 準	次の条件に該当するとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。</li> <li>2 第4配備では対処できない事態が生じた場合</li> </ol>
配 備 の 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市・区災害対策本部の設置</li> <li>2 複数区についての救助救護活動を行い、又その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とする。</li> <li>3 千葉市の全職員をもって対処し、直ちに救護活動及び応急対策活動を開始できる体制とする。</li> </ol>
勤 務 時 間 外 の 招 集 方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員はあらゆる手段をもって参集するものとする。</li> <li>2 市・区災害対策本部が設置されている場合 総務局長は、所定の「招集配備」により動員する。</li> </ol>
配 備 人 員	全職員をもって配備する。

活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 救出・救護活動 3 甚大な被害の発生に対する応急対策活動 4 避難対策 5 社会的混乱の防止 6 広報活動 7 その他市長からの特命事項
---------	---

## 第5 津波体制

地震の発生に伴い東京湾内湾に津波予報が発表された場合（千葉市域に震度が観測されなかった場合を含む）の配備体制、情報の受伝達、避難勧告・指示等に係る対策は次のとおりとする。

### 1 津波注意報・警報発表

#### (1) 津波警報等の種類及び内容

##### ア 種類

(ア) 津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(イ) 津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

##### イ 発表基準、解説、発表される津波の高さ等

##### (ア) 津波警報・注意報

種類		発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	予想される津波の高さが、高いところで、3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m
	津波	予想される津波の高さが、高いところで、1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m
津波注意報		予想される津波の高さが、高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが解説の基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

(イ) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予報されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、「東京湾内湾」である。

(3) 津波情報の発表

気象庁は、必要に応じて地震の規模、震度、震源及び津波の予想高、到達予想時刻、観測状況等に関する情報を発表する。情報の種類、内容は、次のとおり。

情報の種類	情報内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区ごとの津波の第一波の到達予想時刻及び予想される津波の高さ
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点ごとの満潮時刻及び津波第一波が到達する予想時刻
津波観測に関する情報	津波第一波を観測した時刻及びその高さ並びに津波の最大の高さ及びその観測時刻

2 対象地域及び防災体制

(1) 対象地域

本市の津波対象地域を、原則として次のとおり定める。

- ・中央区、花見川区、美浜区の沿岸地域及び河川流域・周辺地域

(2) 防災体制

ア 津波注意報及び警報に伴う配備体制は次のとおりとする。

なお、市域に震度4以上の地震が発生している場合は、それに応じた体制とする。

※本節第1「応急活動体制の区分」参照

予報の種類	市	区
津波注意報	連絡体制	連絡体制
津波警報(津波)	災害警戒本部 第2配備	災害警戒本部 第2配備
津波警報(大津波)	市災害対策本部 第3配備	区災害対策本部 第3配備

イ 津波注意報発表時の連絡体制は、下記の構成によることとし、各局区の事前に指定された職員が



自宅等で情報連絡体制をとる。また、市民部総合防災課長は被害状況等に応じて必要な対応を指示する。

局	市民局、都市局、建設局、下水道局、消防局、教育委員会
区	中央区、花見川区、美浜区

ウ 第2配備、第3配備については、地震時の対応に準ずる。

エ 配備体制は次の場合に解除する。

(ア) 津波注意報及び警報の解除が発表された場合

(イ) 津波による被害の応急対策がほぼ完了した場合

### 3 津波注意報・警報、情報等の収集・伝達

#### (1) 津波注意報・警報、情報等の収集

「地震及び津波に関する情報等の伝達系統図」(P36)によるほか、次により津波に関する情報の収集を行う。

ア 本市各局区及び防災関係機関は、地震を感じたときは、直ちにテレビ、ラジオ等からの情報に注意し、1時間以上の確な情報収集に努める。

イ 本市各局区及び防災関係機関は、強い地震(震度4以上)を感じたときは、直ちに職員を海浜部に派遣し、安全な場所で海面状態を監視させ、異常発見に努める。

ウ 下水道局は、水門等の巡回調査を実施する。

エ 沿岸区等の消防署は、津波警報が発表されたときは、巡回警戒、潮位観測等を実施する。

#### (2) 沿岸地域住民、在泊船舶等への伝達

ア 沿岸地域の区、市民局、都市局及び沿岸区等の消防署(以下「沿岸区等」という。)は、津波注意報・警報及び海面監視情報等を早期に掌握し、広報車、放送施設、サイレン等により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に津波注意報・警報及び海岸等から離れた高台等への避難を広報する。また、市民局は、「ちばし安全・安心メール」により津波注意報及び警報を伝達する。

イ 沿岸区等の消防署は、津波注意報・警報が発表された場合、気象業務法に定める標識により情報の伝達を行うとともに、消防隊等を沿岸地域及び河川流域周辺に派遣し、迅速な情報伝達活動を実施する。

ウ 千葉海上保安部は、津波注意報・警報が発表された場合、関係機関、臨海部の油保管施設等の設置者又は管理者、船舶代理店、漁業関係者、海洋レジャー関係者等に周知する。

エ 住民・観光客が海岸・海上で遊戯する施設等の管理者に対し、独自でも地震・津波情報等を収集・伝達できるよう日頃から指導していく。

### 4 避難の勧告・指示等に関する対策

ア 沿岸区等は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合は直ちに沿岸住民、海浜利用者等に対して、広報車、ハンドマイク等により避難の勧告・指示を行う。また、

市民局を通じて、「ちばし安全・安心メール」による避難の勧告・指示の伝達を行う。

イ 避難の勧告・指示にあたっては、沿岸区等は、津波警報の内容、海面の状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、要避難地域を明確にしたうえで実施する。なお、避難場所については、原則として高潮対策に準ずる。

ウ 前号の実施に当たっては、地元自治会・自主防災会等の協力を得て組織的に実施する。

エ 県警は、津波警報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合若しくは危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難の指示を行う。

オ 千葉海上保安部は、在泊船の船長に対して、港外等の安全な場所への避難の勧告をするとともに、必要に応じて船体固縛強化等の措置を実施するよう指導する他、港内からの移動を命じる等所要の規制を行う。

その他、第8節「避難対策」による。

## 5 排水機場・水門・陸閘<sup>りつごう</sup>の操作

排水機場・水門・陸閘<sup>りつごう</sup>の運転操作については、「水防（高潮）・震災等実施要領：県千葉港湾事務所」によるものとする。

※千葉県管理の海岸・河川にある排水機場・水門・閘門<sup>こゝもん</sup>一覧（資料2-18）

## 第2節 情報の収集・伝達

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長） 各部長（局長）、区本部長（区長）
	班	各部各班、区本部班・情報班
	関係機関	各項目に記載

### 第1 情報連絡体制

対策の あらまし	<p>災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要がある。</p> <p>そのため、市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。</p> <p>災害時の本部と区本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用する。</p> <p>○有線通信</p> <p>（1）電話の利用</p> <p>（2）FAX等の利用</p> <p>（3）警察・消防通信の利用</p> <p>○無線通信</p> <p>（1）市地域防災無線</p> <p>（2）災害時情報ネットワークシステム、消防・救急無線設備、防災用映像情報システム、又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。</p> <p>（3）県防災行政無線、アマチュア無線、携帯電話等</p> <p>なお、市地域防災無線については、必要に応じて、「千葉市防災行政用無線局管理運用規程」及び「同移動系運用細則」に基づき無線通信の統制を行う。</p>
-------------	--

#### 1 指定電話・連絡責任者の指定

##### （1）指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として、指定電話は、「非常・緊急通話用優先電話」をあてる。

##### （2）連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

#### 2 本部連絡員の派遣

##### （1）市の各部及び各区

市の各部長及び各区本部長は、本部と各部又は区本部との連絡を強化するため、本部連絡員を本部（事務局・市民班）に派遣する。

なお、本部に派遣された連絡員は、それ以降市民部長の指揮下に入る。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部（事務局・市民班）に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

3 有線通信網の利用方法

(1) 電話等の利用

電話及び電報を利用する。

(2) F A X等の利用

本部・区本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、F A Xによる。

(3) 警察・消防通信の利用

ア 消防通信

消防局、消防署、出張所間の消防業務用として、消防専用回線を含む有線電話通信網を利用する。

イ 警察有線電話通信網

県警察本部を起点として、各警察署、各管下交番・駐在所を結ぶ警察有線電話通信網の利用については、県警察本部長に要請し行う。

4 有線通信が途絶した場合の措置

(1) 本部と国との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が設置され、常時通信が確保されている。

(2) 本部と県・隣接市町村及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。この他、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、伝令の派遣等による。

(3) 本部と区本部及び市各部（出先機関）との連絡

区本部、市出先機関及び災害現場等に出勤している各部との連絡は、地域防災無線により行う。

この他、必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、伝令の派遣による。

(4) アマチュア無線の利用

本部と区本部は、災害時において、有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、市職員アマチュア無線クラブの協力により無線局を開局し、アマチュア無線局の協力を得て、「非常通信」を行う。

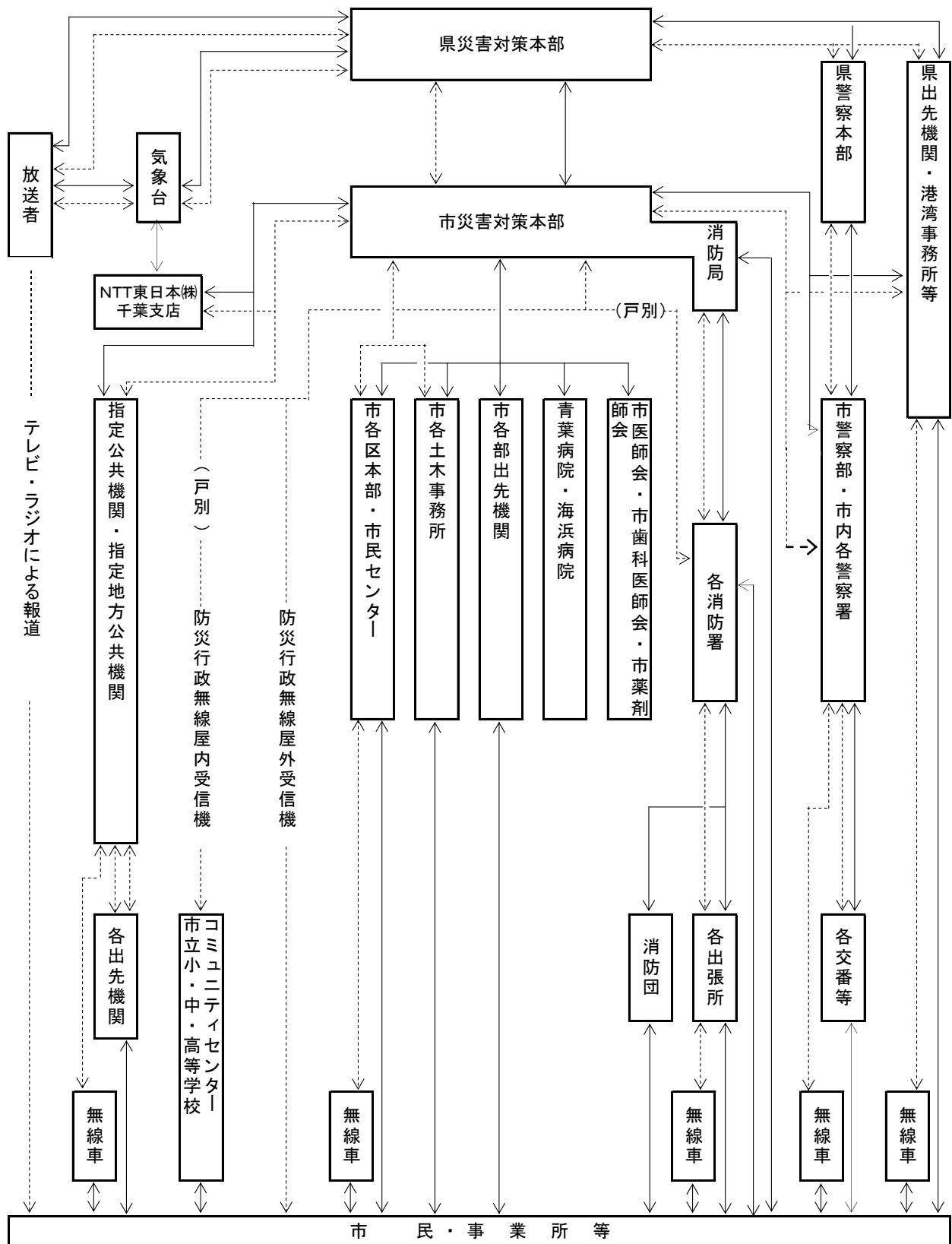
(5) その他非常無線の利用

地震その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上通信の必要が生

じたときは、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

災害の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

市本部を中心とした通信連絡系統図



—— 有線通信又は口頭  
 - - - - 無線通信(市・県・各機関)

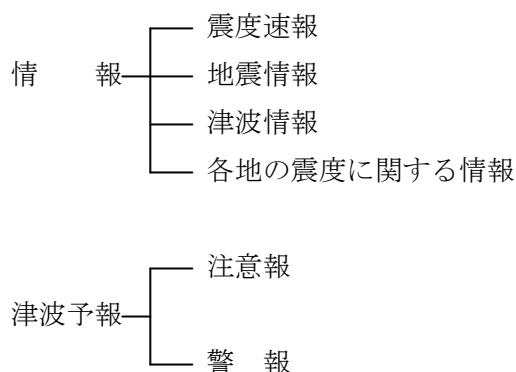
## 第2 地震及び津波に関する情報等

担当	責任者	市民部長（市民局長） 建設部長（建設局長）、下水道部長（下水道局長）、 消防部長（消防局長）、関係区本部長（関係区長）
	責任班	市民班 土木班、下水道管理班、警防班、関係区本部班
	関係機関	銚子地方気象台、千葉測候所、千葉海上保安部、 県消防地震防災課、千葉港湾事務所、千葉市警察部（各警察署）、 NTT東日本(株)千葉支店、NHK千葉放送局

### 1 地震及び津波に関する情報等の種類

気象庁及び銚子地方気象台から県を通じて発表される地震及び津波情報の種類は、次のとおりである。

#### (1) 情報等の種類



#### (2) 気象庁の発表

##### ア 震度速報

地震発生から2分後に、震度3以上の地域名を発表する。この情報は、千葉県防災行政無線により伝達される。

##### イ 地震情報（震源・震度に関する情報）

県内で震度3以上が観測されたとき、震源の位置・地震の規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられるが震度データを入手していない震度観測点がある場合は、その市町村名を発表する。

津波注意報・警報の発表状況や「津波の心配なし」又は「海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加する。

##### ウ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

##### エ 津波警報等

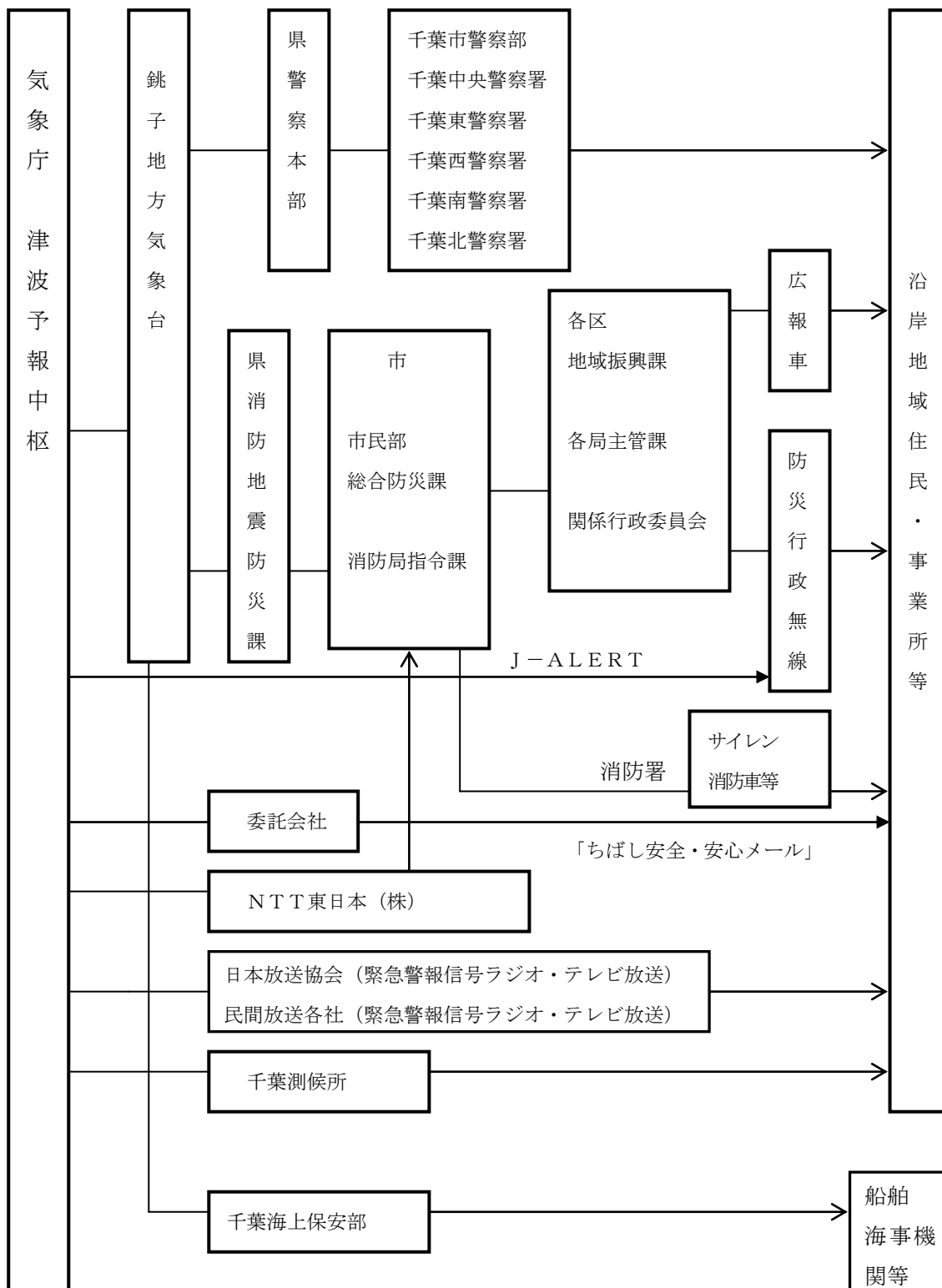
本章第1節第5「津波体制」による。

## 2 地震及び津波に関する情報等の伝達系統

情報等の受領伝達は、市民部総合防災課長が担当する。市民部総合防災課長は、必要と認める場合は、所定の伝達系統により速やかに警報及び情報等を伝達する。



図 地震及び津波に関する情報等の伝達系統

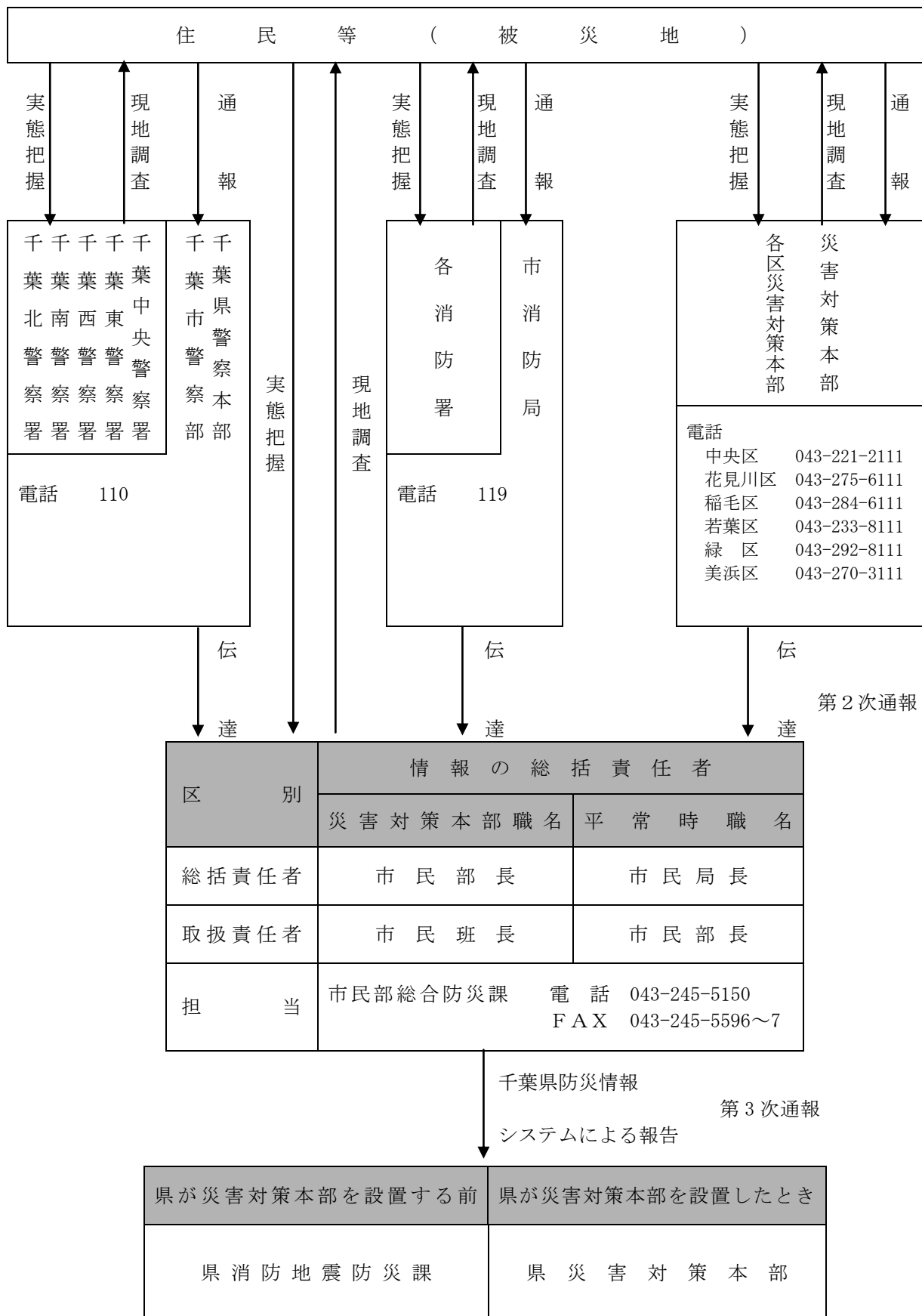


### 第3 被害状況の収集・伝達

対策のあらまし	<p>災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。</p> <p>その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1に速報性（スピード）</li> <li>○第2に簡潔性（ポイントが簡明）</li> <li>○第3に情報源（確認、未確認情報の別）</li> </ul> <p>また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全区全地区について把握するよう配慮するものとする。</p> <p>以下には、災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の防災情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について定める。</p>
---------	--

担当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		各部長（局長）、区本部長（区長）
	班	市民班、各部各班、区本部班・情報班
	関係機関	各項目に記載

被害情報の収集報告系統図



1 被害状況の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、別記報告様式に基づくが、おおむね次のとおりとする。

※災害発生後、直ちに収集すべき情報

- ア 人的被害
- イ 物的被害（住家被害及び公共施設被害等）
- ウ 機能的被害（道路・交通機関・ライフライン被害等）

※千葉市報告様式（資料 6-1）

※千葉県消防地震防災課報告様式（資料 6-2）

※被害の認定基準（資料 6-4）

※報告項目別報告主管部及び報告様式(P41)

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部及び区本部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次の表のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	区 本 部	○区域に係る人的・物的・機能的被害
	各 施 設 の 管 理 者	○所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ○所管施設の物的被害及び機能的被害
	職 務 上 の 関 連 部 課	○商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 ○その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	市 消 防 局 各 消 防 署 ・ 所	○住家の被害（物的被害） ○火災発生状況及び火災による物的被害 ○危険物取扱施設の物的被害 ○要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○避難道路及び橋りょうの被災状況 ○避難の必要の有無及びその状況 ○その他消防活動上必要ある事項
千 葉 市 警 察 部	○被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）	
千 葉 中 央 警 察 署	○避難者の状況	
千 葉 東 警 察 署	○交通規制及び緊急交通路確保の要否	
千 葉 西 警 察 署	○ライフラインの状況	
千 葉 南 警 察 署	○治安状況及び警察関係被害	
千 葉 北 警 察 署	○その他災害警備活動上必要な事項	
そ の 他 の 防 災 機 関		○市の地域内の所管施設に関する被害状況

## 2 被害状況のとりまとめ

### (1) 各部及び区本部から本部への報告

各部及び区本部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、以下の表の手順のとおり、本部へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (災害概況速報)	覚知後、直ちに報告。 以後詳細が判明のつど報告。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害及び住家被害を重点に報告すること。</li> <li>・現況を把握次第直ちに報告すること。</li> <li>・迅速性を第1に報告すること。</li> <li>・部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記すること。</li> <li>・応急対策の実施のつど必要と認める事項を報告すること。</li> </ul>
経過 (被害概況報告及び 応急措置状況報告)	本部長より指示があった事項及びその他必要とする情報を随時報告。 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害概況速報として報告した情報を、確認された事項を報告すること。</li> <li>・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告すること。</li> <li>・応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告すること。</li> </ul>
確定 (災害総括報告等)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後10日以内)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認すること。</li> </ul>

報告項目別報告主管部及び報告様式

	報 告 項 目	報告様式	報告主管部
被	災害概況速報 災害緊急報告の対象となる事項（下記）については特に速やかに報告する。 ・人的被害の発生及びその状況 ・住家被害の発生及びその状況 ・防災上重要な公共施設等の被害の発生及びその状況 ・輸送関連施設被害の発生及びその状況 ・地震火災の発生及びその状況 ・避難措置、救護所開設の状況 ・その他社会的影響が強いと考えられる事項	市 1	所 管 各 部
	災害総括報告	県 2 - 1	区 本 部
害	人的被害詳細報告	県 5 - 1	区 本 部
	住家被害詳細報告	県 5 - 2	区 本 部
	文教施設被害詳細報告	県 7	教 育 部
	病院被害詳細報告	県 8	保 健 福 祉 部
	公共土木施設被害詳細報告	県 9 - 2	建 設 部
	がけくずれ被害報告	県 11	下 水 道 部
	交通規制情報	県 12	建 設 部
状	清掃施設被害詳細報告	県 13	環 境 部
	鉄道被害詳細報告	県 14	都 市 部
	水道被害詳細報告	県 15 - 1	水 道 部
	社会福祉施設被害詳細報告	県 19	保 健 福 祉 部
況	その他被害詳細報告	県 20	所 管 各 部
	火災発生状況報告	県 21	消 防 部
	危険物施設等被害詳細報告	県 22	消 防 部
	農林業被害詳細報告（作物別被害）	県 23 - 1	経 済 農 政 部
	農林業被害詳細報告（農業生産関係施設）	県 23 - 2	経 済 農 政 部
	農林業被害詳細報告（林野被害）	県 23 - 3	経 済 農 政 部
	農林業被害詳細報告（農地・農業用施設）	県 23 - 4	経 済 農 政 部
	商工被害詳細報告	県 25	経 済 農 政 部
	下水道被害詳細報告	県 26	下 水 道 部
	活 動 状 況	動員職員数	市 2
避難状況詳細報告		県 3	区 本 部
避難所・救護所開設状況報告		県 4	区本部・保健福祉部
応急復旧		市 3	所 管 各 部
輸送		市 4	財 政 部
物資給与状況		市 5	経 済 農 政 部
	物品経理状況	市 6	財 政 部

※報告時期

- ・被害を覚知した場合（変化があった場合）
- ・災害対策本部事務局（本部設置前は市民部総合防災課）から報告を求められた場合
- ・震度4以上の地震が発生した場合（発生後速やかに報告するものとする）

(2) 被害状況のとりまとめ

市民部長は、各部及び区本部からの情報のとりまとめにあたっては、以下の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧  
※例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順をふむいとまのない緊急災害発生通報
- エ 情報の空白地区の把握  
※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。
- オ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

3 県（災害対策本部）への報告

(1) 報告の担当者

県（災害対策本部）への報告は、本部長の指示に基づき、市民部長が行う。

(2) 報告の手順

- ア 市民部長は、各部及び区本部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において、調整するものとする。
- イ 災害緊急報告及び災害総括報告は、千葉県被害情報等報告要領に基づき、次表に従って、県に報告する。

(3) 報告先等

市民部長が県に行う被害情報の報告先及び報告の区分・様式は、以下のとおりである。なお、県に被害状況等を報告できない場合は、当該被害状況等を国（消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

また、同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に通報する。

(市民部長が県に行う被害情報の報告先)

区 分		県 報 告 先
平 常 時	勤 務 時 間 内	消防地震防災課災害対策室 ・ 防災電話 500-7221、7361 ・ 防災 F A X 500-7298 ・ N T T 電話 043-223-2175 ・ N T T F A X 043-222-5208
	勤 務 時 間 外	防災行政無線統制室 ・ 防災電話 500-7225 ・ 防災 F A X 500-7110 ・ N T T 電話 043-223-2178 ・ N T T F A X 043-222-5219
県配備体制	災害対策本部 設 置 前	情報収集作業室 ・ 防災電話 500-7623 ・ 防災 F A X 500-7299 ・ N T T 電話 043-223-2164 ・ N T T F A X 043-222-5208、043-224-5481
	災害対策本部 設 置 後	災害対策本部情報班 ・ 防災電話 500-7623 ・ 防災 F A X 500-7299 ・ N T T 電話 043-223-2164 ・ N T T F A X 043-222-5208、043-224-5481



(市民部長が県に行う被害情報等報告の区分及び様式)  
 千葉県被害情報等報告要領 (平成17年4月1日施行)

報告の種類		報告時期	報告方法等	内 容
災害緊急報告		①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度、直ちに	電話・FAX	①庁舎等の状況 ②災害規模概要 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ③応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策 ④措置情報 災害対策本部の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況 ※様式1-1 (資料6-2)
災害 総 括 報 告	定時報告	①原則として、1日2回、9時・15時現在で把握できている情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	端末入力	①被害情報 人的被害、住家被害及びその他の施設等の全般的な被害状況 (件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 ※様式2-1 (資料6-2)
	確定時報告	応急対策終了後10日以内	端末入力及び文書	確定した全般的な被害状況 なお、本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 ①被害情報 市内の全般的な被害状況 (件数) ②措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 ③被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額 ※様式2-1及び2-2 (資料6-2)
	年報	4月20日まで	端末入力及び文書	4月1日現在で明らかになった、前年1月1日から12月31日までに発生した災害
災害詳細報告		災害総括報告に併せて報告 ①原則として、1日2回、9時・15時現在で把握できている情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	電話・FAX及び端末	災害総括報告の被害情報の内容 (日時・場所・原因等) 及び措置情報の詳細 (避難地区等)

**第3節 災害時の広報**

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）、区本部長（区長）	
		対報道機関広報	総務部長（総務局長）、消防部長（消防局長）
		対市民広報	区本部長（区長）
	班	秘書広報班、市民班、消防部各班、区本部班・情報班	
	関係機関	各項目に記載	

基本的な考え方	<p>市（区）及び防災関係機関は、災害発生後、できる限り速やかに一般市民及び報道機関に対し、公共施設やライフライン等の被害の有無、当面の応急的な措置、復旧見込み等に関する広報活動を展開する必要がある。</p> <p>そのため、市（区）及び防災関係機関は、役割分担を決め、被災地の市民だけでなく、被害を免れた地域の市民に対しても広報活動を行う。</p> <p>この場合、特に「災害時における広報活動」の果たすべき役割として、次の2点に留意して行うことが重要である。</p> <p>第1点は、迅速かつ的確な情報の提供それ自体により、市民に対して現実的な状況判断を行うよう促すことである。</p> <p>第2点は、市（区）域内を巡回したり「機関名」を連呼することを通じて、間接的に市や防災関係機関が健在であることを市民に対してアピールすることである。</p> <p>いずれの側面においても、憶測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限にとどめるとともに、市民ができるだけ早く生活再建のための活動に取り組むよう促す効果を期待して行う。</p> <p>なお、JRその他の交通機関に関する広報活動については、各機関が駅等において掲示その他により行うほか、市が情報の提供を受け行う。</p>
---------	---

**第1 実施機関とその分担**

市は、本部長の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
<p>(1) 地震発生直後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震、津波に関する情報</li> <li>イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ</li> <li>ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ</li> <li>エ 避難の勧告、指示</li> <li>オ 災害時要援護者等保護及び人命救助の協力呼びかけ</li> <li>カ 市内の被害状況の概要                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 延焼火災の発生状況</li> <li>(イ) 建物破壊の発生状況</li> <li>(ウ) 道路破損、がけ崩れその他地盤災害の発生状況</li> </ul> </li> <li>キ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 本部の設置</li> <li>(イ) 区本部の設置</li> <li>(ウ) 地区連絡所の設置</li> <li>(エ) 避難所、救護所の設置</li> <li>(オ) 応急給水の実施状況</li> <li>(カ) その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 被害の状況が静穏化した段階の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地震、津波に関する情報</li> <li>イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 被災地の状況</li> <li>(イ) 救護所、避難所の開設状況</li> <li>(ウ) 応急給水、応急給食等の実施状況</li> <li>(エ) その他必要な事項</li> </ul> </li> <li>ウ 安心情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 「・・・・・・・・地区は被害なし」</li> <li>(イ) 「・・・・・・・・小学校児童は全員無事に・・・・・・・・へ避難」</li> <li>(ウ) その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報</li> </ul> </li> <li>エ 生活関連情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 電気、ガス、水道、下水道の復旧状況</li> <li>(イ) 食料品、生活必需品の供給状況</li> </ul> </li> <li>オ 通信施設の復旧状況</li> <li>カ 道路交通状況</li> <li>キ バス、電車、モノレール等交通機関の復旧、運行状況</li> <li>ク 医療機関の活動状況</li> <li>ケ その他必要な事項</li> </ul>

2 警察署（千葉中央警察署・千葉東警察署・千葉西警察署・千葉南警察署・千葉北警察署）

警察署は、本部及び区本部、消防署その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の状況及びその見通し</li> <li>(2) 避難・救援活動に関すること</li> <li>(3) 治安状況及び犯罪の予防に関すること</li> <li>(4) 道路交通規制に関すること</li> <li>(5) その他必要と認められる事項</li> </ul>

- 3 県水道局等（千葉水道事務所・千葉水道事務所千葉西支所、市水道局及び四街道市建設水道部）  
 県水道局等は、本部及び区本部と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項
(1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み (2) 給水拠点の位置及び応急給水状況 (3) 水質についての注意 (4) その他震災発生時に必要な事項

4 NTT東日本㈱千葉支店

NTT東日本㈱千葉支店は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときはトーカー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

なお、地震の振動で受話器がはずれた場合、通話中と同じ状態になり、緊急通話の呼び出しがあってもつながらないため、地震のおさまった後には必ず受話器の確認を行うよう周知する。

主な広報事項は、以下のとおりである。

主 な 広 報 事 項
(1) 通信途絶、利用制限の理由 (2) 通信途絶、利用制限の内容 (3) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期 (4) 通信利用者に協力を要請する事項 (5) 応急仮設電話サービス情報 (6) 災害用伝言ダイヤルの開設 (7) その他事項

5 東京電力㈱千葉支社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時間等については、可能な限り広報車等により直接当該地域に周知する。

主 な 広 報 事 項
<p>(1) 第1段階（安全、危険防止）</p> <p>ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</p> <p>ウ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</p> <p>エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は絶縁検査を受けたうえで使用すること。</p> <p>オ 屋外に避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。</p> <p>カ 警戒宣言が発せられたとき、及び地震発生後においては、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</p> <p>キ その他事故防止のため留意すべき事項</p> <p>(2) 第2段階（被害状況）</p> <p>ア 停電区域</p> <p>イ 停電事故復旧状況</p> <p>ウ 停電事故復旧見込み</p>

## 6 ガス事業各社

### (1) 東京ガス㈱千葉支店

大地震が発生しガス設備に被害があった場合、当該地域へのガス供給を停止する必要がある。その際ガスの供給停止地区を最小限に抑えるために、中圧・低圧導管網をいくつかのブロックに分け、被害を受けたブロック内の供給源のみを停止する方法をとる。

広報については、災害発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また千葉県、千葉市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

主 な 広 報 事 項
<p>《供給継続地区》</p> <p>1 ガスのおいがある場合、火は使用せず、ガス栓、メーターガス栓を閉め、すぐ東京ガスに連絡すること。</p> <p>2 ガスのおいがしない場合でも、ガス給湯器の換気筒のはずれなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合には、ガス機器は使用しないこと。</p> <p>3 地震によってマイコンメーターの安全装置が作動し、ガスが止まっていることがある。この場合、ガスメーター正面の赤いランプが点滅している。メーターに取り付けてある復帰操作説明書を参考に、自分で復帰操作ができる。復帰操作をしてもガスが出ない場合は、最寄りの東京ガスへ連絡すること。</p> <p>《供給停止地区》</p> <p>1 安全のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を全て閉めること。</p> <p>2 ガスの供給再開について、ガス会社の係員が各家庭のガス設備の安全を確認するまではガスを使用しないこと。</p>

### (2) 大多喜ガス㈱千葉事業所及び千葉ガス㈱

おおむね東京ガス㈱千葉支店に準ずる。

## 第2 市広報活動の実施手順

基本的な考え方	<p>市が市民に対して実施する災害時の広報活動については、広報情報の不統一を避ける観点から、市民班を経由し本部長又は区本部長の決定に基づき行うよう広報ルート的一本化を図る。</p> <p>また、その果たすべき意義を踏まえるとともに、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分ける。</p> <p>そのため、市民班長若しくは区情報班長は、本部長又は区本部長から特に指示された場合を除き、状況を判断の上適切な広報手段を選定し行う。</p> <p>なお、NHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ケーブルネットワーク千葉、(株)ベイエフエム、(株)ニッポン放送等に対する緊急警報放送の要請は、秘書広報班長が本部長の指示に基づき要請する。</p>
---------	--

## 1 広報活動の決定

広報活動の実施及び広報事項の決定は、本部長の指示に基づき市民班長が行う。

市民向広報活動は、本部による広報活動と区本部による広報活動とに大別されるものとする。

また、災害時に本部又は区本部が行う広報活動については、次の2つの場合が想定される。

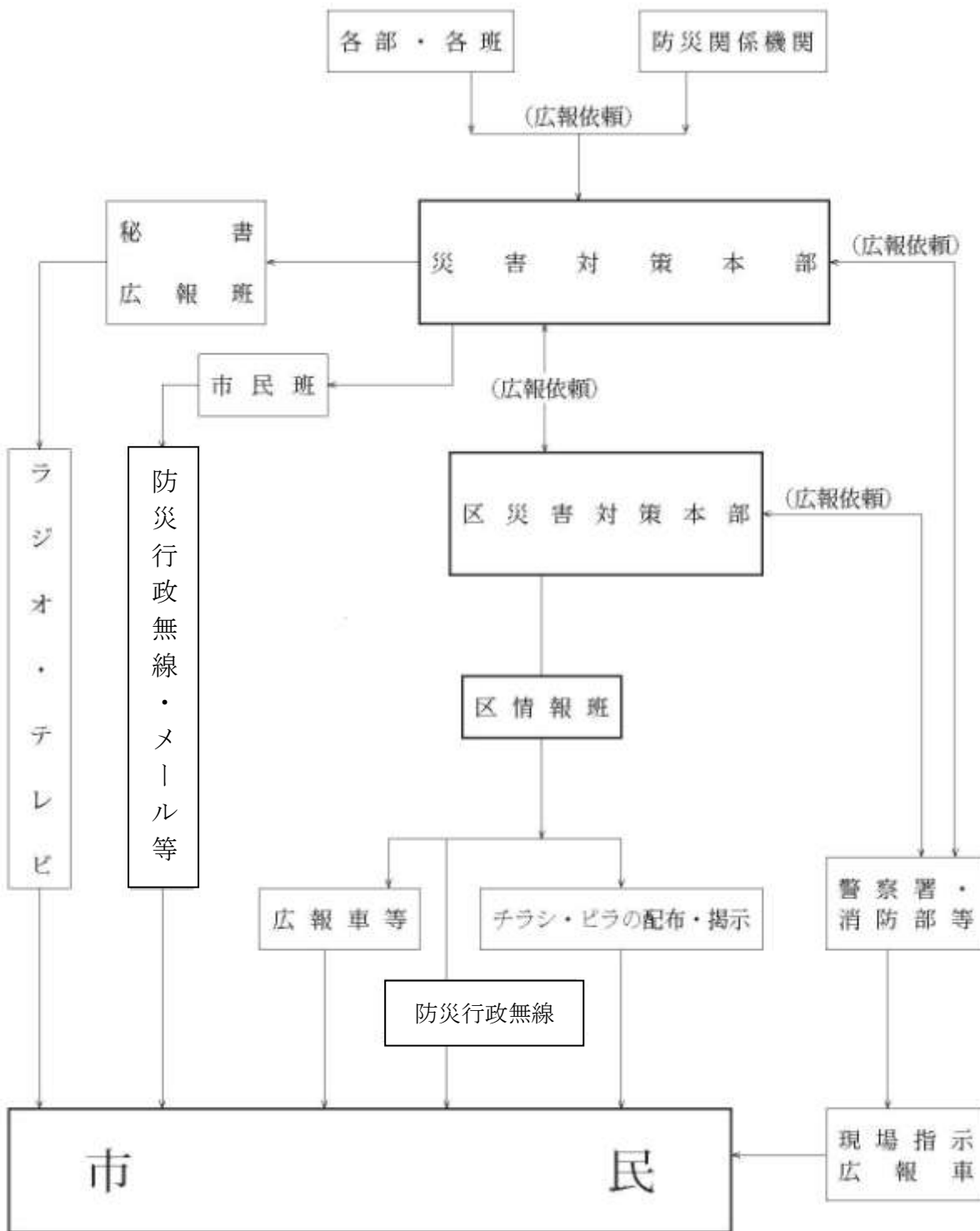
- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部長又は区本部長の自主的な判断による場合</li> <li>(2) 各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼による場合</li> </ul> |
|---|

いずれの場合についても情報の不統一を避ける観点から、指揮命令系統を次の図のとおり行うものとし、広報ルート的一本化を図る。

市民班長は、市民部長を通じて、本部各部長に対して、各部・班から直接区本部情報班へ広報活動の実施を依頼することのないよう、あらかじめ周知徹底しておく。

なお、区本部長は、必要と認める場合は、その所轄する区の地域における広報活動を行うことを決定できるものとする。ただし、その場合は、事後速やかに必要な事項について、市民班長を通じて、本部長に報告するものとする。

広報活動の決定から実施までの流れ



2 広報活動の方法（手段）

(1) 防災行政無線の利用

本部は、防災行政無線により、市内に設置した屋外受信機を通じて、ほぼ全域に必要な情報を同時に伝達する。

また、各区本部からも防災行政無線により、市民に伝達する事ができる。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報 ウ その他	○屋外受信機は、聞き取りにくいいため、次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。
いっせい伝達  (いっせい伝達・地域を限定した伝達)	ア 地震発生直後の地震情報 イ 地震発生直後の出火防止、初期消火の呼びかけ ウ 地震発生直後の災害時要援護者等保護、人命救助の協力呼びかけ、その他注意事項 エ 安心情報 オ 市本部、区本部、救護所の設置等応急対策の実施状況	

(2) 広報車の利用

広報車による広報活動は、区本部・消防部が行う。

区本部情報班長は、必要に応じ他の部の車両も動員して必要地域へ広報車を出動させ広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は、音声のみによらず、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。

また、他の部の車両の動員については、財政班に要請する。



利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●車両をゆっくり運行させる。
時期又は地域を限定した伝達	ア 地震、津波に関する情報 イ 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	

(3) ヘリコプターの活用

ヘリコプターによる広報活動は、消防部が行う。

消防部警防班長は、必要に応じ災害時における広報活動を実施する。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報 ウ その他必要な情報	○屋内にいる場合、聞き取りにくいいため次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。
時期又は地域を限定した伝達	ア 地震、津波に関する情報 イ その他必要な情報	

(4) 市職員の口頭等での伝達

区本部情報班長は、広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、区本部情報班職員及び本部からの応援職員を派遣し広報活動を実施する。

本部からの職員の応援については、総務班長を通じて要請する。

また、必要な場合は、併せて消防部、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

なお、職員を派遣する場合は、原則として、携帯電話又は無線機を携帯させるとともに、区本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。

利用する場合（事例）		実施にあたり注意すべき事項
緊急伝達	ア 避難の指示 イ 津波に関する情報 ウ その他	○屋内にいる場合、聞き取りにくい場合次の配慮をする。 ●音量・音質・響鳴を考慮する。 ●ゆっくり正確に伝える。 ●3回以上繰り返す。 ●不確実なことは言わない。
避難場所での情報伝達	ア 地震、津波に関する情報 イ 防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況 ウ 安心情報 エ 生活関連情報 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 医療機関の活動状況	○被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ、上記以外に次の配慮をする。 ●ビラ・チラシなどの印刷物を併せて配布するよう努めること。

(5) 本庁舎、区庁舎、市出先機関等での掲示等

市民班長は、秘書広報班長の協力を得て、「災害対策広報」等を適宜発行するよう努める。

これにより情報の空白時間帯や空白地域の発生による無用な混乱を防止するための重要な手段とする。

なお、発行された「災害対策広報」は、本庁舎においては秘書広報班が、区本部・出先機関及び地区連絡所においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。

(6) 隣接市町の防災行政無線の利用

隣接市町との境界部にあたる地域の住民への広報活動で、上記の手段によることが適切でないと判断される場合については、市民班長が本部長の指示に基づき隣接市町に対して、緊急無線放送を要請する。

(7) インターネットの利用

市のホームページ、メール配信サービス等を使った広報を行う。

(8) 緊急警報放送の要請

避難の勧告又は指示、その他予想される災害の事態及び市のとるべき措置のうち緊急に伝達する必要のある事項について、その必要があると認める場合は、本部長の指示に基づき秘書広報班長がNHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ケーブルネットワーク千葉、(株)バイエフエム、(株)ニッポン放送に対して、緊急警報放送の要請を行う。

### 3 広報文例集（資料 5-1）

#### （1）防災行政無線放送文

- ・震度 5 弱以上の地震発生時 例文 1
- ・震度 6 弱以上の地震発生時 例文 2
- ・津波注意報 例文 3
- ・津波・大津波警報 例文 4
- ・津波注意報解除 例文 5
- ・津波・大津波警報解除 例文 6

#### （2）市域に震度 5 強以上の地震が発生したときの広報

- ・地震情報、余震情報、二次災害防止 例文 7
- ・被害状況 例文 8
- ・火災発生状況、避難情報 例文 9
- ・安心情報 例文 10
- ・交通状況 例文 11

#### （3）避難・救護に関する広報

- ・避難準備 例文 12
- ・避難の勧告・指示、誘導 例文 13
- ・救護対策 例文 14
- ・避難所設置 例文 15
- ・防疫・保健衛生 例文 16

## 第 3 報道機関への発表・協力要請

基本的な考え方	<p>1989 年アメリカのサンフランシスコで発生したロマ・プリータ地震では、その被害の大きさに比較して、社会的混乱がほとんどなかったと報告されている。その理由にはいくつかの要因があげられるが、報道機関、特にラジオ・テレビ局の活発な災害時特別報道が非常に大きく貢献したことが注目される。</p> <p>1995 年 1 月神戸をはじめ兵庫県南部地域を襲った「阪神・淡路大震災」は、日本で初めての近代的な大都市における直下型地震であり、未曾有の被害をもたらし、電話等の通信が不通の状況の中で、放送局が市民と防災関係機関相互の貴重な情報手段となるなど、災害時における報道機関の役割の重要性をあらためて認識させる事例が増えている。</p> <p>千葉県においては市域のみを視聴エリアとするケーブルテレビをはじめ、県内を聴取（視聴）エリアとする FM ラジオ局や UHF テレビ局がある。</p> <p>そこで、報道機関については、災害時報道が災害対策本部の活動の支障にならないよう、取材活動上のルールを定めるとともに、大規模災害時における市民への情報連絡手段のひとつとして位置付ける。</p>
---------	---

### 1 市の発表

#### （1）災害警戒本部

市長若しくは市民局長の指示により、総務局市長公室長が記者クラブを通じて報道機関に対して、

災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 災害対策本部設置後

本部設置後については、総務部秘書広報班長を担当窓口として、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

また、秘書広報班長は、本部が設置された場合は、直ちに臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

発表は、原則として、本部長の決定に基づき、秘書広報班長が共同記者会見方式で行うが、市民班長は、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努めるものとする。

2 消防局の発表

消防局の行う警戒防御に関する発表は、秘書広報班長が行う共同記者会見の場で、指定する幹部が行うものとする。なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

3 警察署（千葉中央警察署・千葉東警察署・千葉西警察署・千葉南警察署・千葉北警察署）の発表  
報道の公正を期するため、担当の幹部を定めて行う。

4 緊急警報放送等の要請

市は、緊急時における情報連絡手段としてラジオ、テレビの放送機能を有効に活用する。なお、ラジオ、テレビ局等に対する緊急放送の要請については、次のとおり各放送機関に要請するものとする。

(1) 要請方法

放送要請は、秘書広報班長が本部長の指示に基づき行うものとする。

(2) 放送要請の範囲

- ア 災害時等における避難勧告・指示
- イ 市長（本部長）が発令する動員命令
- ウ 予想される災害及び災害時において市民に緊急に伝達する必要がある事項
- エ その他、市長（本部長）が特に必要と認める事項

(3) 要請手続

- ア 要請は、緊急警報放送要請発信用紙により行うものとする。
- イ 要請は次の方法により行うものとする。

○NHK千葉放送局（放送）への要請

常	時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-225-7599</li> <li>・ 県防災行政無線（電話） 500-7393</li> <li>・ 県防災行政無線（FAX） 500-7394</li> <li>・ 一般加入電話 043-222-0119</li> <li>※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。</li> <li>・ 災害応急復旧用無線電話 01401-2610</li> <li>・ 地域防災計画による他の非常通信手段</li> </ul>	

○千葉テレビ放送(株)放送本部への要請

常	時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-231-4999</li> <li>・ 県防災行政無線（電話） 500-9701（報道制作局報道部）</li> <li>・ 県防災行政無線（FAX） 500-9702（報道制作局報道部）</li> <li>・ 一般加入電話 043-231-3111</li> <li>※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。</li> <li>・ 地域防災計画による他の非常通信手段</li> </ul>	

○(株)ケーブルネットワーク千葉への要請

常	時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-233-6330</li> <li>・ 一般加入電話 043-233-8011</li> <li>※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。</li> <li>・ 地域防災計画による他の非常通信手段</li> </ul>	

○(株)ベイエフエム編成局への要請

常	時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 043-351-7870</li> <li>・ 県防災行政無線（電話） 500-9711（技術部）</li> <li>・ 県防災行政無線（FAX） 500-9712（技術部）</li> <li>・ 一般加入電話 043-351-7841</li> <li>※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。</li> <li>・ 地域防災計画による他の非常通信手段</li> </ul>	

○(株)ニッポン放送編成局報道部への要請

常	時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般加入電話ファックスを最優先に利用する。 03-500-3915</li> <li>・ 一般加入電話 03-500-3268 ※ 一般加入電話による場合は要請先を確認する。</li> <li>・ 地域防災計画による他の非常通信手段</li> </ul>	

※緊急警報放送要請発信用紙（資料 5-2）

**第4節 応援要請計画**

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		消防部長（消防局長）
	班	市民班、消防部警防班
	関係機関	各項目に記載

基本的な考え方	<p>災害時において、市の職員のみをもってしては対処しえないと判断された場合は、速やかに県、近隣都縣市町村・消防機関、その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。</p> <p>県をはじめとする各機関等への応援要請は、本部長の指示に基づき市民部長及び消防部長が行う。</p>
---------	--

**第1 県に対する要請**

1 要請の手続

県知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（総務部消防地震防災課）に対し、とりあえず県防災行政無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付することとする。

連絡先	電 話	県防災無線
消防地震防災課	2 2 3 - 2 1 7 5	5 0 0 - 7 2 2 1
休日・夜間用	2 2 3 - 2 1 7 8	5 0 0 - 7 2 2 5

2 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

## 第2 他都県市町村・指定地方公共機関等への要請

### 1 協定締結都県市町村への要請

#### (1) 首都圏6市（県都）への要請

首都圏県都市長懇話会を構成する6市（水戸市、前橋市、宇都宮市、さいたま市、甲府市、横浜市）への要請については、「災害時における相互援助に関する協定」（昭和61年11月28日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各市へ電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 エ 被災者の一時収容のための施設の提供 オ 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職等の職員の派遣 カ 前各号に定めるもののほか、被災県都が特に必要があると認めるもの	ア 被害状況 イ 左記ア～エまでに掲げるものの品名、規格、数量等 ウ 左記オに掲げる職員の職種別人員 エ 援助を受ける場所及びその経路 オ 援助を受ける期間 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

協定締結市名	担 当 部 局 名	連 絡 先
水 戸 市	市民環境部地域安全課	029-224-1111
前 橋 市	市民部安全安心課	027-224-1111
宇 都 宮 市	行政経営部危機管理課	028-632-2052
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1127
甲 府 市	企画部危機管理対策室防災対策課	055-237-5331
横 浜 市	安全管理局危機管理課	045-671-2064

#### (2) 7都県市への要請

「八都県市災害時相互応援に関する協定」（平成15年4月1日）に基づく7都県市への要請については、次の事項を明らかにして別に定める応援調整都県市を通じて行う。

また、首都圏の複数の都県市で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「八都県市広域防災プラン（震災編）」に基づき、八都県市共同運営による応援調整本部を設置し、八都県市間の応援調整を行う。



応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
<p>ア 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣                      (ア) 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供並びにあつせん                      (イ) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあつせん                      (ウ) 情報収集及び救援及び救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供並びにあつせん                      (エ) 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣                      イ 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあつせん                      ウ 被災者を一時的に受入れるための施設のあつせん                      エ 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあつせん                      オ 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供並びにあつせん                      カ 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等都縣市境付近における必要な措置                      キ 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項</p>	<p>ア 被害の概要                      イ 物資等の提供及びあつせんに関する応援を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等                      ウ 人員の派遣に関する応援を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等                      エ その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等                      オ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項</p>

協定締結都縣市名	連絡担当部課名	連 絡 先
埼 玉 県	危機管理防災部消防防災課	0 4 8 - 8 3 0 - 3 1 8 4
千 葉 県	総務部消防地震防災課	0 4 3 - 2 2 3 - 2 1 6 3
東 京 都	総務局総合防災部防災対策課	0 3 - 5 3 8 8 - 2 5 6 1
神 奈 川 県	安全防災局災害消防課	0 4 5 - 2 1 0 - 3 4 3 0
横 浜 市	安全管理局危機管理対処課	0 4 5 - 6 7 1 - 4 1 4 1
川 崎 市	総務局危機管理室	0 4 4 - 2 0 0 - 2 7 9 4
さいたま市	総務局危機管理部防災課	0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 2 7

応援調整都縣市は、次のとおりとする。

被災都縣市	応援調整都縣市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市
神奈川県 横浜市 川崎市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市

※応援調整都縣市で、「神奈川県・横浜市・川崎市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある都市を優先とする。

※被災地域が、「千葉市以外の千葉県」・「横浜市及び川崎市以外の神奈川県」・「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、応援調整都縣市としてそれぞれの「政令市」を優先する。

(3) 18大都市への要請

災害時における円滑な協力が得られるよう、18大都市への要請については、「19大都市相互応援に関する協定」(平成21年10月7日)に基づいて、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて行う。

協定締結都市名	連絡担当部課名	連絡先
札幌市	危機管理対策室危機管理対策部 危機管理対策課	011-211-3062
仙台市	消防局防災安全部防災安全課	022-234-1111
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048-829-1126
東京都	総務局総合防災部防災管理課	03-5388-2486
川崎市	総務局危機管理室	044-200-2923
横浜市	安全管理局危機管理課	045-671-2064
新潟市	市民生活部危機管理防災課	025-226-1146
静岡市	消防防災局防災部防災指導課	054-221-1241
浜松市	生活文化部危機管理課	053-457-2537
名古屋市	消防局防災室	052-972-3522
京都市	消防局防災危機管理室	075-212-6792
大阪市	危機管理室	06-6208-7388
堺市	危機管理室	072-228-7605
神戸市	危機管理室	078-322-6487
岡山市	総務局防災対策課	086-803-1082
広島市	消防局危機管理部防災課	082-546-3441
北九州市	消防局危機管理室危機管理課	093-582-2110
福岡市	市民局生活安全・危機対策部 防災・危機管理課	092-711-4056

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両並びに舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧等に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 オ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	ア 被害の状況 イ 左記アからウまでに掲げる応援を要請する場合には、物資等の品名、数量等 ウ 左記エに掲げる応援を要請する場合には、職員の職種及び人員 エ 応援場所及び応援場所への経路 オ 応援の期間 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(4) 県内市町村への要請

県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日)に基づき、県内市町村長に応援要請を行う。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
ア 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 死体の火葬のための施設の提供 ク ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	ア 被害の状況 イ 応援の種類 ウ 応援の具体的な内容及び必要量 エ 応援を希望する期間 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 他の地方公共団体・指定公共機関等への要請

他の地方公共団体・指定地方公共機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、それぞれの機関に対し、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付することとする。なお、要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

他の地方公共団体・指定地方公共機関等への協力要請一覧

要請の内容	事項	根拠法令
応援の要請	ア 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を必要とする期間 エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項	災害対策基本法 第68条、第74条
職員の派遣の要請	ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条、第30条、 第31条 地方自治法 第252条の17

緊急放送の要請	ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時 エ その他必要な事項 ※NHK千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、(株)ニッポン放送、(株)ケーブルネットワーク千葉	災害対策基本法第 57 条
---------	---	---------------

### 第 3 消防機関への要請

本部長（市長）は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等の規定に基づき応援を要請する。

- 1 「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に定める所により、迅速な消防相互応援を要請する。
- 2 地震による同時火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生じることが見込まれる場合、本部長（市長）は、県知事を通して消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他の消防機関の派遣を要請する。

#### 消 防 応 援 協 定 の 状 況

協定・計画・要綱名	内 容
千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下の全市町村及び一部の事務組合が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処する協定（消防組織法第 39 条）
千葉県消防広域応援基本計画	千葉県内市町村の地域において、大規模災害等の発生に対し地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣により、広域消防応援体制の確立を図る。
緊急消防援助隊運用要綱	総務省消防庁において、全国消防応援体制を図るため創設し、平成 7 年 10 月 27 日から施行され、大規模災害時の消防応援体制の確立を図った。（消防組織法第 44 条）

#### 「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に定める活動拠点予定地

名 称	所在地
千葉ポートパーク駐車場	中央区中央港 1 丁目
千葉県消防学校グラウンド	中央区仁戸名町
青葉の森公園南口駐車場	中央区青葉町
千葉工業大学グラウンド	花見川区千種町
千葉県総合スポーツセンター大駐車場	稲毛区天台町
泉自然公園駐車場	若葉区野呂町
千葉市消防学校	緑区平川町
稲毛海浜公園第 1 駐車場	美浜区高浜 7 丁目

「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画  
 (中央防災会議)に定める活動拠点予定地

名 称	所 在 地	用 途
羽 衣 公 園	中央区市場町	主 に 消 防
青 葉 の 森 公 園	中央区青葉町	消 防、自 衛 隊
穴 川 中 央 公 園	稲毛区穴川4丁目	警 察、消 防
千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台町	主 に 消 防
花見川終末処理場	美浜区磯辺8丁目	警 察、消 防、自 衛 隊
幕 張 海 浜 公 園	美浜区ひび野2丁目	消 防、自 衛 隊

#### 第4 自衛隊への災害派遣要請

##### 1 派遣要請の手続等

###### (1) 要請手続

ア 市長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は、市民部長に命じて、県(総務部消防地震防災課)に次の事項を明記した文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

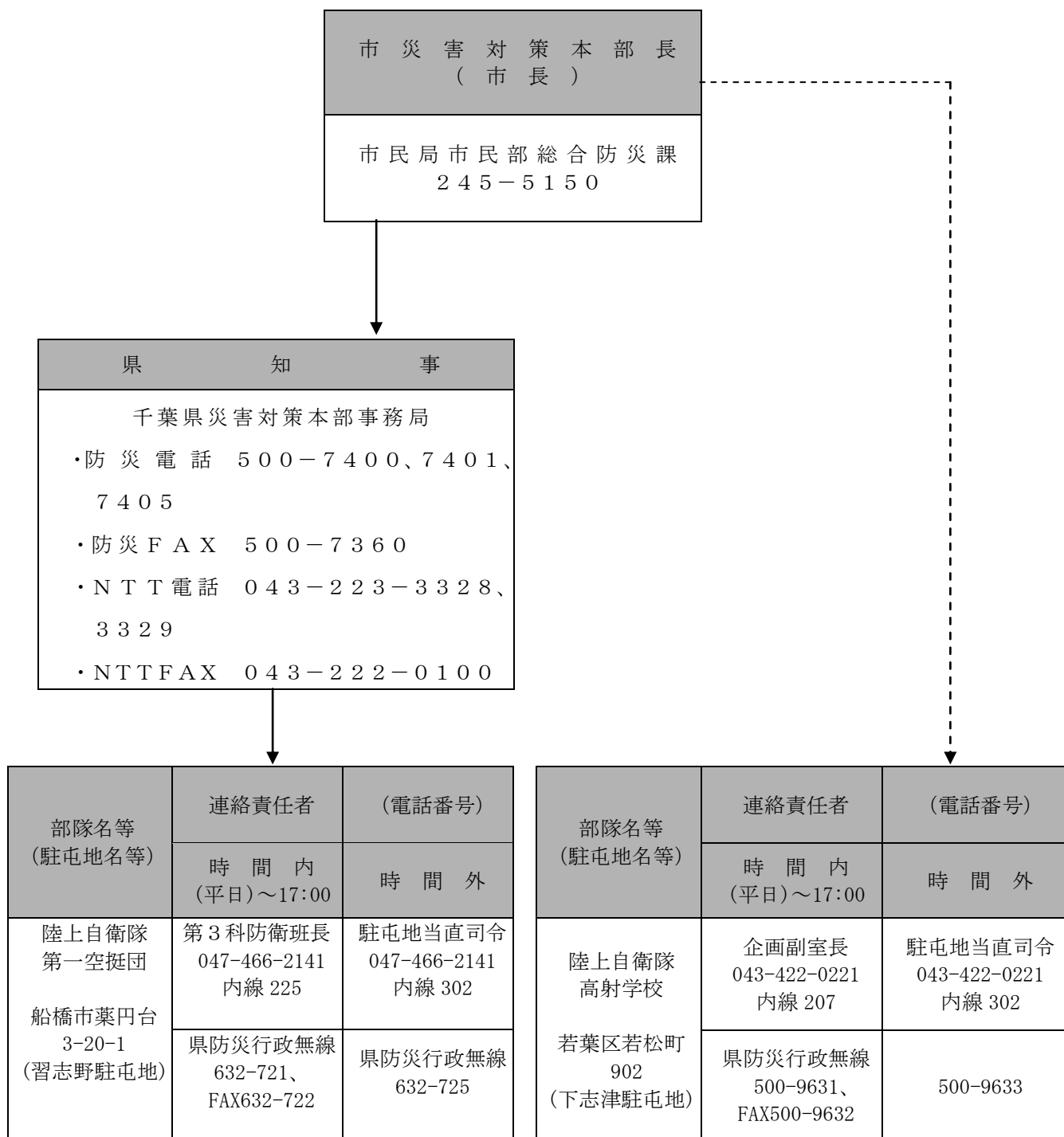
イ 緊急避難、人命救助等の場合で、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要請ができないときは、直接次表へ通知する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

※自衛隊派遣要請(部隊撤収)に係る県知事への依頼文(資料9-4)

###### (2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。自衛隊の災害派遣は、県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣する場合がある。

自衛隊災害派遣要請



————→ アの場合  
 - - - - -> イの場合

※海上自衛隊、航空自衛隊への通知も含む。

(3) 災害派遣部隊の受入措置等

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき、又は、自衛隊が自主派遣されたときは、市民部長に命じて、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入措置

項 目	活 動 内 容
準 備	<p>応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資器材等の確保・調達を行う。</p> <p>派遣部隊の宿泊所、車両、器材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。</p>
受 入 れ	<p>派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。</p> <p>なお、派遣部隊の駐屯地及び仮宿泊施設は、国が定める候補地（※）、蘇我スポーツ公園、被災地近くの公共空地等とする。</p>
県 へ の 報 告	<p>市民班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県（総務部消防地震防災課）に報告する。</p>
派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請	<p>派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。</p> <p>市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。</p> <p>ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。</p>

(※) 「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（中央防災会議）に定める活動拠点予定地 (P65)

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次表のとおりとする。



自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項 目	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両・艦艇・航空機等状況に適した手段による偵察
避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等
遭 難 者 の 捜 索 救 助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動等に優先して実施)
水 防 活 動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
消 防 活 動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障 害 物 の 排 除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等 (ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合)
診 察 ・ 防 疫 ・ 病 虫 害 防 除 等 の 支 援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は市が準備)
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
炊 飯 及 び 給 水 の 支 援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年 1 月 10 日総理府令第 1 号)による。 (ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命身体が危険であると認められる場合に限る。)
交 通 規 制 の 支 援	自衛隊車両の交通がふくそうする地点における車両を対象とする。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予 防 派 遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
そ の 他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

## 第5 民間団体等への要請

### 1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、町内自治会組織、自主防災組織、日赤奉仕団、大学・高校奉仕団、女性団体等の民間団体等へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- (1) 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- (4) 被害状況の調査補助業務
- (5) 被災地域内の秩序維持活動
- (6) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) 応急仮設住宅の建設業務
- (8) 生活必需品の調達業務
- (9) その他市が行う災害応急対策業務への応援協力

### 2 協力要請の方法

災害時に民間団体等へ協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。なお、要請にあたっては、以下の事項を明らかにして行う。

- 活動の内容
- 協力を希望する人数
- 調達を要する資器材等
- 協力を希望する地域及び期間
- その他参考となるべき事項

各対策部が作業を行うため民間団体等の協力を必要とするときで、この計画に定めのない場合については、市民部長（市民班）が本部長の指示に基づき、その責任者に対して要請する。

### 3 業種別団体組織

現在、災害時に協力すべき団体として、協定を締結している団体は、以下のとおりである。

※協定一覧（資料 2-11）

## 第6 海外支援の受入れ

### 1 外務省経由の海外支援

外交ルートを通じ、外務省へ海外から支援の申し入れがあり、外務省から県・市へ要請の打診があった場合は、本部員会議で協議し、本部長が決定する。

2 直接市へ申し入れのある海外支援

NGO（非政府組織）団体等から直接本部や関係部へ支援の打診があった場合は、本部員会議で協議し、本部長が決定する。

**第5節 災害救助法の適用**

担 当	責 任 者	保健福祉部長（保健福祉局長）
		区本部長（区長）
	※法に基づく救助活動の事務	
	班	保健福祉総務班
対策第2班		
関 係 機 関	県健康福祉政策課 （県習志野健康福祉センター地域保健福祉課）	

基本的な考え方	<p>災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。</p> <p>これにより、り災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。</p> <p>なお、災害救助法に基づく救助活動の事務については、保健福祉部長（保健福祉局長）及び区本部長が所管し、この計画に定める体制により救助活動を行う。</p>
---------	--

**第1 災害救助法の適用基準**

災害救助法の適用は、県知事が行う。

千葉市においては、区を単位として適用することが原則であるが、市を単位として適用することもできる。なお、具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

区	人 口 平成17年 国勢調査	1号適用 (区又は市内 の減失世帯)	2号適用 (県下の減失 世帯2500世帯 以上の時)	3号適用   4号適用 (厚生労働大臣と事前に 協議を必要とする)	
中央区	184,637	100	50	※1  ※2	※3
花見川区	181,708	100	50		
稲毛区	149,685	100	50		
若葉区	149,898	100	50		
緑 区	112,850	100	50		
美浜区	145,541	100	50		
計	924,319	150	75		

※1（災害救助法施行令第1条第3号前段）

県下の減失世帯数が12,000以上あり、かつ千葉市内の減失世帯数が多数であるとき。

※2（災害救助法施行令第1条第3号後段）

災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が減失したとき。

※3（災害救助法施行令第1条第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合

## 第2 減失世帯の算定基準

### 1 減失世帯の算定

住家が減失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

減失住家	1世帯	=	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
減失住家	1世帯	=	半壊（半焼）住家	2世帯
減失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯
（注）床下浸水、一部破損は換算しない。				

### 2 減失等の認定

減失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。

※被害の認定基準（資料6-4）

被害の区分	認定の基準
住家の全壊 全焼 流失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の損害割合がその住家の50%以上に達した程度のも
住家の半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、損壊又は焼失した床面積が延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の損害割合がその住家の20%以上50%未満のも。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、アパート・マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

### 第3 災害救助法の適用手続き

#### 1 災害救助法の適用要請

災害に際し、千葉市の市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県健康福祉部健康福祉政策課を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- |   |
|---|
| (1) 災害発生の日時及び場所<br>(2) 災害の原因及び被害の状況<br>(3) 適用を要請する理由<br>(4) 適用を必要とする期間<br>(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置<br>(6) その他必要な事項 |
|---|

#### 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならないものとする。

また、災害救助期間の延長等特例申請については、県健康福祉部健康福祉政策課を通じて行う。

### 第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は（資料 8-1）の表のとおりである。

### 第5 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事に全面的に委任されている。

救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、県では、以下のとおり、救助に関する職権の一部を災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 18 条の規定に基づき市町村長に委任することができる。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者

市長が実施する救助	県知事が実施する救助
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の設置</li> <li>・炊き出しその他による食品の給与</li> <li>・飲料水の供給</li> <li>・被服、寝具等の給（貸）与</li> <li>・り災者の救出</li> <li>・り災住宅の応急修理</li> <li>・学用品の給与</li> <li>・埋葬</li> <li>・死体の搜索</li> <li>・障害物の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の設置及び供与 （住宅課）</li> <li>・医療（救護班・日赤）</li> <li>・助産（救護班・日赤）</li> <li>・死体の処理（救護班・日赤）</li> </ul>

※県健康福祉部健康福祉政策課「災害救助法等に関する資料」による。

**第6節 消防・救急救助活動等**

担 当	責 任 者	消防部長（消防局長） 消防団長、保健福祉部長（保健福祉局長）
	班	消防部総務班・警防班（消防団含む） 健康班
	関 係 機 関	千葉海上保安部 千葉市警察部・千葉中央警察署・千葉東警察署・千葉西警察署・千葉南警察署・千葉北警察署、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、危険物・有毒物等取扱施設管理者

基本的な考え方	<p>大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、災害活動のための常備組織である市の消防局が、関係機関と連携しながら、その全機能をあげて、消防・救急救助活動及び市民等の避難の安全確保にあたる。</p> <p>消防局の非常災害時における組織体制の確立、消防隊及び救急隊、救助隊等の運用方法等については、別に定める「消防局大規模地震火災対策」により万全を期する。</p> <p>なお、石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。</p>
---------	--

**第1 消防活動**

1 組織

(1) 活動体制

市に本部が設置された場合、又は消防局長が特に必要と認めた場合は、消防局に「消防地震対策本部」を、各区消防署に「方面指揮本部」を設置する。

(2) 動員体制

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、勤務時間外の消防職員は、別命を待つことなく参集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

2 初期活動

東海地震予知情報に基づく警戒宣言が発令された場合及び市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、消防局及び各区消防署・出張所は直ちに次の初動措置を行う。



－ 初期活動のあらまし －

- (1) 消防地震対策本部及び方面指揮本部の設置
- (2) 防災情報カメラによる市内監視
- (3) ヘリコプターによる上空監視及び高所見張
- (4) 車両・機材等の安全確保
- (5) 有線電話の通話統制
- (6) 全無線局の開局及び点検
- (7) 被害状況の把握
- (8) 重要防御地域の状況把握
- (9) 消防車・救急車・広報車等の出動準備

### 3 消火活動

地震時の火災防御の部隊運用の基本は、1件の火災に対し、消防隊1～2隊とし、以下の基本原則に基づき、消火活動を行う。

－ 地震時消防活動の基本原則 －

- (1) 攻勢防御  
火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は、積極的な攻勢防御活動を展開して一挙に鎮圧する。
- (2) 重点防御  
火災発生件数が多く消防力が劣勢であると判断される場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。  
なお、重要かつ危険度の同程度の場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (3) 集中防御  
火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防御では効果がないと判断される場合は、防御線を設定して集中的な防御活動を行う。
- (4) 避難地・避難路の優先確保  
延焼火災が多発し、拡大し、他の原則による防御作戦の効果が全くないと判断される場合は、人命の安全を優先とした避難地・避難路確保の消防活動を避難完了の時期まで行う。
- (5) 市民の優先防御  
事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。  
ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物及び地下街等から出火した場合は、特殊車を活用し、人命の救助を目的とした消防活動を行う。

### 4 消防団の活動

#### (1) 出火の防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

出火した場合は、住民と協力して、初期消火に全力をあげる。

#### (2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは主要避難路の確保のための消火活動について単独若しくは消防隊と協力して行う。

#### (3) 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害の状況、特異救助事象の収集と報告及び消防

団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。その他「第2 救急救助活動」による。

(5) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第2 救急救助活動

基本的な考え方	<p>地震災害時の救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、消防局が現有資機（器）材を有効に活用し行う。</p> <p>ただし、同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合には、全市的に救急隊、救助隊の統括運用を行い、必要に応じて、警察署その他の関係防災機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。</p>
---------	--

1 消防部の救急救助活動

(1) 活動体制

消防地震対策本部及び方面指揮本部のもとで行う。

(2) 活動及び出動の原則

救急救助活動は、消防局救急業務規程等関係規程に基づき行うが、そのほか次による。

ア 救助は、救命処置を必要とする者を優先救出し、軽症群の傷病者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できるものを優先して実施する。

イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として保健福祉部と協力して収容医療機関に搬送する。

エ 傷病者に対する救急処置を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当てを行わせる。

オ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症群の傷病者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

2 警察署の任務

(1) 救出、救護班の派遣

各警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

- ア 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- イ 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資器材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講じる。
- ウ 救出・救護活動にあたっては、県、市、消防局（署）、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察の組織、機能をあげて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。
- エ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救護班等に引継ぐか、又は警察車両及びヘリコプターを使用し、速やかに医療機関に収容する。

第3 危険物・有毒物対策

基本的な考え方	<p>高圧ガス（可燃性ガス及び毒性ガス）、石油類及び毒物・劇物に関しそれらを保管する事業所等に災害が発生したとき、又は火災、水災、震災等により危険な状態が生じたとき、これらの危険を防除するための施設の責任者及び各関係機関の行うべき応急措置について、そのあらましを以下にあげている。</p> <p>なお、石油コンビナート等特別防災区域として政令指定された、京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づき行う。</p>
---------	--

1 高圧ガス（保管施設）

<p>－ 応急対策（施設の責任者） －</p> <p>(1) 作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し、又は安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるなどの安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。</p> <p>(2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は、安全な場所に移動する。</p> <p>(3) 上記の措置を講じることができないときは、従業員（必要に応じて付近の住民を含む。）に対して退避するよう警告する。</p> <p>(4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼす恐れのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。</p> <p>(5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガスの保有量並びに保有位置等について報告する。</p>
---

<p>－ 応急対策（消防部） －</p> <p>(1) 必要に応じて保安措置等について、指導を実施する。</p> <p>(2) 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛消防組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。</p>
---

－ 応急対策（警察署） －

- (1) 市、道路管理者及び交通機関に通報する。
- (2) ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して広報活動を推進する。
- (3) ガス爆発の危険性がある場合その他必要と認める場合には、第二次関係機関等（県知事、指定地方行政機関等）に通報する。
- (4) その他危険物施設の応急対策計画に準ずる。

2 石油類等危険物（保管施設）

－ 応急対策（施設の責任者） －

- (1) 発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器等は安全な場所に移動する。
- (3) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量並びに保有位置等について報告する。

－ 応急対策（消防部） －

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動を行うとともに、タンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動を行う。

－ 応急対策（警察署） －

- (1) 地震が発生し、災害発生が予想されるときは、警察官を派遣し情報収集に努める。
- (2) 消防隊、施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。
- (3) 警戒区域を設定し、施設周辺住民の避難誘導及び広報活動を実施する。
- (4) 負傷者の救出、救助活動を推進する。

3 火薬類（保管施設）

－ 応急対策（施設の責任者） －

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈めるなど安全な措置を講じる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口等を目張り等で完全に密閉し、本部には消火措置を講じ、爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。
- (4) その他法令に定める安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (5) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量並びに保有位置等について報告する。

－ 応急対策（消防部） －

- (1) 火災に際しては、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。
- (2) 施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して、応急対策の実施にあたる。

－ 応急対策（警察署） －

- (1) 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 搬出の余裕がない場合には、爆発により危害を受ける恐れのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。

4 毒物・劇物（保管施設）

－ 応急対策（施設の責任者） －

- (1) 発火源の除去、毒物・劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講じるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。
- (2) 上記の措置を講じることができないときは、又は必要と認めたときは、従業者及び付近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。

－ 応急対策（消防部） －

- (1) 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。

－ 応急対策（環境部、保健福祉部） －

- (1) 保管施設等の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示し、その毒物・劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、警察及び消防機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。
- (2) 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒方法を講じて、早急に復旧するように努める。
- (3) 危険区域の立入り禁止の解除にあたっては、消防部（局）及び警察署と十分な連絡をとり、混乱のないように措置する。

－ 応急対策（警察署） －

- (1) 中毒防止方法の広報活動を実施する。
- (2) 施設の管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。
- (3) その他危険物保管施設の応急対策計画に準ずる。

5 危険物等輸送車両等

－ 応急対策（消防部） －

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

－ 応急対策（警察署） －

（１）輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

－ 応急対策（ＪＲ貨物） －

（１）危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、ＪＲ貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧欄）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。

－ 応急対策（海上保安部） －

関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。

- （１）危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- （２）危険物の海上への流出防止措置と応急対策
- （３）港内における危険物とう載船舶には、必要に応じた移動命令又は航行の制限若しくは禁止
- （４）港長公示第 51－ 2 号（昭和 51 年 9 月 20 日）に基づく下記事項に関する規制の強化  
引火性危険物積載船から 30m 以内海面への他の船舶の接近、接航の制限

## 第7節 警備・交通対策

担 当	責 任 者	千葉中央警察署長、千葉東警察署長 千葉西警察署長、千葉南警察署長、千葉北警察署長
	班	市民班、区本部班
	関係機関	千葉海上保安部、千葉港湾事務所、道路管理者

### 第1 災害時の警備

#### 1 災害警備

##### (1) 基本方針

警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたるものとする。

##### (2) 警備体制

警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

##### ア 署現地対策本部

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等

##### イ 署対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合等

##### ウ 署連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、又は東海地震注意情報が発表された場合等

##### (3) 災害警備活動要領

##### ア 要員の参集及び招集

##### イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達、救出・救助活動

##### ウ 装備資機材の運用

##### エ 通信の確保

##### オ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

##### カ 危険箇所に対する警戒及び避難誘導

##### キ 災害の拡大防止と二次災害の防止

##### ク 報道発表

##### ケ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

##### コ 死傷者の身元確認、遺体の収容

##### サ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

##### シ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

##### ス 協定に基づく関係機関への協力要請

##### セ その他必要な応急措置

## 第2 道路の交通規制

対策のあらまし	<p>道路管理者は必要に応じ交通規制を行う。又、各警察署長は、災害の発生に伴い、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、主要交差点や自動車専用道路の出入口等に警察官を配備し、必要な交通規制を実施することになっている。</p> <p>一方、市本部長又は区本部長は、避難の勧告又は指示を行うなど、その必要があると認める場合は、直ちに各警察署長に連絡し交通規制の実施を要請し安全避難の確保に万全を期す。</p> <p>以下には、県地域防災計画に定められた「交通規制計画」に関する計画のあらましを示している。</p>
---------	---

### 1 交通規制計画

#### (1) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）する。

#### (2) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

#### (3) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

#### (4) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、災害対策基本法第76条の3の規定により、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。



(5) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記（4）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

※自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書（資料9-5）

2 交通規制の指針

(1) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉市緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

※緊急輸送道路一覧表（資料9-3）

(2) 前記1（2）イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(3) 緊急交通路を確保するため、原則として、被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(4) 交通規制を担保するため、必要により交通検問を設置する。

(5) 直下型地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

※千葉県京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画（資料9-7）

(6) 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

3 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、県警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

4 災害発生時における運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所がない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

### 第3 緊急通行車両の対策

#### 1 緊急通行車両の確認

(1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求めることができる。

(2) 前記(1)により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 前記(2)により交付を受けた標章は、当該車両の全面の見やすい場所に掲示する。

(4) 届出に関する手続きは、別に定める。

#### 2 緊急通行車両の事前届出・確認

(1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両であることの事前確認を行うことができる。

(2) 公安委員会は、前記(1)により確認したときは、届出済証を交付する。

(3) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記1(1)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記1(2)の標章及び確認証明書を交付する。

(4) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

※緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱の要旨(資料9-8)

※緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等(資料9-9)

## 第8節 避難対策

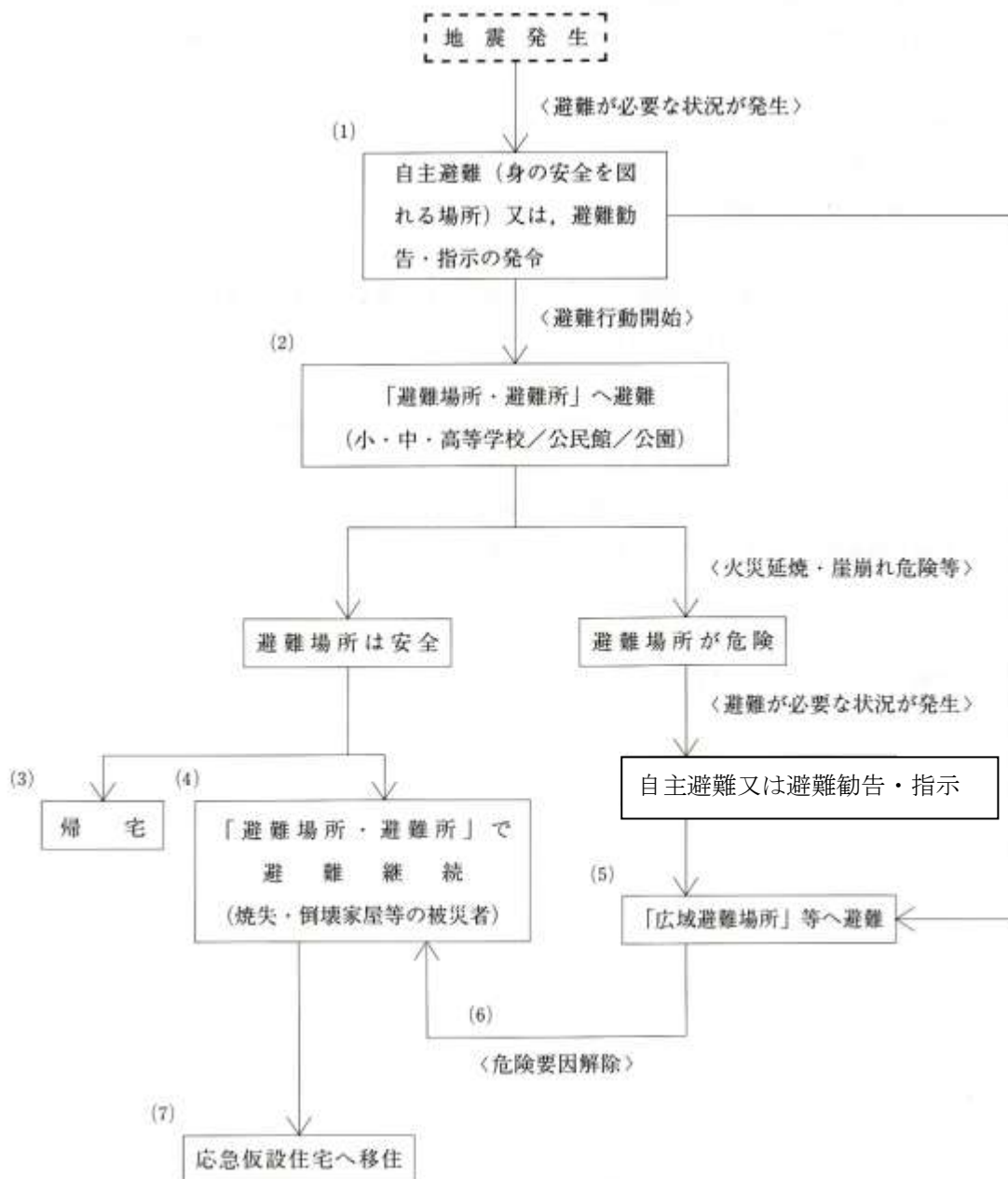
担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）	
		避 難 全 般	区本部長（各区長）
		避難所・避難場所	教育部長（教育長）、都市部長（都市局長）
班	本 部	市民班、秘書広報班	
	区 本 部	区本部班・情報班・対策第1班・対策第2班	
	関係機関	各項目に記載	

### 第1 避難方法

#### 1 地震時の避難方法

地震発生時の避難方法は、次ページの図のとおりとする。

なお、避難路は指定せず、安全な避難路を任意に選ぶ避難方法とする。



(1) 自主避難又は避難勧告・指示の発令

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、市民の自主判断で避難（公園・空地等身の安全を図れる場所）が必要な状況が発生したり、避難勧告・指示が発令され、避難行動が開始される。避難行動は、町内自治会や、自主防災会ごとに一団となって避難することを原則とする。

(2) 「避難場所・避難所」等への避難

避難行動を開始した市民は、市立小・中・高等学校や公民館、公園等の避難場所等へ、危険回避のために避難を行う。

なお、市が避難場所等に指定していない公園等についても、市指定の避難場所等へ避難する前に、一時的に身の安全を図る場所として活用するものとする。

(3) 避難者の帰宅

一時的に避難した市民のうち、火災の危険が去る等、地域や自宅等の危険が去り、自宅の被害が免れた、あるいは被害が軽微な市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

(4) 「避難所」で避難者収容

地震発生後、火災延焼等の危険性がなく安全が確保された場合、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を「避難所」で収容する。

(5) 「広域避難場所」等へ避難

地震発生後、火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり、避難勧告・指示が出された場合、事前に定められている「広域避難場所」へ避難を行うこととなる。

(6) 「広域避難場所」から「避難所」へ移動し避難者を収容

広域避難場所は、比較的大きな公園等の屋外空間であることから、危険要因が去った後、安全性が確保された避難所へ最終避難する。

(7) 応急仮設住宅への移住

避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、被災者は、応急仮設住宅での生活に移行する。

第2 来訪者・入所者等の避難

対策の あ ら ま し	市長が行う避難の勧告・指示は、災害の切迫により危険となった地域内に滞在するすべての人に対して伝達され、安全な地域への迅速な避難行動として実現されてはじめて、その目的が達成されたことになる。市公共施設やデパート・イベント施設・公営競技場など不特定多数の人が利用する公共的施設における避難対策については、市長の指示又は勧告を受けた各施設の管理者が所定の計画に基づき行い、各施設における避難行動に関し、各施設の所管部を通じて、その完了の有無を確認することで各施設の来訪者・入所者等の安全確保を図るとともに、「災害時の広報活動」における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。
-------------------------	---

担	責 任 者	各施設管理者	
		所管部長（所管局長）	
当	班	本 部	市民班
		区 本 部	区本部班・情報班・対策第1班
	関係機関	各警察署	

1 避難計画の策定

市の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。特に、自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるように努める。

## 2 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、以下のとおり、市本部へ避難の完了報告を行うものとし、市民部長は、あらかじめその周知徹底に努める。

### (1) 市の施設

各施設の管理者は、下図のとおり、所管部又は区本部を通じて、本部へ避難の完了を報告する。

なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、地域防災無線若しくは伝令による。

### (2) 市以外の施設、事業所等

市以外の施設、事業所等の管理者は、下図のとおり、市の関係部・課又は区本部へ報告する。

保健福祉部は、市立施設とあわせて、県立、私立の福祉施設分を集約し、本部市民班へ報告する。

経済農政部は、市内の事業所、工場その他の施設の状況を集約し、本部市民班へ報告する。なお、有線電話が使用できない場合の措置について、伝令による最寄りの市内防災関係機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。

○本部からの避難の勧告、指示の場合

### 【市の施設】



### 【市以外の施設】



○住民の自主的な避難の場合

### 【市の施設】



### 【市以外の施設】



### 第3 警戒区域の設定

1 市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

(1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官、又は自衛官は、前記の市職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、市・区及び防災関係機関が連携して実施する。

### 第4 避難の勧告・指示

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		区本部長（区長）
	班	市民班、区本部班・情報班
	関係機関	各項目に記載

#### 1 実施責任者

機関の名称	勧告・指示を行う要件	根拠法規
市 長	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告又は指示を行う。	災害対策基本法第60条
警 察 官 及 海 上 保 安 官	(1) 市長から要請があったとき (2) 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	(1) (2) 災害対策基本法第61条 (3) 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
県 知 事 及 び その命を受けた職員、 水防管理者	(1) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。 (2) 洪水・高潮のはん濫・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	災害対策基本法第60条 水防法(昭和24年法律第193号)第29条 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
消 防 吏 員	消防局長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法(昭和23年法律第186号)第23条の2
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にいないとき	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条



※「勧告」とは、その地域の居住者等を束縛するものではないが、居住者等がその避難を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのものである。

## 2 勧告・指示を行う場合

避難勧告、指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律により定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携を取り実施する。

また原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、区長（区本部長）、消防局長及び警察署長からの要請も踏まえて、市長（本部長）が行う。

なお、地域住民の生命、身体に危険が切迫し、市長（本部長）が行う避難勧告等を待ついとまがない場合、区長（区本部長）が補助機関として避難勧告等を行うことができる。

この場合、実施後直ちに市長に通知するものとする。

災害の状況により様々な場合が想定され得るが、避難の勧告・指示を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる観点から、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

### （1）局地的な災害による場合

— 地域を限定した避難の勧告・指示 —

- ア 津波による災害のおそれがあると判断されたとき。
- イ 河川の上流が地震被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- エ 爆発のおそれがあるとき。
- オ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時。
- カ 地すべり、がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。
- キ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ク その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

### （2）広域的な災害による場合

— 広域的な避難の勧告・指示発令 —

- ア 延焼火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。
- イ ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時。
- ウ 県本部長から避難についての勧告又は指示の要請があったとき。
- エ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

## 3 勧告・指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

#### 4 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

— 避難の勧告・指示の内容 —

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最少携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等）

#### 5 勧告・指示の伝達等

##### (1) 関係地域内住民等への伝達

避難の勧告・指示を行ったときは、防災行政無線、「ちばし安全・安心メール」、広報車、サイレン等により伝達するとともに、報道機関等の協力を得るなど関係地域内のすべての人に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行うものとする。

その他、第3節「災害時の広報」による。

なお、避難措置解除の連絡は、防災行政無線、「ちばし安全・安心メール」、広報車、報道機関等への協力要請、職員による看板ポスター等の掲示等により行うものとする。

##### (2) 隣接市町等関係機関への通報

市長が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、市民部長は、次の要領により必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

###### ア 隣接市町（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市町内の施設を利用する場合が想定される。

また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対しても連絡しておくものとする。

###### イ 国・県の関係機関

自衛隊及び海上保安部、各警察署、その他の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

また、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報・連絡する。

###### ウ 学校施設等の管理者

教育部長を通じて、避難場所として利用する学校施設等の管理者に対し、連絡し協力を要請する。

##### (3) 県への報告

市民班長は、避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

— 記録事項及び県等への報告事項 —

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び発令日時
- ウ 避難の対象区域
- エ 避難地
- オ その他必要な事項

## 第5 避難の誘導

担 当	責任者	区本部長（区長）
	班	区本部班・情報班・対策第1班
		消防部警防班（消防団含む）
関係機関	各警察署、施設管理者、町内自治会組織、自主防災組織等	

### 1 避難の誘導を行う者

#### （1）一般的な場合

ア 本部長は、区本部長に対して、必要と認める避難場所及び広域避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

イ 地域内から避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、町内自治会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

#### （2）学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、百貨店等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

#### （3）交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。

### 2 避難の誘導

#### （1）携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最少限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のようなものを非常用袋に用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持出し等は、危険なので中止させる。

ア	家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
イ	1人2食分位の食糧と2～3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
ウ	服装は、軽装とし素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
エ	貴重品以外の荷物は携行しないこと。

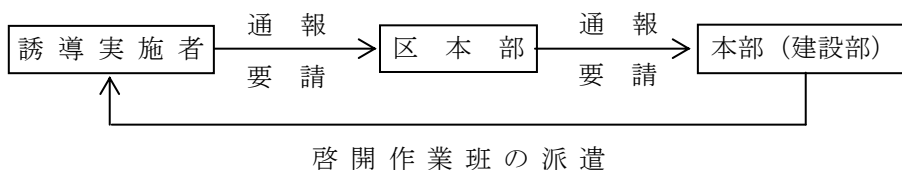
#### （2）避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するためにおおよそ次のような方法をとることとする。

－ 避難の誘導時に留意する事項 －

- (1) 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに避難させるよう努める。
- (2) 避難経路は、本部長又は区本部長から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。  
 なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれのない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。
- (3) 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、建設部に対して、避難路の啓開（切り開き）等を要請する。

《道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ》



## 第6 避難路及び避難場所の安全確保

### 1 消防部の任務

消防部は、避難の勧告又は指示が出された地域の市民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長、区本部長及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、ヘリコプター、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して市民の誘導・避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。

なお、避難勧告・指示の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所・避難路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

### 2 各警察署の任務

各警察署は、避難の勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を期する。

また、避難場所、広域避難場所及び避難所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

※避難場所・避難所・避難施設一覧（資料 7-1）

※広域避難場所一覧（資料 7-2）

## 第7 避難所の開設

担 当	責 任 者	区本部長（区長） 市民部長（市民局長）、教育部長（教育長）、都市部長（都市局長）
	班	区本部班・対策第2班 市民班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公園緑地班
	関 係 機 関	各警察署、町内自治会組織、自主防災組織等

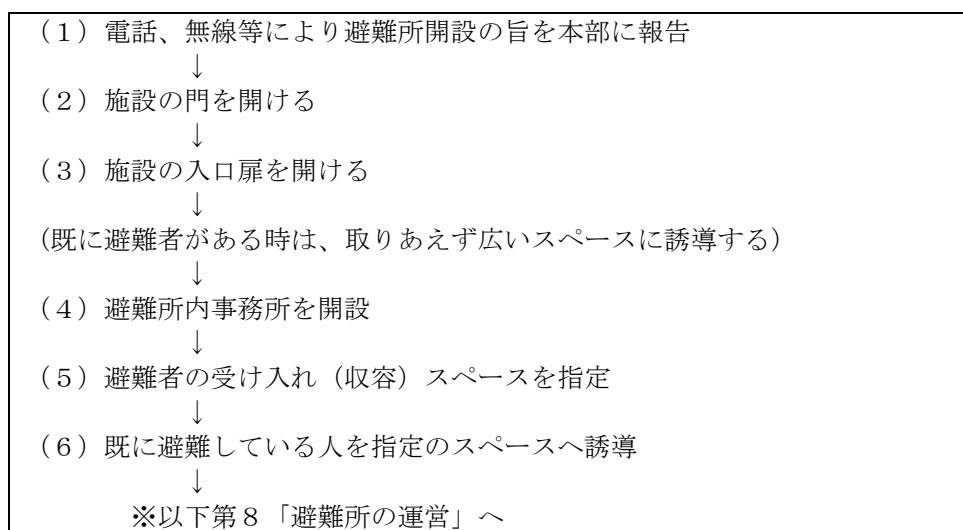
### 1 開設の担当者

避難所の設置場所は、あらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、本部長又は区本部長が被害の状況に応じて決めるが、開設の実務については、区本部長がそれぞれの施設に複数の職員を派遣して担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務職員や直近要員（自主参集）職員等が実施する。

### 2 開設の手順

避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。



### 3 開設時の留意事項

#### (1) 開設

避難所の開設は、原則として、本部長又は区本部長の指示により行う。

ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部長又は区本部長からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、各施設の管理責任者・勤務職員や直近要員（自主参集）等が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、既に避難住民が集まっているときは、速やかに上記の作業を行い、とりあえず、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和を期するとともに、無用の混乱の

防止に努める。

(2) 受入れスペースの指定

受入れスペースの指定にあたっては、避難した市民による自主的な運営ができるよう配慮する。

(3) 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに区本部長に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線によりその旨を報告する。

区本部長は、避難所の開設を確認後、区情報班による広報活動を実施させるとともに、市民班長に対して、市民に対する避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

市民班長は、消防部長及び県知事並びに警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

－ 県等へ連絡すべき事項 －	
ア	避難所開設の日時、場所、施設名
イ	収容状況及び収容人員
ウ	開設期間の見込み

(4) 所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には避難所の運営に必要な用品（避難者カード、消耗品受け払い簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

第8 避難所の運営

担 当	責 任 者	区本部長（区長） 市民部長（市民局長）、教育部長（教育長）、 保健福祉部長（保健福祉局長）、総務部長（総務局長）
	班	区本部班・対策第2班 市民班、保健福祉総務班、健康班、子ども家庭班、高齢障害班、 秘書広報班
	関 係 機 関	各警察署、町内自治会組織、自主防災組織等

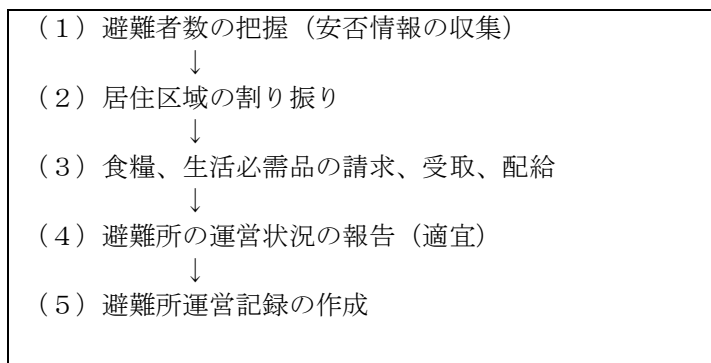
1 運営の担当者

避難所の運営は、区本部長が派遣する職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当する。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、区本部班長が責任者として指名する職員が、施設の管理者及び地域の代表等と連携をとりながら行う。

## 2 運営の手順

避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。



## 3 運営上の留意事項

### (1) 避難者数の把握 (安否情報の収集)

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、避難者カードを配り、記入を依頼する。

回収した避難者カードをもとに、避難住民・負傷住民記録簿を作成し、区本部長を通じて市民班長へ報告する。なお、CHAINS(千葉県行政情報ネットワークシステム)が利用可能な場合には、指定のファイルへの入力をもって作成・報告に代える。

避難住民・負傷住民記録簿の作成に時間を要する場合は、避難者数のみをできる限り早い時期に区本部長を通じて市民班へ報告する。

なお、名簿及び安否情報等の個人情報を開示するにあたっては、事前に避難者の了承を得る等、千葉県個人情報保護条例に留意する。

### (2) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区(町会等)ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員(30人程度をめどとする)で編成し、居住区域ごとに代表者(班長)を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

— 居住区域の代表者(班長)の役割 —
ア 市・区本部からの指示、伝達事項の周知
イ 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
ウ 物資の配布活動等の補助
エ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
オ 衛生班が行う消毒活動等への協力
カ 施設の保全管理

### (3) 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、区本部長に報告し、区本部長は経済農政部へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、そのつど、避難所物品受払簿に記入のうえ、居住区域ごとに配給を行う。

(4) 避難所の運営状況の報告及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、適宜区本部長へ報告するとともに、避難所の運営記録として避難所日誌を記入する。

なお、報告は、区本部班長が、区ごとに取りまとめて市民班長へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、そのつど必要に応じて報告する。

(5) 被災者の移送等

ア 被災者の他区・他市町村への移送

区本部長は、被害が甚大なため、区内の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、本部長へその旨報告し、他区の避難所への移送を要請する。

また、本部長は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

イ 他区・他市町村からの被災者の受入れ協力

区本部長は、本部長より他区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

また、本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

※避難所運営のための様式（資料 7-3）

ウ 入浴施設の確保対策

災害時等において避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと市民の入浴機会を確保するための対策を講じる。

(6) 学校の避難所対応

ア 教育部長（教育長）の基本的対応

教育部長（教育長）は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については区本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行う。

イ 児童生徒の在学時の基本的対応

児童生徒の在学時の初動体制としては、幼児・児童生徒の安全な避難誘導・掌握、安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行う。

初動以後においても、学校開設に向けての施設・設備の整備に対する対応、児童生徒の状況の把握、一日でも早く正常な教育課程を実施するための物的・人的対応及び児童生徒の心のケア等に関する対応を第一義とする。

ウ 児童生徒が在学していないときの基本的対応

児童生徒が在学していない場合（放課後、休日、祝日等）の初動体制としても、児童生徒及び職員の安否・所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行う。

初期以後においても、イの項と同じ対応をとることを第一義とする。



エ 教職員の避難所対応

児童生徒の在校時、在校していないときにかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、初動においては、あらかじめ、各学校に初動体制に対応する教職員を決めておき対応を図る。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行う。

オ 避難所の運営

避難所の運営についての責任は、区本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行いその運営にあたる。

なお、学校においては、避難所の運営に必要な施設・設備の使用範囲などをあらかじめ検討・想定する。

カ 教育委員会の直近要員者の扱い

教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応にあたり、区本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたる。

キ 地域等との連携

地域の自治会組織や団体及び学校と区本部が連携を取り、自主防災組織を育成していく中で、避難所運営に関わる鍵の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食糧・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関する事等について、区本部から派遣された責任者や職員と協力して、避難所のスムーズな運営がなされるようにする。

ク 公民館等教育関係施設の避難所対応

公民館等教育関係施設の避難所の開設については、市地域防災計画に準ずるが、飲料水、食糧、生活用品等の配布については、近隣の避難所に指定されている小・中学校と連携を図り対応する。

(7) 災害時要援護者への支援

ア 避難生活への配慮

避難所において、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、必要なスペースの確保、視聴覚障害者への対応、外国語での対応等災害時要援護者の避難所生活に配慮する。

また、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣や車椅子等の供給に努める。

イ 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な災害時要援護者に対して、社会福祉施設等を利用した災害時要援護者専用の避難所を開設し、適切な移送に努める。

(8) 女性への配慮

避難所におけるトイレ、更衣室、授乳室等について、女性専用スペースとその安全の確保に配慮する。

(9) 愛玩動物（ペット）の同行避難への対応

大規模災害発生時には、愛玩動物との同行避難が予想されることから、「飼い主による自主管理」を原則として、専用避難所の指定、適切な運営、関係団体への支援要請等可能な限り対応できるよう、具体的な方策について検討を行う。

**第9節 医療救護**

担	責任者	保健福祉部長（保健福祉局長） 消防部長（消防局長）、区本部長（区長）
	班	健康班 消防部警防班、区本部班・対策第2班
当	関係機関	千葉県医師会、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県看護協会等

**第1 初動医療体制**

対策の あ ら ま し	<p>本部長又は区本部長は、災害時において、多数の傷病者が発生した場合又は医療機関の被害等によりその機能が停止した場合、以下のとおり行う。</p> <p>(1) 保健福祉部長に対して、健康班長を長とする市医療対策本部及び健康班長が派遣する職員を長とする区医療対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立、市医療救護班の編成・出動及び救護所の設置等必要な措置を講じるよう命ずる。</p> <p>(2) 保健福祉部長は、災害の状況に応じ必要と認めた場合は、市医師会長等に対して、医師会対策本部の設置及び収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を要請する。</p> <p>(3) 保健福祉部長は、本部長の指示に基づき災害の状況に応じ県知事に対して、県医療救護班の出動その他医療救護活動に関し、必要な措置を要請する。</p>
-------------------------	---

1 医療対策本部の設置

保健福祉部長は、本部長の指示があった場合又は必要があると認めた場合は、本部に健康班長を長とする市医療対策本部を、各区保健センター・保健福祉センターに健康班長が派遣する職員を長とする区医療対策本部を設置し、それぞれ市又は区内の医療・救護活動に関し救護班の指揮にあたらせる。

医療対策本部・区医療対策本部の班編成及び活動内容は、災害の状況に応じて、そのつど保健福祉部長が決定するが、おおむね次のとおりとする。

(1) 医療対策本部の班編成

担 当 名	活 動 内 容
総 務 担 当	ア 市災害対策本部との連絡調整 イ 医療対策本部及び区医療対策本部の全体統括 ウ 情報収集及び連絡調整
救 護 ・ 防 疫 担 当	ア 医療機関の稼働支援・確保 イ 救護所設置及び運営 ウ 救護班の編成及び活動支援 エ 医薬品等の供給及び配給 オ 保健班の編成及び運営 カ 避難所・仮設住宅及び在宅での健康保持対策・精神保健対策・特定疾患対策・結核対策等 キ 支援受入配置（公的組織・ボランティア等） ク 感染症の予防及び発生時対応
環 境 衛 生 ・ 食 品 衛 生 担 当	ア 避難所の衛生確保・飲用水の検査等の環境衛生対策 イ 公衆浴場確保対策 ウ 給食施設の確認及び立入り指導 エ 食中毒予防及び食品営業施設の監視活動等の食品衛生対策 オ 死体の安置・火葬及び埋葬等に関する事項 カ 被災動物（ペット）の飼養支援
病 院 支 援 調 整 担 当	ア 県外及び県内医療機関の広域支援調整
霊 柩 支 援 調 整 担 当	ア 広域火葬に対する代替対策及び支援調整
市 立 病 院 担 当	ア 市立病院の医療スタッフ及び入院・外来患者調整
専 門 担 当	ア 結核・精神保健・特定疾患対策・歯科保健・栄養指導・食品衛生監視・消毒等の専門対策

(2) 区医療対策本部の班編成

担当名	活 動 内 容
連 絡 調 整 班	ア 区災害対策本部との連絡調整 イ 市医療対策本部との連絡調整 ウ 区医療対策本部の全体統括 エ 担当区域の被災状況の把握
救 護 班	ア 救護所の開設及び救護班の編成 イ 救護所及び救護班の運営
医 薬 品 班	ア 救護所・救護班への医薬品の確保及び配送 イ 医療機関等の医薬品等にかかる情報収集

保 健 班	ア 保健班の編成及び運営 イ 避難所・仮設住宅及び地域での健康保持活動・精神保健活動等 ウ 救護所の活動支援
専 門 班	ア 飲用水の検査及び食品衛生監視

(3) 医療対策本部及び区医療対策本部の設置場所

- ア 医療対策本部は、市役所本庁舎に設置する。なお、市役所本庁舎に医療対策本部を設置することが不可能な場合は、総合保健医療センター若しくは保健福祉部長が指定する場所に設置する。
- イ 区医療対策本部は、各区保健センター・保健福祉センターに設置する。なお、中央区は総合保健医療センター及び中央保健福祉センターに区本部を設置する。  
ただし、各区保健センター・保健福祉センター内に区医療対策本部を設置することが不可能な場合は、保健福祉部長が指定する場所に設置する。

2 医療救護班の編成

(1) 市の機関による医療救護班

保健福祉部長は、市・区災害対策本部が設置された場合、本部長又は区本部長との密接な連絡により、医療・助産の救急救護を必要とすると判断した場合、市の機関による医療救護班の編成・出動を命ずる。

(2) 医師会・歯科医師会等による医療救護班

保健福祉部長は、状況に応じ必要と認めた場合、市医師会・歯科医師会等に対し、医療救護班の編成・出動を要請する。

なお、市医師会長は、自ら必要と認めた場合は、対策本部の設置、収容医療機関の受入れ体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、市医師会長は、直ちに本部長又は区本部長に通報するとともに、看護要員、事務・連絡要員等の派遣を要請するものとする。

医療救護班の編成については、医師会等が別に定めるところに基づき災害の状況に応じて行う。

(3) 県により編成される医療救護班

市に災害救助法が適用されたときは、県地域防災計画に基づき、知事は、次のとおり医療救護班を編成し、市長からの要請に応じて、若しくは医療・助産活動が必要と認めた場合に派遣することになっている。

県医療救護班の編成（1班あたり）			合 計
医 師	看 護 師	事 務 員 (運転者含む)	
2名	2名	2名	6名

(4) 班編成の目安

救護班は、定点救護班（被災者を大量に収容した避難所において活動する班）及び巡回救護班（被災者を小規模に収容した避難所を巡回して活動する班）の2種類に区分される。

救護班の確保にあたっては、上記の救護班のほか市外からの災害協定に基づく救護班・医療ボランティア等の協力を得て対応する。

名 称	配 置 先	配置医療スタッフ等	計
医療救護班	定点救護班	医師 1 看護師 2 薬剤師 1 その他 2	6
	巡回救護班	医師 1 看護師 1 薬剤師 1 保健師 1 その他 1	5
歯科救護班	定点救護班	歯科医師 1 歯科技工士 1 歯科衛生士 1 看護師 1 その他 1	5
	巡回救護班	歯科医師 1 歯科衛生士 1 その他 1	3

※「大規模災害時医療救護の活動フロー図」参照(共通編 P78)

3 救護所の設置

(1) 設置場所

健康班長は、本部長又は区本部長と協議し、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり消防部、市医師会、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所は、以下のうちから、被災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、知事の指示による。

- ア 総合保健医療センター及び保健センター・保健福祉センター
- イ 避難所
- ウ 避難場所
- エ 災害現場
- オ その他本部長が必要と認めた場所

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、健康班が行う。

なお、救護所の開設にあたっては、被災の状況及び医薬品等の備蓄・配送等を勘案する。

救護所配置計画

(単位か所)

区医療対策本部	拠点救護所	一般救護所	備 考
中 央 区	1 8	2 6	
(中央地区)	( 9)	(1 0)	幸町地区を含む
(蘇我地区)	( 9)	(1 6)	
花 見 川 区	1 2	2 4	
稲 毛 区	1 3	1 4	
若 葉 区	1 3	2 4	
緑 区	8	1 4	
美 浜 区	1 2	2 2	幸町地区を除く
計	7 6	1 2 4	

4 医療救護班の活動内容

(1) 活動のあらまし

医療救護班の活動内容は、以下のとおりとする。

— 医療救護班の活動のあらまし — ア 傷病者に対する応急処置及び区分の判別 (※) イ 病院等への移送順位の決定 ウ 軽傷患者等に対する医療 エ 避難所等での医療 オ 助産救護 カ 死亡の確認
---

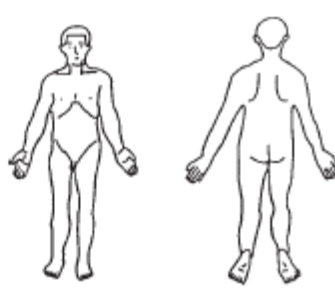
※傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

※ ト リ ア ー ジ タ ッ グ

(表面)

(災害現場用)		千葉市	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 <b>0</b>	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			

(裏面)

特記事項


**0 0**

(2) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

(3) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担（限度額以内）、その他の場合は、市負担とする。

※医療救護活動に関する様式（資料 8-4）

5 こころのケア対策

(1) 被災による避難所生活等は、様々な心身の疲労やストレスの蓄積・不眠等を訴える人が多くなると予想される。

これらの健康問題に対処するため、被災者及び救援従事者のメンタルヘルス支援体制の整備が必要である。

(2) 精神科救護班及びこころのケア相談窓口の設置

保健福祉部長が必要と認めた場合、医師会等の協力を得て精神科救護班を編成するとともに、電話相談・巡回相談・訪問活動を行い、初動期から長期的なこころのケア対策を行う。

精神科救護班編成の目安

名 称	配 置 医 療 ス タ ッ フ 等			
精 神 科 救 護 班	精神科医師 1	精神保健福祉相談員 1	看護師 1	その他 1



## 第2 傷病者の搬送体制

担 当	責 任 者	消防部長（消防局長） 保健福祉部長（保健福祉局長）、区本部長（区長）
	班	消防部警防班、健康班、区本部班・対策第2班
	関係機関	千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、 日本赤十字社千葉県支部

### 1 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防部が実施する。

また、避難所又は救護所から医療機関への搬送については、消防部（救急隊）、各区対策第2班及び健康班が県その他関係機関の協力を得て行う。

### 2 医療機関への搬送の方法

市は、病院へ収容する必要がある傷病者の医療機関への搬送を次のとおり行う。

<p>(1) 各救護所健康班職員又は各区対策第2班が消防部に配車・搬送を要請する。</p> <p>(2) 市有車又は各救護所及び避難所職員又は避難者が使用している自動車により搬送する。</p> <p>(3) 消防部職員、その他市職員が避難者等の協力を得て担架で搬送する。</p> <p>※以下第3「受入れ医療機関」へ</p>
--

## 第3 受入れ医療機関

担 当	責 任 者	保健福祉部長（保健福祉局長） 消防部長（消防局長）、区本部長（区長）
	班	健康班、消防部警防班、区本部班
	関係機関	千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、 日本赤十字社千葉県支部等

### 1 医療機関の受入れ体制の確立

健康班長は、市医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、医師・看護婦等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

### 2 受入れ可否施設の把握

健康班長は、消防部警防班長と協力して、医療機関の受入れ状況を常に把握し、区医療対策本部（救

護所、医療救護班を含む）及び関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受入れられるよう指示するものとする。

### 3 後方医療施設への要請

健康班長は、多数の重傷者が発生した場合は、後方支援病院へ受入れを要請する。また、さらに重篤傷病者については、県を通して災害拠点病院への受入れを要請する。

後方支援病院
国立病院機構千葉医療センター
国立病院機構千葉東病院
国立病院機構下総精神医療センター
千葉県がんセンター
千葉県精神科医療センター
千葉県こども病院
千葉市立青葉病院
東京歯科大学千葉病院

災害拠点病院（地域災害医療センター）	隣接ヘリポート離着陸場
千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院専用臨時ヘリポート
千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市立海浜病院	〃

## 第4 医薬品・資器材の確保

担 当	責 任 者	保健福祉部長（保健福祉局長） 財政部長（財政局長）、区本部長
	班	健康班、財政班、区本部班
	関係機関	日本赤十字社千葉県支部、千葉県赤十字血液センター、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、薬業会等関係業者

### 1 各医療救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療資器材等の使用・調達確保については、原則として、次のとおり行う。

- (1) 市医療救護班及び市以外の医療救護班の要員として派遣される健康班職員は、各保管場所において、市の現有医療資器材及び医薬品を確保し、救護所に携行する。
- (2) 市の要請により、出動した市医師会等医療救護班が使用する医薬品、医療用資器材については、原則として市の用意した資器材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- (3) 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資器材を使用する。

## 2 医薬品・資器材等の保管場所

市の備蓄する医薬品等の保管については、総合保健医療センター・両市立病院他とし、順次整備を図っていく。

## 3 不足のときの調達方法

健康班長は、医療器具及び医療品等が不足したときは、必要に応じて市薬剤師会、その他医薬品・医療用資器材取扱い業者、県（衛生部）、日赤千葉県支部及び各医療機関等に協力を要請して、補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日赤千葉県支部（千葉県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、市民班及び区本部に対して、市民への献血の呼びかけを要請する。

**第10節 緊急輸送対策**

**第1 緊急輸送手段の確保**

担 当	責 任 者	財政部長（財政局長）
		各部長（各局長）、区本部長（各区長）
	班	財政班
		各部各班、区各班
	関 係 機 関	千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県石油商業組合、各鉄道会社及びバス会社、その他交通輸送業者、千葉市建設業協会

1 車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

財政部長（財政班）は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、本部長に報告する。

(2) 借り上げの準備

市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより迅速な対応を図る。

財政部長（財政班）は、災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ以下のとおり、輸送業者等からの借り上げの準備を行う。

ア 借り上げ可能な輸送業者等

借り上げ可能な輸送業者等については、あらかじめ協定等によりおおよその調達可能台数を把握しておくものとする。

イ 車両の待機

市内の各輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ 借り上げ料金

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

(3) 燃料の調達

財政部長（財政班）は、各部各班（部課）及び区本部の専用管理車両、財政部管理の市保有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

調達は、市内の供給業者又は千葉県石油商業組合等の関係機関に対してあらかじめ定められた方法により供給を要請し行う。

※市保有車両一覧(資料3-12)

2 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむ

ね以下の順とする。

- |   |
|---|
| ー 輸送対象の優先順位 ー   |
| ア り災者の避難のための対策要員及びり災者の輸送<br>イ 医療・助産における対策要員、資機材及びり災者の輸送<br>ウ り災者救出のための対策要員、資機材及びり災者の輸送<br>エ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送<br>オ 飲料水の供給のための輸送<br>カ 救助物資の輸送<br>キ 死体の捜索及び処理のための輸送<br>ク 埋葬のための輸送<br>ケ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送 |

(2) 配車手続等

- ア 財政部長（財政班）は、本部長の指示に基づき、各部及び区本部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ 財政部長（財政班）は、災害の状況に応じて必要とする車両を各部、区本部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。
- ウ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部及び区本部の要員をもってあてる。
- エ 防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- |   |
|---|
| ー 緊急通行車両の範囲 ー   |
| ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの<br>イ 消防、水防その他応急措置に関するもの<br>ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの<br>エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの<br>オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの<br>カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの<br>キ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの<br>ク 緊急輸送の確保に関するもの<br>ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの<br>※県地域防災計画「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱」による。 |

(2) 確認手続等

ア 緊急通行車両の確認

市の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受け運行する。

なお、交付を受けた標章は車両全面の見やすい場所に提示し、証明書は必ず携行する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

市の保有する車両は、あらかじめ県公安委員会に届出をして届出済証の交付を受ける。

なお、運行するときは、県警察本部・警察署等に届出済証を提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

以後は前記アと同様とする。

4 車両以外の輸送手段

道路・橋りょう等の損壊等により車両によることができない場合若しくは著しく緊急性を要する場合等には、財政部長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

なお、各機関への要請については、第4節「応援要請計画」に定めるところにより市民部長を通じて行う。

- |  |
|--|
| (1) 航空機・ヘリコプターによる輸送                        |
| (2) 鉄道（JR東日本(株)・京成電鉄(株)・千葉都市モノレール(株)）による輸送 |
| (3) 船舶等による輸送                               |

第2 輸送拠点・集積場所

1 輸送拠点

担	責任者	輸送拠点、集積場所 ヘリポート	財政部長（財政局長）
		港湾施設	経済農政部長（経済農政局長）
当	班	財政班、経済班	
	関係機関	輸送拠点、集積場所	千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、千葉県石油商業組合、各鉄道会社及びバス会社、その他交通輸送業者、千葉市建設業協会
		港湾施設	千葉運輸支局、千葉海上保安部、千葉港湾事務所、千葉港運協会
		ヘリポート	東京航空局成田空港事務所、自衛隊、成田国際空港(株)、県消防地震防災課、各警察署、各予定施設管理者、千葉市建設業協会

市内各区各地域への物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として次の6施設を物資の輸送拠点とする。

区名	施設の名称	所在地
中央区	市役所（裏）駐車場	中央区千葉港
花見川区	東京大学検見川総合運動場	花見川区朝日ヶ丘町
稲毛区	千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台町
若葉区	若葉区役所駐車場	若葉区桜木北2丁目
緑区	緑区役所内敷地	緑区おゆみ野
美浜区	真砂中央公園	美浜区真砂5丁目

## 2 集積場所

災害時において、調達した物資等や他縣市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設として、次の5施設を物資の集積場所とする。

区分	施設の名称	所在地
陸上輸送による	千葉市公営事業事務所（千葉競輪場）	中央区弁天4丁目
	ポートアリーナ地下駐車場	中央区問屋町
	蘇我スポーツ公園（蘇我球技場）	中央区川崎町
海上輸送による	ポートパーク広場	中央区中央港1丁目
	蘇我スポーツ公園（蘇我球技場）	中央区川崎町
航空輸送による	ポートパーク広場	中央区中央港1丁目
	昭和の森第1駐車場	緑区土気町
	蘇我スポーツ公園（蘇我球技場）	中央区川崎町

## 3 港湾施設の確保

### (1) 集積ヤードの確保

荷役施設の被災状況を調査し、本部長に報告するとともに、照明並びに荷役クレーンを港湾荷役関係者等の協力を得て、作業可能な状態に復旧し集積ヤードを確保する。

### (2) 接岸施設の応急復旧措置

経済農政部長は、接岸施設の被災状況を調査し、岸壁等に亀裂・陥没等の被害が生じた場合は、本部長に報告するとともに、千葉港湾事務所等関係機関に対して、応急復旧措置を実施するよう要請する。

### (3) 船舶に関する措置

千葉港長及び千葉海上保安部に対し、以下のとおり海上交通規制の協力を要請する。

ア 接岸スペースを確保するため、埠頭に停泊中の船舶を冲出しする。

イ 救援物資輸送等にあたる船舶の活動が速やかに実施できるよう、海上の交通規制を行うとともに必要な場合は、海上保安部に対し入港船舶の交通規制措置等を要請する。

### (4) その他

ア 救援物資受入れ施設の確保等については、港湾荷役企業等の関係業者に協力を要請する。

- イ 埠頭構内の荷役作業等に必要な人員・機材の確保については、千葉港運協会に協力を要請する。
- ウ 救援物資受入れ施設確保に伴う海上の状況調査並びに情報収集連絡のため関係機関の協力を得て、通信体制を確立し迅速な情報の収集伝達を行う。

#### 4 臨時ヘリポートの開設

##### (1) 開設の決定

臨時ヘリポートの開設の決定は、県からの指示又は本部長の指示によるものとする。

財政部長（財政班）は、本部長の指示又は区本部長の要請があった場合、若しくは大規模地震の発生を関知した場合は、本部長の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

##### (2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援に係る事前計画」に準ずる。

※臨時ヘリポート設置予定地の現況（資料 3-4）

#### 5 広域物資拠点

首都直下地震を想定した、国の定める広域物資拠点（非被災地から被災地への物資の輸送拠点）は次のとおりである。広域物資拠点から、各区輸送拠点・避難所等への輸送については、国・県の指示により実施する。

「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画  
 （中央防災会議）に定める広域物資拠点

名 称	所 在 地
千葉県中央防災センター	中央区仁戸名町
青葉の森公園	中央区青葉町
千葉ポートパーク	中央区中央港1丁目
千葉県総合スポーツセンター	稲毛区天台
幕張メッセ	美浜区ひび野1丁目

### 第3 緊急輸送道路の確保

担 当	責 任 者	建設部長（建設局長）
	班	土木班、道路班、市民班
	関 係 機 関	千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、千葉港湾事務所、各警察署、千葉市建設業協会

#### 1 道路の確保順位

建設部長は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

- (1) 本部長の指示又は区本部長の要請に基づき、千葉市建設業協会の協力を得て、重要な路線から順次確保する。



- (2) 地域によっては指定の路線を確保することが困難な場合若しくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。
- (3) 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

※緊急輸送道路一覧表（資料 9-3）

## 2 道路確保作業の内容

建設部長は、地震等により道路が破損した場合は、必要な交通の確保のために道路復旧について関係機関と情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。

### (1) 市土木班・道路班

建設部長は、本部長の指示又は区本部長の要請があった場合若しくは大規模な地震（震度 6 弱以上をめどとする。）が発生した場合は、次のとおり、緊急輸送路の確保のための作業を実施する。

ア 緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長及び区本部長に報告する。

イ 本部長又は区本部長から指示又は要請された応急復旧工事必要区間の 2 車線通行確保を図る。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、所轄警察署長と協議のうえ、通行止め・一回規制等の必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに所轄警察署長に通知する。

ウ 人員、車両、資機材等に不足があるときは、他部又は第 4 節「応援要請計画」の定めに基づく応援を本部長に要請する。

エ 緊急輸送路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長及び区本部長にその旨を報告する。

### (2) 千葉国道事務所・千葉港湾事務所

道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

なお、応急復旧は、原則として 2 車線の通行が確保できるようになることをめどとする。

### (3) 東日本高速道路㈱

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあっては上下線各 1 車線又は片側 2 車線を、分離されていない道路にあっては 1 車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

本部長は、救助活動等のための道路については、特に重点的に要請するものとする。

※障害物除去用車両の現況（資料 3-13）

## 3 警察署の任務

各警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

## 第4 緊急輸送の実施

担 当	責 任 者	財政部長（財政局長） 各部長（各局長）、区本部長（各区長）
	班	財政班 各部各班、区各班
	関 係 機 関	千葉海上保安部、自衛隊、千葉港運協会、千葉県トラック協会、 千葉県石油商業組合、各鉄道会社及びバス会社、その他交通輸送業者、 千葉市建設業協会

### 1 輸送の実施

財政部長は、災害時における災害応急対策の実施にあたり、必要な人員及び応急対策用資機材、救援用物資等を輸送するため、市保有の車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送を実施する。

なお、人員に不足のある場合は、本部長に応援職員の動員を要請する。

### 2 輸送の対象

輸送の対象としては次の事項が掲げられるが、輸送手段として乗用車、バス、トラック、船舶、航空機及び鉄道を実情に合わせて効率的に使用する。

- (1) り災者の避難のための輸送
- (2) 傷病人の収容のための輸送
- (3) 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- (4) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- (5) 救援用資機材及び災害応急対策要員のための輸送
- (6) 飲料水の供給のための輸送
- (7) 食糧の供給のための輸送
- (8) 死体の搬送
- (9) 生活必需品の供給のための輸送
- (10) 復旧用資機材及び災害復旧対策要員のための輸送

**第 1 1 節 ライフライン施設の応急対策**

**第 1 上水道施設**

対策のあらまし	<p>水道局は、災害発生時及び警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合には、飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、水道局震災対策本部を設置する。</p> <p>これにより応急復旧対策及び応急給水対策の実施に必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、被害の規模、態様に即した判断のもとに応急給水用水源の確保、断水区域を限定したうえでの応急復旧対策を実施する。</p> <p>※本部長又は区本部長は、市域又は区域に関し施設の被害状況を把握した場合は、速やかに必要な措置を講じるよう、所管の営業所若しくは水道事業者に要請する。</p> <p>なお、県水道局及び四街道市建設水道部の行う応急復旧対策については、所定の計画に基づき行われる。</p>
---------	--

担当	責任者	水道部長（水道局長）
		県水道局長（土気・泉市民センター管内及び御成台地区を除く市全域）
		四街道市建設水道部（御成台地区）
	関係機関	県水道局・市水道局及び四街道市建設水道部が指定した給水装置工事事業者

1 応急体制

(1) 千葉県水道局

ア 震災対策本部

災害発生時あるいは発災のおそれがある場合には、水道局に震災対策本部を設置し、本部・区本部と密接な連絡を保ちながら、応急活動に対処する。

イ 情報連絡体制

発災時には、非常優先電話を使用するが、有線による通信連絡が不能になった場合は、地域防災無線を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

ウ 動員体制

発生時における災害応急体制を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり動員・配備計画に基づき、動員・配備体制を確立する。

(ア) 全職員は、周囲の状況から判断し水道施設に多大の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合は、自主的に水道局に参集する。

(イ) 第 1 次及び第 2 次配備体制における職員は、あらかじめ水道局長が指定する職員をもって構成し、情報収集等を実施する。

エ 応援体制

水道局の職員で対応が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく県内水道事業者及び関連会社等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

(2) 千葉県水道局

被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

## 2 応急復旧対策（各水道事業者共通）

### （1）基本方針

- ア 応急復旧は、原則として県・市水道局復旧担当職員の監督のもとで施工業者によって行う。
- イ 断水区域の早期解消を図るため、取・浄・給水場の応急復旧、導・送・配水管等の管路の応急復旧及び給水装置の応急復旧は並行して行う。また、施設別の復旧順位は、別に定める優先順位に従う。
- ウ 把握した被害状況を基に、所要資機材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。
- エ 応急復旧作業は昼夜兼行で行う。

### （2）復旧活動のあらまし

- ア 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- イ 施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、指定工事店等の協力により行う。
- ウ 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

- （ア）復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。
- （イ）応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮配管等による仮復旧とする。
- （ウ）施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- （エ）施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。
- （オ）応急復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

### （3）記録及び報告

応急復旧状況の写真撮影を行うとともに、別に定める復旧調書に復旧内容等の所要事項を記載して災害対策本部等に提出する。

## 3 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。

また広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせてそのつど決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、県水道事業者広報班が拡声機付自動車による路上広報等を行うが、必要に応じて、市本部長に対し防災行政無線その他による広報を要請し行う。

## 第2 公共下水道施設

対策のあらまし	<p>下水道部長は、大規模な地震が発生したときは、速やかに管渠・下水処理場・ポンプ場等の下水道施設の被害状況を把握し、関係機関と連携して、被災した施設の応急復旧のために必要な資器材、車両及び人員を確保し、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じ、排水に万全を期する。</p> <p>これにより、二次災害の防止又は軽減を図るため、迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。</p>
---------	---

担当	責任者	下水道部長（下水道局長）
	班	下水道管理班、下水道建設班
	関係機関	千葉国道事務所、千葉地域整備センター、千葉港湾事務所、各警察署、千葉市建設業協会、指定工事店、千葉市下水管路維持協同組合

### 1 管渠の応急措置

<p>(1) 下水管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置し排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。</p> <p>(2) 幹線及び枝線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。</p> <p>(3) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。</p> <p>(4) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて、現場要員、資器材の補給を行わせるものとする。</p>
--

### 2 下水処理場・ポンプ場等の応急措置

<p>(1) 下水処理場・ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。</p> <p>(2) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。</p>
---

### 3 資器材、車両及び人員の確保

<p>(1) 職員の動員・配備は、本章第1節第1「応急活動体制の区分」による。</p> <p>(2) 下水道施設の応急復旧にあたっては、他の地方公共団体及び関係業者の協力を得て行う。</p> <p>(3) 応急復旧は、市が備蓄する資器材及び車両により行う。 災害の規模により多くの資器材若しくは車両を必要とする場合には、指定工事店等所有の資器材等の緊急調達を行う。なお、不足する場合の資器材等の調達は、県に備蓄品の提供若しくは関係会社等からの調達協力を要請する。</p>
---

### 4 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、市民班長を通じて、防災行政無線又は

区本部情報班による広報活動その他による広報を要請し行う。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてそのつど決定する。

### 第3 電気施設

対策のあらまし	非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。 災害により電気の供給が停止したり、又は停止するおそれのあるときは、千葉市全域を管轄する東京電力(株)千葉支店に非常災害対策本部が、また現業機関である千葉支社に非常災害対策支部がそれぞれ設置され、応急対策及び復旧措置を講じることとなっている。
---------	---

担当	責任者	東京電力(株)千葉支店長
	班	千葉支社
	関係機関	東京電力(株)指定工事店・関係会社

#### 1 災害時の活動体制

##### (1) 非常態勢の区分

区 分	情 勢
第1非常態勢	ア 被害の発生が予想される場合 イ 被害が発生した場合
第2非常態勢	ア 大規模な被害の発生が予想される場合 イ 大規模な災害が発生した場合 ウ 電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 エ 東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常態勢	ア 大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 イ サービス区域あるいは千葉県・東京都・埼玉県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ウ 警戒宣言が発せられた場合

##### (2) 非常災害対策組織

東京電力(株)千葉支店に非常災害対策本部、千葉支社に非常災害対策支部がそれぞれ設置される。

##### (3) 情報連絡ルート

東京電力(株)千葉支社が災害時に実施する情報連絡ルートは、主に次の2系統になる。

- ア 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- イ 市災害対策本部又は区本部、市消防局、警察署等の管内防災機関との情報連絡

## 2 災害時の応急措置

### (1) 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

なお、対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集する。

### (2) 資機材の確保

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 本（支）部相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

### (3) 災害時の危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

## 3 応急復旧対策

### (1) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

本（支）部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

- |   |              |
|---|--------------|
| ア | 復旧応援要員の必要の有無 |
| イ | 復旧要員の配置状況    |
| ウ | 復旧資材の調達      |
| エ | 電力系統の復旧方法    |
| オ | 復旧作業の日程      |
| カ | 仮復旧の完了見込     |
| キ | 宿泊施設、食糧等の手配  |
| ク | その他必要な対策     |

### (2) 復旧の順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

ア 送電設備

(ア) 全回線送電不能の主要線路

- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の重要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 配電設備

- (ア) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (イ) その他の回線

エ 通信設備

- (ア) 給電指令回線（制御・監視及び保護回線）
- (イ) 災害復旧に使用する保安回線
- (ウ) その他保安回線

4 災害時の広報

本章第3節「災害時の広報」に準ずる。

第4 ガス施設等

対策のあらまし	<p>地震等の非常災害が発生した場合、都市ガス事業者は、災害の種類、規模等に応じて非常災害組織を本社及び千葉市を所管する出先機関内に編成し対応する。</p> <p>また、エルピーガス販売業者については、千葉支部に災害対策本部を設置し、対策を講じることとなっている。</p> <p>これにより二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。</p> <p>なお、市（消防局）は、都市ガス・エルピーガスの火災、爆発、漏洩等の事故の発生に際しては、都市ガス事業者・エルピーガス販売事業者等と協力して、これを早期に鎮圧し被害を最小限にとどめる。</p>
---------	--

担当	責任者	東京ガス㈱千葉支店長 大多喜ガス㈱千葉事業所長 千葉ガス㈱本社 社団法人千葉県エルピーガス協会千葉支部長・副支部長
	所管支社	東京ガス㈱千葉支店 大多喜ガス㈱千葉事業所
	所管分会 (エルピーガス)	検見川分会、幕張分会、稲毛分会、長沼分会、北部分会、南部分会、中部分会、桜木分会、東部分会、菅田分会、泉分会
	関係機関	各ガス事業者指定工事店・関係会社、社団法人千葉県エルピーガス協会、千葉県エルピーガス卸売協議会



## 1 都市ガス施設

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

### (1) 非常体制の確立

災害が発生した場合、あらかじめ計画するところにより、対策本部及び支部を設置し、必要な社員等を動員するとともに、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常事態に対応しうる体制に移行する。

### (2) 応急対策

#### ア 通報・連絡

(ア) 社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化等、体制の確立に努めるものとする。

(イ) 災害が発生した場合は、災害情報、被害情報等を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

#### イ 対策要員の確保

(ア) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(イ) 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

#### ウ 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害が拡大するおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じる。

#### エ 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

### (3) 災害時の広報

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また千葉県、千葉市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

### (4) 応急復旧対策

#### ア 復旧計画の策定

被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧を、可能な限り迅速に行う。救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

#### イ 復旧作業の実施

##### (ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

##### (イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。

## 2 エルピーガス施設

エルピーガス販売事業者は、災害の種類、規模等に応じて被災設備の緊急措置並びに安全を確認後、直ちに状況をエルピーガス災害対策本部（千葉支部）に報告するとともに、本部防災組織の編成に入り、二次災害の防止並びに応急措置を迅速かつ的確に講じうる体制を確立する。

### (1) 災害時の活動体制

#### ア 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により千葉支部に災害対策本部、各分会に連絡所を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、協会本部、縣市及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

#### イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い本部及び分会連絡所による情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

### (2) 災害時の応急措置

#### ア 供給設備の点検

災害の発生とともに、次のとおり供給設備の点検を行う。

(ア) エルピーガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復

(イ) エルピーガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査

#### イ 消費設備の調査

(ア) 消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査

(イ) 末端閉止弁、器具栓の閉止

#### ウ 二次災害の防止

(ア) 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収

(イ) 放置容器等の回収

### (3) 応急復旧対策

ア 災害対策本部の指示に基づき、各分会（各班）は、有機的な連携を保ちつつエルピーガス供給、消費設備の応急復旧にあたる。

イ エルピーガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施。

ウ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

## 第5 電話施設

対策のあらまし	<p>地震等の非常災害時における通信の途絶を防止するための各種通信施設の確保、復旧等に関する応急対策については、千葉支店に災害対策本部、各営業所に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、対応することとなっている。</p> <p>これにより、災害時においても通信機能を十分に発揮し得るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制が確立される。</p>
---------	--

担 当	責 任 者	N T T 東日本(株)千葉支店長
	班	N T T 東日本(株)千葉支店
	関 係 機 関	N T T 東日本(株)指定工事店・関係会社

## 1 災害時の活動体制

### (1) 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により、千葉支店に災害対策本部、各支店に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市（本部及び区本部）及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

### (2) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

なお、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁から伝達される津波警報等の各種警報については、速やかに県、市（本部）へ通報する。

### (3) 支援体制

地震等の非常災害が発生した場合、千葉支店・本社と連携し全国規模の支援体制をとる。

## 2 災害時の応急措置

### (1) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

ア 電源の確保

イ 非常用対策機器（無線機器、発動発電機等、非常用可搬型交換装置）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

キ その他

### (2) 応急措置

地震により、通信設備に被害が生じた場合又は異常ふくそう等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先・確保（ポータブル通信衛星の利用等）

ウ 無線設備の使用

エ 非常用公衆電話の設置

オ 非常用特設移動電話局装置の設置

カ 臨時電報、電話受付所の開設

キ 回線の応急復旧

### 3 応急復旧対策

(1) 地震により被災した電気通信設備の復旧は、次のとおりとする。

#### ア 応急復旧工事

(ア) 電気通信設備等を緊急に復旧必要があるため、災害対策用機器、応急用資材等により、簡易な方法によって仮設備で復旧する工事

(イ) 建物等を現状復旧するまでの間維持するために必要とする工事

#### イ 原状復旧工事

被災した電気通信設備を現設備に著しい変更を加えない範囲で原形に復する工事

#### ウ 本復旧工事

(ア) 被害の再発を防止し、かつ将来の設備拡張を見込み、又は改良計画を折り込んだ復旧工事

(イ) 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

(2) 地震等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位に従って実施する。

順位	重要通信を確保する対象機関（契約約款に基づく）
1	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
2	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

### 4 災害時の広報

本章第3節「災害時の広報」に準ずる。

## 第6 鉄道施設等

対策のあらまし	<p>多数の乗客を輸送する鉄道において、大規模な地震が発生したときには、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがある。</p> <p>各鉄道機関は、地震発生時の安全確保と、万一の場合の被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じるための計画を策定している。</p>
---------	---

担当	責任者	J R 東日本(株)千葉支社長、京成電鉄(株)本社鉄道本部長、千葉都市モノレール(株)安全統括管理者（運輸事業本部長）
	班	J R 線各駅長、京成線各駅長、千葉都市モノレール線各駅長

### 1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

2 発災時の初動措置

(1) 運転規制

機 関 名	運 転 規 制 の 内 容
J R 東 日 本 (株)	地震が発生した場合の運転取扱いは、次による。 ア S I 値が一般区間で 12 以上の場合、全列車を停止させ、保守係員による規制区間全線の点検後、運転規制を解除する。 イ S I 値が一般区間で 6 以上 12 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
民 鉄 各 社	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは、次による。 ア 震度 5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。 イ 震度 4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。
千 葉 都 市 モ ノ レール (株)	地震が発生し、警報の表示があった場合は、次の取扱いを行う。 ア 震度 5 弱以上の場合 直ちに全列車に停止を指示する。解除は施設課長及び電気課長が点検結果の報告を受け、安全の確認がなされたとき。 イ 震度 4 以上の場合 全列車を一旦停止させたのち、30km/h 以下の注意運転を指令する。ただし、注意運転区間は当該区間を運転する最初の列車のみとする。解除は運転士から異状がない旨の報告を受けたとき。

(2) 乗務員の対応

機 関 名	乗 務 員 の 対 応
J R 東 日 本 (株)	ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。
民 鉄 各 社	ア 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる箇所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。
千葉都市モノレール(株)	運転士は、運転の途中で地震を感知し、列車の運転が危険と判断したときは、直ちに停止して、運転指令長にその旨を報告しなければならない。

(3) その他の措置

機 関 名	そ の 他 の 措 置
J R 東 日 本 (株) 民 鉄 各 社 千葉都市モノレール(株)	ア 旅客誘導のための案内放送 イ 駅員の配置手配 ウ 救出、救護手配 エ 出火防止 オ 防災機器の操作 カ 情報の収集

### 3 乗客の避難誘導

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
J R 東 日 本 (株)  民 鉄 各 社  千 葉 都 市 モ ノ レール (株)	(1) 駅における避難誘導 ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し避難させる。 イ 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 ウ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させる場合は次による。 ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 イ 特に災害時要援護者等に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

### 4 事故発生時の救護活動

機 関 名	救 護 活 動 の 内 容
J R 東 日 本 (株)  民 鉄 各 社  千 葉 都 市 モ ノ レール (株)	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

### 5 災害時の広報活動

機 関 名	災 害 時 の 広 報 活 動
J R 東 日 本 (株)  民 鉄 各 社  千 葉 都 市 モ ノ レール (株)	(1) 駅では、地震災害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動揺、混乱をまねかぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 (2) 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について、旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について、放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

**第12節 生活救援対策**

**第1 飲料水の供給**

対策のあらまし	<p>千葉市の上水道供給区域は、ほぼ全域が県水道局の供給区域となっているほか、御成台地区については四街道市建設水道部により供給されている。</p> <p>市水道局は、緑区と若葉区の各一部を給水区域としている。</p> <p>そのため、市域（市営水道給水区域を除く）における市民等に対する給水活動は、市民部長が水道部長の助言により、県水道局及び四街道市建設水道部と連携し実施する。</p> <p>この項では、災害により飲料水を確保できない市民に対し、被害の状況に応じ、最小限度必要な量の飲料水を供給するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。</p>
---------	---

担当	責任者	水道部長（水道局長）、市民部長（市民局長）、区本部長（区長）
	班	水道部、市民班、区情報班・対策第1班
	関係機関	県水道局（千葉水道事務所、千葉水道事務所千葉西支所）、千葉鉄工業団地、千葉市工業センター（※共同水道水源地）、四街道市建設水道部

1 補給給水源の確保

(1) 県水道局給水場（応急給水実施場所及び注水指定場所）

大規模地震が発生した場合、県水道局は、速やかに浄水場及び給水場の配水池等に貯留を図るほか、地下水を活用し応急給水用の水を確保する。

県水道局給水場（応急給水実施場所及び注水指定場所）

施設名	所在地	有効貯水量	備考
柏井浄水場	花見川区柏井町	122,000 m <sup>3</sup>	表流水
園生給水場	稲毛区園生町	25,700 m <sup>3</sup>	表流水
誉田給水場	緑区おゆみ野	44,000 m <sup>3</sup>	表流水
幕張給水場	美浜区若葉	90,000 m <sup>3</sup>	表流水
千葉分場	中央区都町	4,040 m <sup>3</sup>	地下水
大宮分場	若葉区大宮町	4,400 m <sup>3</sup>	表流水
計		290,140 m <sup>3</sup>	



(2) 市水道局施設

大規模地震が発生した場合、市水道局は、県水道局と情報連絡を密にして速やかに浄水場等の配水池に貯留を図るほか、地下水その他の市自主水源を活用し応急給水用の水を確保する。

市水道局給水場

施設名	所在地	有効貯水量	備考
平川浄水場	緑区平川町	3,400 m <sup>3</sup>	県水道局浄水受水 緊急用井戸1井 (1,000 m <sup>3</sup> /日)
土気浄水場	緑区土気町	740 m <sup>3</sup>	地下水
大木戸浄水場	緑区大木戸町	10,712 m <sup>3</sup>	県水道局浄水受水 緊急用井戸1井 (1,000 m <sup>3</sup> /日)
更科浄水場	若葉区更科町	667 m <sup>3</sup>	地下水
ちばリサーチパーク浄水場	若葉区上泉町	632 m <sup>3</sup>	地下水
大野台送水ポンプ場	緑区大野台	1,140 m <sup>3</sup>	県水道局浄水受水
高根給水場	若葉区高根町	1,700 m <sup>3</sup>	県水道局浄水受水
計		18,991 m <sup>3</sup>	

(3) 市有耐震性井戸付貯水槽

市の保有する耐震性井戸付貯水槽は、現在、市内14か所（6公園、1高校、3市・区庁舎、4消防署）に整備されている。

耐震性井戸付貯水槽	貯水槽 40t 非常用発電装置及び滅菌装置付き (揚水能力 11t/時、ろ過能力 5t/時)
-----------	--

(4) 市有非常用井戸

56基（揚水能力 4.5 t / 時、非常用発電装置及び滅菌装置付き）

現在小学校 56 校に整備されている。

(5) 受水槽・プール等

その他状況により関係各部・機関に協力を要請し、小中学校プール、受水槽、千葉鉄工業団地及

び千葉市工業センター共同水道水源地等を補給給水源として使用する。

この場合、ろ過浄水機、薬剤投入、煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。

(6) その他

ア 「災害時における飲料水の供給協力に関する協定」による飲料水等の供給  
(千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合千葉支部 33 浴場)

イ 「災害時における応急農業用井戸水供給の協力に関する協定」  
(土地改良区、水利組合等 13 団体 25 か所)

ウ 震災時に備え、各家庭に 20～60 ㍓程度の水を常備するよう奨励する。

※耐震性井戸付貯水槽の配置の現況 (資料 3-5)

※非常用井戸の配置の現況 (資料 3-6)

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況 (資料 3-7)

2 需要の把握 (被害状況の把握)

災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、水道部長は、市民部長及び区本部長と連絡を密にして、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況把握の方法は、次によることとする。

- |   |
|---|
| - 被害状況把握の方法 -<br>(1) 市本部、区本部への被害情報<br>(2) 県災害対策本部への被害情報<br>(3) 市民からの市水道局への通報<br>(4) 市民からの県水道局営業所等への通報<br>(5) 市民からの四街道市建設水道部への通報 |
|---|

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項について、併せて本部長及び区本部長へ報告するものとする。

- |   |
|---|
| - 本部長及び区本部長への報告事項 -<br>(1) 給水機能停止区域、世帯、人口<br>(2) 復旧の見込み<br>(3) 給水班編成状況及び必要見込み<br>(4) 応急給水開始時期<br>(5) 給水所 (拠点) の設置 (予定) 場所 |
|---|

3 給水所 (拠点) の設定

(1) 設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行うものとする。

給水所 (拠点) の設定は、水道部長が区本部長の意見を聞いて行うが、原則として、避難場所、

避難所を単位として行う。

なお、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

## (2) 周知・広報

給水所を設定したときは、区情報班及び市民班が直ちに被災地市民に対する広報活動を実施するとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」と大書した掲示物を表示する。

また、給水所に被災地の自主防災組織若しくは代表となる住民を指定するよう要請し、給水に関する市民からの問い合わせ、要望等については、できる限り代表者に取りまとめを依頼するものとする。

## 4 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する車両及び資機材を確保するとともに、不足が生じる場合は、水道局関係業者、四街道市建設水道部その他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況（資料 3-7）

## 5 応急給水の実施

### (1) 給水基準

給水の量は、1人1日最低水量3ℓとする。以後、復旧工事の進捗等により順次増量する。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求めるものとする。

### (2) 車両輸送による給水

#### ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、県水道局、四街道市建設水道部との進絡のもとに、水道部、区本部対策第1班が共同して行う。

必要な車両・機材は、市が備蓄する給水車、給水タンク及びポリ容器等や他部からの応援流用したものを使用するほか、県水道局所有の給水車及び給水タンクを借り上げ使用して行う。

なお、給水及び給水用具は、検査を受け衛生的に処理したのち行うものとする。

#### イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、各家庭において、自ら持参した容器をもって、給水所となった施設の各部担当職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合は、まず近隣、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請し、市による給水活動全体に支障が生じないように留意する。

#### ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症心身障害児施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設及び救護所等への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して車両等により給水を行う。

### (3) 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部、県水道局及び四街道市建設水道部が協力して、次のとおり応急給水を実施す

る。

ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、水道部長が区本部長及び関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

## 第2 食品の供給

対策のあらまし	<p>この項では、災害により自宅で炊飯等が不可能になった市民に応急的な炊き出しを行ったり、あるいは住家の被害を受けたため一時縁故先等へ避難する市民に対して、食品の供給を実施するための役割分担、手順等について、そのあらましをあげる。</p> <p>なお、災害により食品の配給・販売機構等がマヒし、応急的な食品の供給活動を行う必要があると認めた場合についても、この計画により行う。</p>
---------	--

担 当	責 任 者	調 達	経済農政部長（経済農政局長）、市民部長（市民局長）
		供 給	区本部長（区長）
	班	調 達	経済班、農政班、中央卸売市場班、生活文化班
		供 給	区対策第2班
関 係 機 関	千葉農政事務所、千葉市薬剤師会、農協、その他米穀・食品関連業者、交通輸送業者		

### 1 食品の供給実施の決定

#### (1) 供給実施の決定者

ア 災害救助法適用前

本部長又はその補助執行機関としての区本部長は、災害により、避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食品の供給の実施を決定する。

イ 災害救助法適用後

本部長又はその補助執行機関としての区本部長は、県知事の職権の一部を委任されているので、県知事の補助機関として、食品の給与の実施にあたる。

この場合、災害救助法による「食品の給与」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給対象者

応急食品の実施の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（※1）
- エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者
- オ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。（※3）

- （※1）一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給
- （※2）災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外
- （※3）米穀の応急供給は、原則として自主防災組織（又は町内自治会等の地域住民組織）を単位として、代金と引き替えで行う。

(3) 食品供給の内容

応急的に供給する食品は、市が備蓄する保存食（乾パン・クラッカー・アルファ米）及び他市からの救援物資又は調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、指定業者、百貨店、スーパー等から梅干し、佃煮等の副食を調達する。

また乳児に対しては、原則として、市が備蓄する粉ミルク及び販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

2 需要の把握（被害状況の把握）

応急食品の必要数の把握は、経済農政部長が、区本部及び関係各部がそれぞれ次により実施したものを総括して行う。

なお、把握した食品の必要数（食数）は、直ちに市民部長を通じて、本部長に報告し、本部長の供給数の決定を待って、必要数の調達・輸送を実施する。

－ 必要数の把握の分担 －

- （1）避難所については、区本部（対策第2班）がそれぞれ担当の避難所において実施したものを集計のうえ報告する。
- （2）住宅残留者については、区本部（情報班）が消防部その他の関係各部、関係機関、町会長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て、実施する。
- （3）災害応急対策活動従事者については、各部及び区本部の協力を得て、総務部総務班が実施する。

3 食品の確保

(1) 市の食品確保体制

食品の確保は、経済農政部長が本部長の指示又は区本部長の要請に基づき、以下のとおり行う。

ア 乾パン、クラッカー及びアルファ米については、市の備蓄品を使用する。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

品 目	備 蓄 量	備 蓄 場 所
乾 パ ン	約 199,000 食	備蓄倉庫（各区役所及び消防署等）合計
ク ラ ッ カ ー	約 86,000 食	同 上
ア ル フ ァ 米	約 285,000 食	同 上

イ 梅干し、佃煮等の副食については、指定業者・協定締結業者から、調整粉乳については、指定業者・協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等の粉ミルク販売取り扱い業者からそれぞれ緊急調達するものとする。

(2) 県からの米穀等調達

米穀の調達は、県知事に対し割当申請を行い、その指示を受けて、市内卸売業者若しくは小売販売業者から調達する。

(3) 救援物資の受入れ

市民部長は、他市町村等からの救援物資を集積場所に保管する。

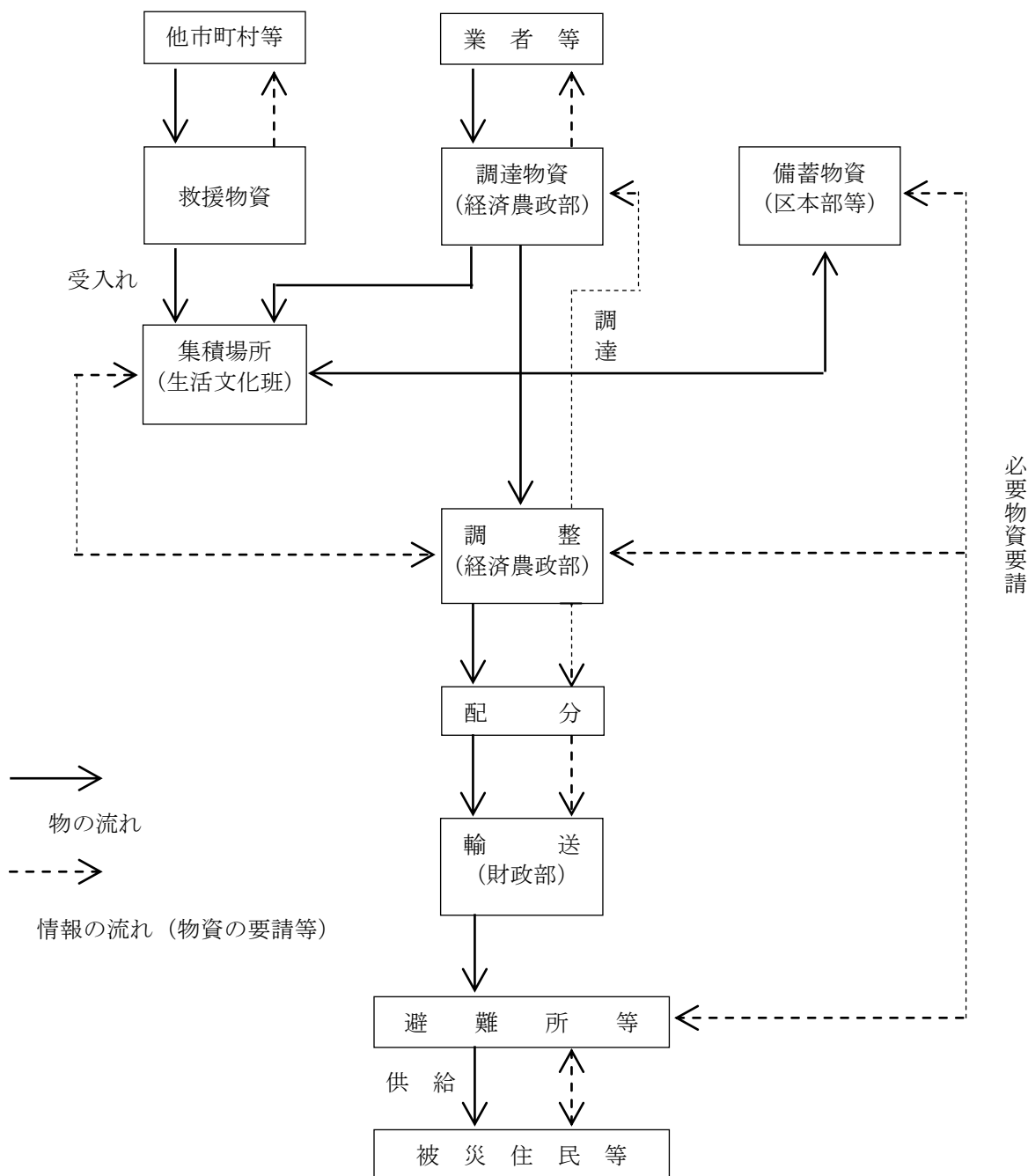
(4) 千葉農政事務所への要請

米穀その他の主要食品の調達については、必要があるときは、県を通じて（連絡がとれないときには直接）、千葉農政事務所に必要な措置を講じることを要請する。

#### 4 食品供給活動の実施

##### (1) 食品等の供給システム

食品等の供給システム図



##### (2) 食品の輸送

食品供給に関する輸送業務は本章第10節「緊急輸送対策」による。

(3) 食品等の集積場所

ア 食品等の集積場所（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

食品の集積場所	所在地
千葉市公営事業事務所(千葉競輪場)	中央区弁天4丁目
千葉ポートアリーナ地下駐車場	中央区問屋町
蘇我スポーツ公園（蘇我球技場）	中央区川崎町

イ 市民部長は、集積場所における食品等救援物資の受入れ・区分け・在庫管理・積み込み等を行う。

(4) 食品の供給

ア 供給食品

供給する食品は、災害発生第1日目は、乾パン又はクラッカー1食、アルファ米1食とし、第2日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。また、乳幼児に対しては、調整粉乳又は大人と同等とする。

イ 供給基準

- (ア) 乾パン又はクラッカー 1食あたり 100 g以内
- (イ) アルファ米 1食あたり 100 g
- (ウ) 米穀 1食あたり精米 200 g以内 (※1、※2)
- (エ) 食パン 1日あたり 200 g (約半斤) 以内
- (オ) 調整粉乳 乳児1日あたり 115 g以内 (1回 23 g 5回分)  
幼児1日あたり 78 g以内 (1回 23 g 3回分)

(※1) ただし、通常の配給ができない場合の配給については、1日あたり米穀（精米換算）400 g以内とする。

(※2) ただし、救助作業に従事する場合にあっては、米穀（精米換算）1食あたり 300 g以内とする。

ウ 炊き出しの実施

炊き出しは、市内小学校の各給食施設を利用し区本部（対策第2班）が行うが、必要に応じて、日赤奉仕団、婦人会、自主防災組織及び民間業者等に協力を依頼する。

エ 供給活動を実施する範囲

供給活動を実施する範囲は、各小学校の学区内を基準とするが、災害の実情により区本部長が調整する。

※輸送拠点及び集積場所(P113)

(5) 局所的災害の場合の対応

被災地域・規模が限定され、単独区のみ災害対策本部が設置された場合等において、当該区内の備蓄食糧のみで対応可能なときは、前記「食品等の供給システム」によらず、区本部長の判断により、直接、自区内の備蓄食糧を避難所等へ供給できるものとする。



### 第3 生活必需品の供給

対策の あ ら ま し	この項では、災害により被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である市民に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供給又は貸与するための役割分担、手順等について、そのあらしをあげる。
-------------------------	--

担 当	責 任 者	調 達	経済農政部長（経済農政局長）、市民部長（市民局長）
		供 給	区本部長（区長）
	班	調 達	経済班、生活文化班
		供 給	区対策第2班
関 係 機 関	日本赤十字社千葉県支部、デパート・スーパー等卸小売業者、 交通輸送業者		

#### 1 供給実施の決定

##### (1) 供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長又はその補助執行機関としての区本部長は、必要と認めた場合、生活必需品供給の実施を決定する。

ただし、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与又は貸与は知事が行い、本部長はこれを補助するものとする。

##### (2) 供給対象者

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。

##### (3) 応急給付の内容

○寝具	…	毛布・布団等
○外衣	…	普通着・作業衣・婦人服・子供服等
○肌着	…	シャツ・ズボン下・パンツ等
○身回り品	…	タオル・手拭い等
○炊事用具	…	鍋・釜・包丁・バケツ等
○食器	…	茶わん・汁わん・皿・はし・スプーン等
○日用品	…	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨粉等
○光熱材料	…	マッチ・ローソク・プロパンガス等

#### 2 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。

#### 3 生活必需品の確保

- (1) 経済農政部長は、本部長の指示又は区本部長の要請に基づき、迅速に市内又は市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じたとき、又は調達が困難な時は県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。
- (2) 市民部長は、他市町村等からの救援物資を集積場所に保管する。

#### 4 供給活動の実施

- (1) 生活必需品の供給システム
  - 生活必需品の供給は「食品」の規定に準ずる。
- (2) 生活必需品の集積場所（保管場所）及び輸送業務の分担
  - 災害対策活動従事者を除き、「食品」の規定に準ずる。
- (3) 生活必需品の供給
  - ア 給与（貸与）基準
    - 生活必需品の給与（貸与）基準は、災害救助法の範囲内で行う。
  - イ その他については、「食品」の規定に準ずる。
    - ※協定一覧（資料 2-11）
    - ※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料 8-1）
- (4) 局所的災害の場合の対応
  - 「食品」の規定に準ずる。

### 第4 災害時保育の実施

対策のあらまし	<p>市は、災害発生後に市民が一刻も早く災害による打撃から立ち直り生活再建に着手できるよう支援する必要がある。</p> <p>災害時保育は、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保する観点から行われる。</p> <p>保育所（園）は、乳幼児の安全を確保するための事前措置、災害発生直後の応急措置及び災害復旧期における災害時保育実施のための手順等について定める。</p> <p>なお、民間保育園についても同様の対策を講じるよう協力を要請する。</p>
---------	--

担 当	責 任 者	保健福祉部長（保健福祉局長）
	班	子ども家庭班
	関 係 機 関	各民間保育園

#### 1 事前措置

- (1) 保健福祉部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、児童の保護者への引き渡し、休所（園）等の適切な措置を指示する。
- (2) 保育所（園）長は、保育所（園）の立地条件等を考慮したうえ、災害時の避難計画を策定すると

ともに、児童の安全確保に努める。

(3) 保育所（園）長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。

ア 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等との連絡方法を検討するとともに、その周知を図る。

イ 区本部、警察署、消防署（消防団）等との連絡網を確立する。

ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引き取りは困難と予想されるため、残留する児童の保護について対策を講じる。

エ 勤務時間外においては、保育所（園）長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知する。

## 2 災害発生直後の体制

(1) 保育所（園）長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講じる。

(2) 保育所（園）長は、災害の規模、児童・職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに子ども家庭班長を通じて、本部長に報告する。

(3) 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の保育所（園）に参集し、保育所（園）の管理等のために必要な体制を確立する。

(4) 保育所（園）長は、災害の状況に対応して、臨時の編成を行うなど、速やかに調整を図り災害時保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に児童及び保護者に周知する。

(5) 子ども家庭班長は、保育所（園）長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の保育所（園）ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

## 3 災害時保育の実施

(1) 保育所（園）長は、職員を掌握して保育所（園）の整理を行い、児童のり災状況を把握し、保健福祉部長と連絡し、復旧体制の確立に努める。

(2) 保健福祉部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所（園）長はその指示事項の徹底を図る。

(3) 通所（園）可能な児童については、災害時保育計画に基づき、各保育所（園）において、保育する。

また、り災により通所（園）できない児童については地域毎に実情を把握するよう努める。

(4) 入所（園）児童以外の受け入れについては、可能な限り、災害時保育計画において、保育するよう検討する。

(5) 災害等により、長時間保育所（園）として使用ができない場合、保健福祉部長は、関係各部長と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、保育所（園）長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

## 4 その他の留意事項

(1) 避難時の注意事項

保育所の職員は「児童の生命を守る」ため次の事項に注意し、速やかに行動する。

- ア 児童の安全を確認する。
- イ 避難経路の安全を確保する。
- ウ 室内外を検索し、児童とともに避難する。
- エ 避難所において、人員点呼を行う。

(2) 児童の救護

施設内における児童の救護は、原則として、看護師等がこれにあたるが、必要に応じて医療対策本部等と連絡をとる。

(3) 給食

給食については、早期に実施するよう努めるものとするが、給食が不可能な場合でも、災害時保育を実施することを第一義とする。

(4) 炊き出しへの協力

関係部長より要請があり、本部長の指示があった場合は、可能な限り被災者の炊き出しを行う体制をとる。

第5 災害相談の実施

対策の あ ら ま し	<p>災害相談は、災害による精神的・物質的打撃から立ち直るための支援の窓口を広く開放することにより、迅速な応急対策の実施のための情報の流れを円滑にすることを第1のねらいとする。</p> <p>また、第2のねらいとして、社会システムの混乱や情報の不足によるパニックの発生を防止し、社会秩序への信頼を回復し生活再建への着手を促すために行われる。</p> <p>この項では、市（区）、県及びその他防災関係機関が行う災害相談について、それぞれの役割分担、手順等のあらましをあげる。</p>
-------------------------	--

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）、区本部長（区長）		
	班	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">市民班</td> </tr> <tr> <td>区情報班</td> </tr> </table>	市民班	区情報班
	市民班			
区情報班				
関 係 機 関	県消防地震防災課、各警察署、その他ライフライン関係機関			

1 災害相談窓口の開設

市民班長及び区本部長は、大規模な地震が発生した場合若しくは本部長の指示があった場合は、直ちに市役所及び区庁舎1階ロビーに被災者又はその関係者からの医療救護、交通事情等に関する問い合わせの相談に応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

2 臨時市民相談所の開設

市民班長及び区本部長は、災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示又は自らの判断に基づき、避難所又は被災地の交通に便利な地点に市臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

開設の実施にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得るものとする。

### 3 県による災害相談

(1) 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育等の個別相談窓口を設置する。

(2) 被災者への相談事業等の展開

災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業の実施

イ 被災児童生徒及び保護者への相談事業の実施

(3) 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部署及び市町村と緊密な連携を図る。

### 4 防災機関による災害相談

(1) 各警察署

各警察署長は、警察署又は交番その他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

ア 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。

イ 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関に連絡して、その活動を促す。

(2) その他防災関係機関

本部長又は区本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

## 第13節 災害時要援護者の対策

### 第1 在宅の災害時要援護者の対策

対策のあらまし	大規模災害発生時の在宅の高齢者、障害者等については、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、あるいは生活に支障が生じることなどにより、新たな災害時要援護者が発生する。これら在宅の災害時要援護者の対策を、発災直後より、各段階におけるニーズにあわせ的確に講じる。
---------	---

担	責任者	保健福祉部長（保健福祉局長） 区本部長（区長）
	班	保健福祉総務班、健康班、子ども家庭班、高齢障害班 区対策第1班・対策第2班・情報班
当	関係機関	千葉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会組織、自主防災組織、社会福祉施設

#### 1 災害時要援護者の発見・安否確認

保健福祉部長は、区本部長との連携を図り、発災直後において、災害時要援護者名簿の活用や、千葉市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会組織、地域の自主防災組織等関係機関、市民ボランティア及び地域住民の協力・連携により、居宅に取り残された高齢者、障害者等の災害時要援護者の迅速な発見や安否確認に努める。

#### 2 災害時要援護者の措置

災害時要援護者を発見した場合には、災害時要援護者の状況に応じ、避難所や施設への緊急入所等を行うほか、在宅での生活が可能な場合には、福祉ニーズを把握し適切な措置を行う。

また、時間経過に沿って、避難所生活者等の実態調査により、生活困難な災害時要援護者の把握に努め、必要に応じ施設入所指導を行うほか、災害時要援護者専用の避難施設を設置し、適切な措置・移送に努める。

##### (1) 施設への入所措置等

保健福祉部長は、緊急な対応を必要とする災害時要援護者を対象に、受入れ可能な社会福祉施設を確認し、区本部長へ報告する。区本部長は、報告に基づき短期入所措置を行う。なお、保護者の疾病等により発生する災害時要援護者については、親族による受入れや里親等への委託に努める。

##### (2) 生活援護

保健福祉部長は、在宅及び避難所における災害時要援護者に対し、必要に応じてホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣や日常生活用具の迅速な給付、車椅子・障害者用携帯便器の供給等に努める。

##### (3) 児童のこころのケア

保健福祉部長は、災害時における児童の精神的な安定を図るため、児童相談所、保健所、保健セ

ンター・保健福祉センター、市立病院、療育センター、教育センター、こころの健康センター、養護教育センター、専門ボランティア等と連携し、こころのケアを実施する。

(4) 障害者への情報提供体制の確保

保健福祉部長は、情報入手の困難な障害者が的確な情報を得られるよう、避難所等にファクシミリ等の情報提供体制の確保を図るほか、ボランティアの協力による手話通訳者等の確保に努める。

(5) 災害時要援護者専用避難施設

保健福祉部長は、避難所等での生活が困難な災害時要援護者に対する専用の避難施設として老人福祉センター等の施設を利用する。

専用避難施設は、社会福祉施設職員及びボランティア等の協力を得て、保護・連絡調整・相談・移送等の業務を行う。

## 第2 社会福祉施設の対策

対策のあらまし	<p>社会福祉施設には自宅での介護が困難な人が入所又通所していることから、災害発生時においても、継続した施設援護サービスが提供できるよう、当該施設はもとより他の施設への移送等も含め適切な対策を講じるものとする。</p> <p>比較的に被害が少なかった施設等においては、他の施設での援護が困難となった者や災害により新たに援護が必要となった者の受入れを積極的に行う。</p> <p>また、施設の持つ機能を最大限に発揮し、近隣地域における災害時要援護者に対しても適切な支援を講じる。</p>
---------	--

担当	責任者	各施設の長
		保健福祉部長（保健福祉局長）
	班	保健福祉総務班、健康班、子ども家庭班、高齢障害班
	関係機関	千葉県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内自治会組織

### 1 施設における初動対策

各施設の長は、施設ごとに定められている「防災計画」に基づき、保健福祉部長等と調整を図りながら、当該施設並びにその入所者及び通所者について、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 建物、設備、備品等に関わる被害状況の把握と保健福祉部長への報告
- (2) 入所者及び通所者の安全確保と他施設への受入れ要請
- (3) 応援職員及びボランティアの派遣要請

### 2 緊急受入れ対策

各施設の長は、当該施設の入所者及び通所者の処遇の継続を確保した後、さらに施設として災害時要援護者の受入れが可能な場合は、保健福祉部長等と調整を図りながら、被災者を受入れるため、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 当該施設における受入れ可能人員の把握と保健福祉部長への報告

(2) 受入れのための体制整備

- ア 設備、備品等の確保
- イ 生活必需物資等の確保
- ウ 応援職員及びボランティアの派遣要請

3 近隣地域での支援対策

各施設の長は、施設内での援護活動を実施するほか、近隣地域との協力のもとに、保健福祉部長等と調整を図りながら、施設の持つ設備、備品、人材等を活用し、可能な限り地域における被災者の支援を行う。

第3 日本語の理解が十分ではない外国人等への対応

対策の あ ら ま し	日本語の理解が十分ではない外国人等は、災害時において、日本語の情報を理解できないほか、地理的不案内、生活習慣の違いなどのため適切な行動を取ることが困難な場合がある。そのため、災害時には、ボランティア等の協力を得て外国語による情報提供等を行い、外国人等の安全を図る必要がある。
-------------------------	---

担 当	責 任 者	総務部長（総務局長） 区本部長（区長）
	班	秘書広報班
	協 力 班	市民班、保健福祉総務班
	関 係 機 関	千葉市国際交流協会、千葉市社会福祉協議会

1 通訳の確保

総務部長は、日本語の理解が十分ではない外国人等の安全を期するため、市民班、保健福祉総務班と協力し、ボランティアを含む通訳者の確保を図る。

2 情報の提供

総務部長は、千葉市国際交流協会等の外国人等に関するコミュニティ団体等に対し情報の提供を行い、外国語版の広報資料の発行等を行う。



## 第14節 住宅対策

担 当	責 任 者	都市部長（都市局長）
	班	建築班、保健福祉総務班
	関係機関	千葉市建設業協会、社団法人プレハブ建築協会

### 第1 応急仮設住宅の建設

#### 1 実施機関

##### (1) 災害救助法適用前

応急仮設住宅の建設実施の決定は、市長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準ずる。

##### (2) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、県知事が行う。

市長は、県知事の職権の一部を委任された場合若しくは相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として行う。

#### 2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、あらかじめ選定された建設予定地の中から都市部長が区本部長と協議して決定する。

ただし、被害状況によりやむを得ない場合は、市内小・中学校体育館に間仕切りを設けて応急住宅の一部として利用するものとする。

－ 建設地の条件 －

- (1) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- (2) 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- (3) 児童、生徒の通学やその他生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、り災者の生活圏内にあること
- (4) 交通の便がよいこと
- (5) 公有地であること
- (6) 敷地が広大であること

#### 3 建設の実施

##### (1) 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、市長が区長の意見を聞いて決定する。

##### (2) 建設の基準

###### ア 規格

1戸あたり平均 29.7 m<sup>2</sup>を基準とする。

###### イ 費用

1戸あたりの限度額は、災害救助法の定めるところによる。

(※平成21年度基準 2,404,000円以内)

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完成する。供与期間は工事完了の日から 2 年以内とする。

(4) 工事の実施

応急仮設住宅の建設にあたっては、社団法人プレハブ建築協会、千葉市建設業協会に協力を要請し、建築班の監督のもとに行う。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料 8-1）

4 入居者の選定

(1) 入居資格基準

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

次の者を優先して選定する。

(ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

(ウ) 上記に準ずる者

(エ) 被災時に千葉市に居住していた者（住民登録の有無は問わない。）

※厚生労働省社会・援護局保護課監修の災害救助実務による。

(2) 選定の方法

入居者の選定は、次のとおり行う。

市長は、あらかじめ民生委員・児童委員等の意見を聞いて選定方法を作成しておくものとする。

(3) 応急仮設住宅の管理

建築班長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう区本部長及び関係各部長と調整するものとする。

第 2 被災住宅の応急修理

1 応急修理

(1) 実施機関

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、市長が必要と認めたとき行う。なお、市の体制のみにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のとおりとする。

ア 住家が半壊、半焼などの被害を受け、居住する住家のない市民

イ 自らの資力では、住家の修理ができない市民

ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる市民

(3) 応急修理の給付内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

（平成 21 年度基準 一世帯当たり 520,000 円以内）

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料 8-1）

2 応急修理対象住宅の選定

応急修理対象住宅の選定は、都市部長が区長の意見を聞くとともに関係各部長の協力を得て、上記いずれかに該当するものの中から総合的な調査を実施し、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。

3 応急修理の実施

(1) 費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

(2) 期間

応急修理は、原則として災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了するものとする。

(3) 実施

都市部長は、修理対象住宅の選定を終えた後、市長及び区長に報告するとともに、直ちに住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、県若しくは千葉市建設業協会に要請し、設計・監督等の総括事務にあたる。

4 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

(1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況は、建築班が早急に調査を行う。

(2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危険防止のため住民に周知を図る。

(3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料 8-1）

### 第 3 被災建築物の応急危険度判定の実施

地震直後の建築物の倒壊、落下物等による二次災害から市民の安全を確保するため、速やかに被災建

建築物の応急危険度判定を実施する。

- (1) 被災により多数の建築物に被害が生じたときは、速やかに判定実施計画を策定するとともに、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。
- (2) 被災建築物応急危険度判定士の派遣を県に要請するとともに、受入れのための宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。
- (3) 判定を実施するときは、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。
- (4) 危険度判定は、危険、要注意、調査済の3区分で行い、判定結果については被災建築物に表示し、使用者等に注意を促す。

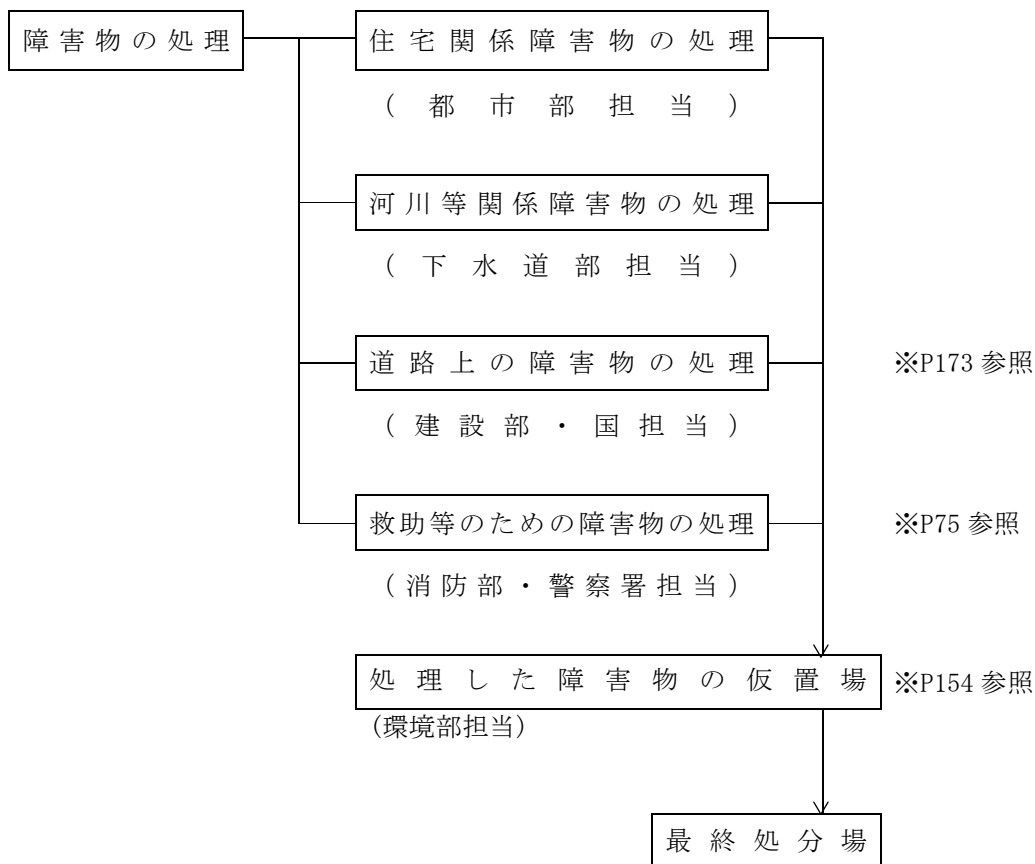
#### 第4 被災宅地の危険度判定の実施

地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士を活用し、被災宅地の危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施する。

危険度判定にあたっては「被災宅地危険度判定実施要綱（被災宅地危険度判定連絡協議会）」等により実施する。

**第15節 環境対策等**

**第1 障害物の処理**



1 住宅関係障害物の処理

(1) 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたとき、障害物処理の実施を決定する。

なお、市限りにおいて処理不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 処理すべき対象

処理すべき障害物とは、住家及びその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物であり、次の条件に該当するものとする。

－ 処理すべき対象となる住家の障害物 －

- ア 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの、又は出入りが困難な状態であること
- ウ 自らの資力で障害物の処理ができないもの
- エ 半壊又は床上浸水した住家
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 処理の実施

ア 災害救助法適用前

都市部長は、本部長の指示に基づき、区本部長の意見及び周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、区本部及び関係各部、千葉市建設業協会の協力により作業班を編成し実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の処理は、次のとおり実施する。

- (ア) 市は、処理対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。
- (イ) 処理作業は、市が保有する器具・機械を使用して市が行う。
- (ウ) 労力、機械等が不足する場合は、県（千葉地域整備センター）に要請し、隣接市町からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の土木業者等から資器材・労力等の提供を求める。
- (エ) 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他処理のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人件費とし、1世帯あたりに要する限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- (オ) 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(4) 作業上の留意事項

処理作業を実施するにあたっては、以下の点について、十分留意して行うものとする。

－ 処理作業上の留意事項 －

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。
- イ 処理作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。
- ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、処理作業実施者が決める。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料8-1）

2 河川等関係障害物の処理

下水道部長（下水道管理班長）は、河川等の機能を確保するため、密に連絡し災害時における管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。

特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の処理作業を区本部・関係各部、関係機関及び千葉市建設業協会と協力して実施する。

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

## 第2 ガレキの処理

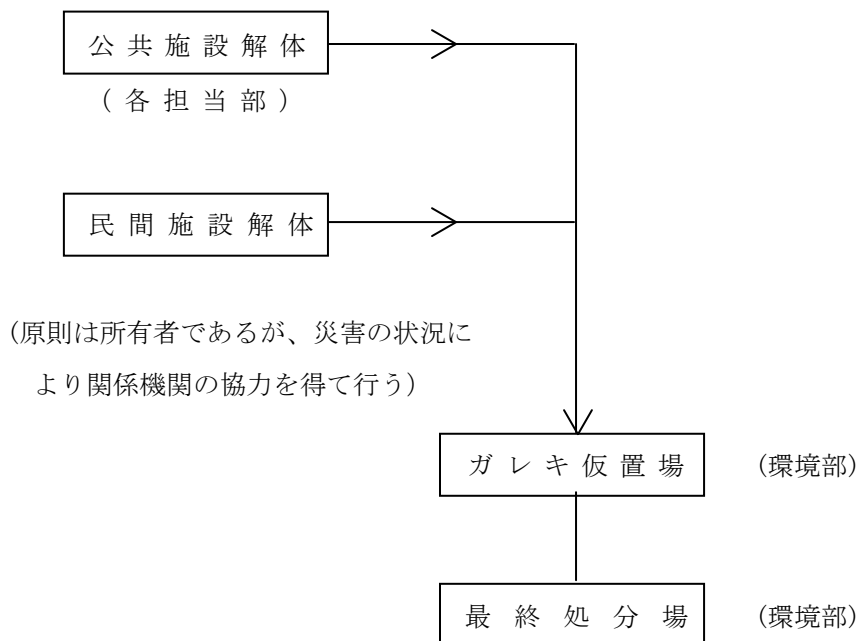
対策のあらまし	<p>大規模な地震発生により建物等の倒壊・破損・焼失、窓ガラス・屋根瓦等の落下物、倒木・自動販売機などによりガレキが大量に発生する。</p> <p>また、損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材・コンクリート塊・鉄筋等のガレキも長期にわたり大量に排出される。</p> <p>これらのガレキを速やかに被災地から撤去し、地域の復旧を早める必要がある。(第1次処理対策)</p> <p>そのうえで、再利用・焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第2次処理対策)</p> <p>この項では、以上の措置を実施し、被災地の復旧に万全を期するための実施手順について定める。</p>
---------	---

担当	責任者	環境部長（環境局長） 建設部長（建設局長）、都市部長（都市局長）
	班	土木班、道路班、建築班、環境管理班、環境事業班
	関係機関	運送業者、土木建設業者、解体工事業者、 廃棄物処理関係業者（委託収集業者含む）

### 1 ガレキ処理の体制

市の総力をあげて、ガレキの被災地からの撤去、搬送、仮置場への搬入等の体制は、次のとおり行う。

ガレキ処理の体制フローチャート図



(1) 仮置場の選定及び最終処分場の確保

ガレキを一時集積するための仮置場を選定する。

具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。

また、ガレキの最終処分について地区内だけで対応することが困難である場合は、他都市や民間処分場に協力を要請し、最終処分場の確保を図る。

－ ガレキ仮置場の選定要件 －

- ア 搬入に便利なこと
- イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
- ウ 中長期の使用ができること
- エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
- オ 飛散防止・安全管理が容易であること
- カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(2) 搬送ルートの確保

大規模な災害時には、交通事情の悪化、特に道路の渋滞等が想定されることから、ガレキ等の搬送を効率的に行うための搬送ルートを早急に確保する。

2 第1次処理対策の実施

(1) 仮置場の指定

緊急道路確保や解体に伴うガレキを一時集積するための仮置場を指定する。

(2) ガレキの搬入方法

搬入に際しては、資源の再利用及び最終処分容量の減容等を図るため、種別ごとの区分を徹底する。

- ア 道路啓開によるガレキ
- イ 公共施設解体によるガレキ
- ウ 建築物等解体廃棄物

解体業者等の仮置場への搬入は、環境部が発行する搬入許可証により行う。

- (ア) 市解体廃棄物
- (イ) 民間解体廃棄物

3 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたガレキの2次処理は、資源の再利用や環境に配慮し行う。

(1) 中間処理の実施

資源の再利用及び最終処分場の延命化を図るため、ガレキ仮置場に破砕機等を設置し、中間処理を行うとともに、必要に応じ小型焼却炉を設置し焼却する。

ア 不燃物の処理

コンクリートがら、金属屑などの不燃物は、破砕機等を使用し、再利用しやすいように処理を行う。

イ 可燃物の処理



廃木材等の可燃物については、チップ化するなどし、再利用を図るとともに、可能な限り焼却処理を行う。

(2) 仮置場からの搬出・処理

仮置場に集積されたガレキは、中間処理を行った後、再利用先や焼却施設、最終処分場に搬出するが、可燃物については災害時相互援助協定等による協力自治体などに焼却処理を依頼するなどし、仮置場からの早期撤去を図る。

※ガレキの発生量推計方法（「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」）

(推計式)  
 ガレキの発生量＝①解体棟数×②平均延床面積×③ガレキの発生原単位  
 ＝建物の全壊棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位  
 ＋建物の半壊棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位  
 ＋建物の焼失棟数×1棟あたり平均延床面積×ガレキの発生原単位

構造		平均延床面積 (㎡)	ガレキの発生原単位	
			可燃物系 (t/㎡)	不燃物系 (t/㎡)
木造	全壊	102.0	0.194	0.502
	半壊		0.097	0.251
	焼失		0.0582	0.502
鉄筋系建物・ その他の構造	全壊	1156.7	0.12	0.987
	半壊		0.06	0.4935
	焼失		0.036	0.987
鉄骨系建物	全壊	303.7	0.082	0.63
	半壊		0.041	0.315
	焼失		0.0246	0.63

第3 ごみの処理

対策の あ ら ま し	<p>大規模な地震災害時には、建物等の倒壊・破損・焼失その他により、通常時の収集・処理能力を上回る大量のごみが市内各地域において、同時多発的に発生する。</p> <p>これらの大量のごみは、まず速やかに被災地から除去され地域の環境保全が優先的に確保される必要がある。(第1次処理対策)</p> <p>そのうえで焼却・埋め立て等の処理を行うこととなる。(第2次処理対策)</p> <p>この項では、以上の措置を迅速に実施し、被災地の環境衛生に万全を期するための実施手順について定める。</p>
-------------------------	---

担 当	責 任 者	環境部長（環境局長）
	班	環境管理班、環境事業班
	関 係 機 関	委託収集業者、廃棄物処理関係業者、交通輸送業者

### 1 処理すべき量の推定

大規模な災害の発生により、破損した家具・ガラス・陶器類や避難所等から排出される量及び一般生活上排出される量は、以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、ごみの処理対策実施のための検討材料とする。

<p>(推計式)</p> $\begin{aligned} \text{粗大ごみの発生量 (増加分)} &= \text{被害棟数} \times \text{粗大ごみ発生原単位} \\ &= \{ \text{全壊棟数} + (\text{半壊棟数} \times 0.6) \} \times \text{粗大ごみ発生原単位 } 1.03 \text{ (t/棟)} \end{aligned}$
--

※「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」

※生活ごみ：平常時と同等とする。

### 2 ごみ処理体制の確立

#### (1) 処理施設の機能維持

ごみ処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

#### (2) 収集体制の確保

環境事務所、委託業者及び許可業者等の人員、車両等の稼働状況を把握し、環境部の総力をあげて収集体制を確保する。

#### (3) 作業計画及び処理計画の策定

被害状況及び処理すべき量等を検討し、収集・運搬・処理計画を速やかに策定する。

#### (4) 協力要請

災害時においては、関係者の協力を得て、効率的なごみ処理体制を確立する。

##### ア 市民・事業者への周知・協力要請

災害時の収集体制を周知するとともに、排出方法、排出場所への運搬等について、市民・事業者の協力を求める。

なお、市民等への周知・協力要請は、区本部及び市民班に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。

##### イ 委託業者等への協力要請

災害に伴う対応について、委託業者、許可業者及び産業廃棄物処理業者等に協力を要請する。

##### ウ 他自治体への協力要請と受入体制

協定等に基づく要請等により他自治体等からの協力を得る場合は、宿泊施設等の受入体制を確保する。

### 3 第1次処理対策の実施

#### (1) ごみの一時集積（仮置場）

災害の発生により、通常の経路による収集が困難な場合や短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合は、区本部長の意見等を聴取し、ごみの一時集積場（仮置場）を指定し被災地域からの搬出を行う。

ア 臨時ごみステーションの指定

通常の経路による収集が困難な被災地区及び避難所等に臨時ごみステーションを指定する。  
指定にあたっては、安全面や環境面を十分勘案する。

イ 仮置場の指定

短期間でのごみの焼却処分及び最終処分が困難な場合の一時集積場としてごみの仮置場を指定する。

(2) 一時集積場（仮置場）の選定

一時集積場（仮置場）の具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。なお、一時集積場（仮置場）については定期的な消毒を行う。

— 臨時ごみステーションの選定要件 —
ア 他の応急対策事業に支障のないこと イ 環境衛生に支障がないこと ウ 市民のごみ排出に支障のないこと エ 収集に伴う車両の進入が容易なこと オ 市民の自主管理ができること

— ごみ仮置場の選定要件 —
ア 搬入に便利なこと イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと ウ 一定の期間、使用ができること エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと オ 飛散防止・安全管理が容易であること カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(3) ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、環境部で作業計画を策定し決定するが、原則として、以下のとおり行う。

ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物

臨時ごみステーション等に排出された生ごみ等は、被災地区及び避難所等における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、環境部は委託業者等の協力を得て、最優先で収集し、ごみ仮置場に仮置きするか清掃工場へ搬入し焼却処理する。

イ 収集できずに道路、空地に置かれたごみ

保健福祉部（健康班）と連携し定期的な消毒を行うとともに、直営、委託業者、他都市の応援等の協力を得て、清掃工場又は仮置場に搬送する。

ウ 被災に伴い発生する壊れた家具、調度品などの一時多量ごみについては、市民・事業者に対し、ごみ仮置場への直接搬送（業者委託を含む。）の協力を要請する。

エ 仮置場への搬入に際しては、後に行う再利用・処理・処分を考慮し、可能な限り分別集積する。

#### 4 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみの第2次処理対策は、資源の再利用や環境に配慮し行う。

##### (1) 中間処理

資源の再利用及び最終処分場の延命化を図るため、仮置場に破砕機等の機器を設置し、中間処理を行う。

##### (2) 仮置場からの排出・処理

ごみ仮置場に集積されたごみは、破砕等の処理をした後、再資源化施設や清掃工場、最終処分場へ搬出するが、可燃物については、災害時相互援助協定等による協力自治体に焼却処理を依頼するなどし、仮置場からの早期撤去に努める。

##### (3) 最終処分場の確保

災害時におけるごみの最終処分について、地区内だけで対応することが困難である場合は、他都市や民間処分場等に協力を要請し、最終処分場の確保を図る。

### 第4 し尿の処理

対策のあらまし	<p>大規模な地震災害時には、電気や上下水道の機能停止により、通常の上尿収集地域だけでなく、市内の全域において、市が収集処理しなければならない事態となり、し尿の処理量が増加すると予想される。</p> <p>し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要がある。</p> <p>環境部長は、収集許可業者とともに必要な体制を確立し、し尿の収集・処理を迅速に実施する。</p>
---------	--

担当	責任者	環境部長（環境局長）
	班	環境管理班、環境事業班
	関係機関	し尿収集許可業者、その他関係業者

#### 1 処理すべき量の推定

大規模な災害発生後に処理すべきし尿の量は、全壊、全焼、流失、床上・床下浸水家屋等の汲取式便槽の上尿分と、機能が停止した下水道処理区域内の世帯数から排出されるし尿分の合計とする。以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

<p>(推計式)</p> <p>し尿収集必要量</p> <p>= 震災時し尿収集必要人数 × 1日1人平均排出量</p> <p>= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × ③1人1日平均排出量</p>
---

※「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」

## 2 仮設トイレの設置

環境部長は、大規模な災害が発生しトイレを使用することやし尿の速やかな収集・処理が困難な場合は、本部長の指示又は区本部長の要請に基づき、備蓄する簡易トイレ及び調達による貯留式仮設トイレを設置し対応する。

期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長又は区本部長がその必要がないと認めるときまでとする。

設置の箇所は、汲取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。

－ 仮設トイレ設置を優先する施設等 －

- (1) 広域避難場所（避難が長時間に及ぶ場合）
- (2) 避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合）
- (3) その他被災者を収容する施設
- (4) 高層集合住宅
- (5) 住宅密集地

## 3 し尿処理体制の確立

### (1) 処理施設の機能維持

し尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有処理能力の維持に努める。

### (2) 収集体制の確保

収集許可業者の人員、車両等の稼働状況を把握するとともに、他自治体に応援を要請するなど、収集体制を確保する。

### (3) 収集作業計画及び処理計画の策定

地区別被害状況及び処理すべき量等を検討し、収集・運搬・処理計画を速やかに策定する。

### (4) 周知及び協力要請

災害時には、関係者の協力を得て効率的なし尿処理体制を確立する。

#### ア 市民等への周知

災害時の収集体制及び下水道処理施設の被害状況並びにその対応について周知する。

なお、市民等への告知は、区本部及び市民班に対し、広報活動を要請し市の広報により行う。

#### イ 収集許可業者への協力要請

災害に伴う対応について、収集許可業者に協力を要請する。

#### ウ 他自治体への協力要請と受入れ対策

協定に基づく要請等により、他自治体からの協力を得る場合は、宿泊施設等の受入れ体制を確保する。

## 4 収集・処理対策の実施

### (1) 軽微な被災地域の対応

被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便池等内の2～3割程度のくみ取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(2) 下水道処理区域の対応

下水処理施設の処理機能が確認された場合は、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。

(3) し尿処理施設

原則として、処理は市衛生センターにおいて行う。

(4) 緊急貯留対策

施設の復旧や広域処理に対応するため、一時貯留施設として大型タンクローリーを設置する。

(5) 広域的処理対策

本市処理施設のみでの処理が困難な場合には、相互援助協定等による処理受入自治体へ搬送し、処理を行う。

第5 防疫・保健衛生

対策のあらまし	<p>大規模な地震や風水害の発生時には、水道の断水、家屋の浸水、あふれた汚水等により感染症が発生するおそれがある。</p> <p>また、ガス・電気等の熱エネルギーの供給が停止した場合には、食中毒の発生が懸念される。</p> <p>防疫・保健衛生対策は、地震等の発生に伴う二次災害としての感染症の防止、食中毒等の発生予防のために行う。</p> <p>市が行う防疫・保健衛生活動は、保健福祉部長が関係各部長及び関係機関と連携し、全体の統轄事務を担当して実施する。</p>
---------	---

担当	責任者	保健福祉部長（保健福祉局長）
	班	健康班、公園緑地班
	関係機関	自衛隊、県警察本部・各警察署、千葉市医師会、千葉市薬剤師会、薬業会等関係業者、千葉市獣医師会

1 作業班の編成

(1) 保健福祉部長は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症疾患、食中毒の発生等を未然に防止するため、防疫、食品衛生の監視や動物（ペット）対策に関する各作業班を編成する。

(2) 各作業班の構成は、災害の状況に応じて、そのつど保健福祉部長が決定するが、おおむね次のとおりとする。

作業班名	人員編成／1組当り	主として編成の対象となる課
感染症予防班	4名	保健所、環境保健研究所
細菌検査班	4名	保健所、環境保健研究所
防疫班	4名	保健所
消毒作業班	4名	生活衛生課、保健所
飲料水検査班	4名	生活衛生課、保健所環境衛生課、環境保健研究所

食品衛生監視班	4名	生活衛生課、保健所食品衛生課
食品衛生検査班	4名	保健所食品衛生課、環境保健研究所
食鳥肉衛生検査班	4名	保健所、環境保健研究所、食品衛生検査所
中央市場検査班	4名	保健所食品衛生課、環境保健研究所
動物(ペット)対策班	4名	動物保護指導センター

## 2 防疫・保健衛生活動の実施

### (1) 全体統轄

ア 保健福祉部長は、区本部及び医療救護班からの通報、避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。併せて青葉病院の隔離病床収容力を確認する。

イ 感染症が発生したときは、患者を隔離・搬送するとともに、搬送後、速やかに本部長及び区本部長へ報告する。

なお、隔離病舎に収容することが困難な場合は、県（健康福祉部）と協議して、適切な場所に臨時の隔離病舎を設け収容する。

ウ 作業班を編成して、防疫・保健衛生活動及び動物（ペット）対策活動を実施する。

エ 各作業班の要請により区本部及び市民部（市民班）に対し市民への広報活動の実施を依頼する。

### (2) 防疫活動

防疫活動に関し編成する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

#### ア 感染症予防班

(ア) 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見

(イ) 感染症予防に必要な防疫指導等の実施

#### イ 細菌検査班

感染症患者等の発生時における健康診断に伴う細菌検査の実施

#### ウ 防疫班

(ア) 感染症患者等の移送

(イ) 患者の家屋等に対する消毒作業の実施

(ウ) ねずみ族・昆虫等駆除の実施

### (3) 環境衛生監視

避難所及び被災地における生活環境の確保に関し、作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

#### ア 消毒作業班

(ア) 清潔保持についての指導

(イ) 避難所に設置される仮設トイレ等の消毒の実施

(ウ) 死亡獣畜の処理指導

#### イ 飲料水検査班

(ア) 応急給水活動に伴う衛生検査の実施

(イ) 被災地における特定建築物及び簡易専用水道等を有する大規模ビルの給水設備及び飲料水の検査

(ウ) 行政用井戸、個人用井戸等の検査

(エ) 公衆浴場等入浴施設に係る情報提供

(4) 食品衛生監視

食品衛生監視活動に関し編成する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

ア 食品衛生監視班

(ア) 臨時給食施設や食品取扱い施設の監視指導

(イ) 緊急調達食品等の衛生指導及び不良食品の排除指導

(ウ) 食中毒発生時の処理

(エ) 食品衛生対策の広報

イ 食品衛生検査班

食品等の検査

ウ 食鳥肉衛生検査班

食鳥肉処理場における食鳥肉の検査・指導

エ 中央市場検査班

(ア) 千葉中央卸売市場を流通する食品の監視指導及び検査

(イ) 不良食品の排除

(5) 動物（ペット）対策

動物対策に関する作業班の行う作業分担は、次のとおりとする。

ア 被災動物の飼養支援

イ ペット類の放浪・野犬化の防止

ウ 動物等による市民への危害防止活動。なお、必要な場合は警察署又は都市部（動物公園）への出動の要請

3 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足する時は、市薬剤師会、防疫用薬剤・資機材取扱い業者等に協力を要請し調達する。

※市備蓄防疫用薬剤・資機材の現況（資料 3-14）

第6 行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬

対策のあらまし	<p>県地域防災計画の定めるところにより行方不明者及び死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市長が行う。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された後の死体の処理（検案）については、県知事が行う。市長は、県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、県知事の補助機関として実施する。</p> <p>なお、市限りで対応不可能な場合は、近接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。</p>
---------	--



担 当	責 任 者	捜索受付等	区本部長（区長）
		処 理	保健福祉部長（保健福祉局長）
		捜 索	消防部長（消防局長）
	班	捜索受付等	区対策第1班
		処 理	健康班
		捜 索	消防部各班
		情報収集	区対策第2班
	関 係 機 関	自衛隊、千葉海上保安部、各警察署、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、葬祭関係業者等	

### 1 安否情報照会・捜索依頼の受付

安否情報に関する照会は、別途定める「安否情報事務の手引き」により区対策第1班が受け付け、回答を行う。

避難住民・死亡住民等のリストに被照会者が掲載されておらず、捜索が必要と判断される者については、要捜索者リストを作成し、その者を記載する。

※避難所運営のための様式（資料7-3）

### 2 捜索の実施

捜索は、要捜索者リストに基づき、消防隊が警察署、自衛隊その他の関係機関及び地域住民等の協力を得て、以下のとおり、実施する。

－ 捜索活動実施の手順 －

- (1) 捜索活動は、消防隊・消防団及び自衛隊その他関係機関が連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 捜索活動中に死体を発見したときは、区本部及び所轄警察署に連絡する。
- (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- (4) 捜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。  
(※以下3「死体の検案」へ)

### 3 死体の検案

原則として、現地において警察署が検視（見分）した後の死体は、健康班がその処理を引継ぎ、以下のとおり、死体の検案を実施する。

－ 死体検案の手順 －

- (1) 死体の検案は、健康班が市医師会、歯科医師会等の協力を得て実施する。
- (2) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (3) 身元不明者については、死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (4) 検案を終えた死体は、健康班が関係各部、各機関の協力を得て、区本部長が設置する死体収容所（安置所）へ輸送する。

（※以下4「死亡住民に係る情報収集及び死体の収容・安置」へ）

#### 4 死亡住民に係る情報収集及び死体の収容・安置

検案を終えた死体については、健康班、区本部、警察署、地元町内自治会組織、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置する。

－ 死体の収容・安置の手順 －

- (1) 区本部長は、市内の寺院、公共施設等死体収容に適切な場所を選定して、死体収容所（安置所）を開設する。なお、適切な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- (2) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成し、安否情報収集様式（死亡住民用）の記入を行う。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族その他より死体引き受けの申し出があったときは、死体処理台帳により整理し、安否情報の照会に対する回答の意向を確認し安否情報収集様式（死亡住民用）に記入の上、死体を引き渡す。
- (5) 区本部対策第2班は回収した安否情報収集様式をもとに、死亡住民記録簿を作成し、区本部長を通じて市民班長へ報告する。なお、CHAINS(千葉県行政情報ネットワークシステム)が利用可能な場合には、指定のファイルへの入力をもって作成・報告に代える。
- (6) 区本部長（区長）は死体引受人が見つからない死体については、検案書等により死体火（埋）葬の手続きを行う。
- (7) 健康班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品・仮葬祭用品等必要な器材を確保する。

（※以下5「火葬・埋葬」へ）

#### 5 火葬・埋葬

健康班は、死体火（埋）葬許可証の発行された死体を火葬及び埋葬するため、適切な措置を講じる。

引き取り手のない死体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、以下のとおり区本部長の要請に基づき、応急措置として、死体の千葉県斎場への輸送、火葬（仮埋葬）を実施する。

なお、死体の輸送については、民間葬祭業者等に依頼し行うが、必要に応じて、「死体輸送班」を編成する。

また、死体が多数のため千葉県斎場で火葬が困難な場合は、健康班長は本部長の指示により県知事に対して広域火葬に対する必要な措置を要請する。

※搜索受付から火葬・埋葬までの様式（資料8-5）

<p>－ 死体の火葬・埋葬の手順 －</p> <p>(1) 引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。</p> <p>(2) 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。</p> <p>(3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。</p> <p>(4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引き渡す。</p> <p>(5) 死体が多数のため、市営桜木霊園、平和公園で対応できないときは、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。</p> <p>(6) 仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に改葬する。</p> <p>(7) 火葬・埋葬期間は災害発生の日から 10 日以内とする。</p>
---

## 第7 環境保全対策

対策のあらまし	<p>大規模の災害では各方面に多大な被害を与えるが、市民の都市生活を支える健全な環境にも大きな影響を与えることが想定される。</p> <p>このため、大気・水質等の環境モニタリング調査を緊急に実施、二次災害の発生防止・粉じん・アスベスト対策等を速やかに講じ適切な環境保全の確保に努める。</p> <p>また、公害認定患者に対する効果的な診療体制の整備等公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)等の業務の円滑な運用を図る。</p> <p>対応にあたっては、国、県、近隣市町その他関係機関との連携・応援を得て実施する。</p>
---------	---

担当	責任者	環境部長(環境局長)
	班	環境保全班
	関係機関	千葉市医師会等

### 1 工場・事業場緊急実態調査(二次災害の発生防止)

工場・事業場の環境関連施設の被害状況、有害物質等の漏出事象、規制基準の遵守状況の緊急実態調査を行い、大気汚染・水質汚濁による二次災害の発生防止に努める。

- (1) 緊急立ち入り調査、指導
- (2) 施設点検・整備・法令手続きの徹底等文書通知
- (3) 被害状況のアンケート調査
- (4) 公害関係法令・協定に基づく事故報告書受理
- (5) 復旧時における公害防止施設等の建設に際し、法基準の遵守指導を行う。

### 2 環境モニタリング調査

- (1) 環境モニタリング設備等被害状況調査
 

大気・水質監視テレメータシステム等測定機器の被害状況を把握し、復旧に努める。
- (2) 環境モニタリング緊急調査
 

有害物質の漏出・飛散、建築物の解体に伴う粉塵等による大気・水質への環境影響を把握し、ア

スベスト飛散防止やフロン回収等二次災害の発生防止のための必要な対策を講じるよう努める。

ア 大気汚染

(ア) 有害物質調査

(イ) 粉じん・アスベスト調査

(ウ) 解体廃棄物の野焼き調査、ダイオキシン・塩化水素等

イ 水質汚濁

(ア) 公共用水域水質調査（健康項目、生活環境項目）

(イ) 地下水水質調査（健康項目）

3 公害健康被害の補償等に関する法律等の円滑な運用

公害認定患者の効果的診療体制の整備、相談窓口の開設等公害健康被害の補償等に関する法律等の業務の円滑な運用を図る。

(1) 安否・所在確認、保健師による訪問療養指導

(2) 相談窓口の開設

(3) 認定更新申請手続きの特別措置の検討

(4) 公害医療手帳の焼失・紛失者に対する療養等給付措置の検討

4 公害苦情相談

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動等公害苦情の適切な対応を図る。

## 第16節 教育対策

担 当	責 任 者	教育部長（教育長）
	班	教育部各班（各市立小・中・高等学校）
	関 係 機 関	千葉大学教育学部附属小・中学校

### 第1 事前にとるべき措置

#### 1 措置のあらまし

－ 災害のおそれがあるときの留意事項 －

- (1) 児童・生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を確認又は検討する。
- (2) 災害状況を想定した、市教育委員会、区役所、警察署、消防局（署）及び保護者への連絡網の確認を行う。
- (3) 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

#### 2 役割のあらまし

##### (1) 教育部長

- ア 大規模な災害時に備え、必要な危険防止措置の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てるよう、学校長に対して指導助言する。
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童・生徒の個に応じた下校方法・休校等の必要な措置を指示する。

##### (2) 学校長

- ア 学校の立地条件などを考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。また、災害時の応急教育、指導の方法、教職員の行動マニュアルなどにつき明確な計画を立てておく。
- イ 教育部長、区本部及び関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。
- ウ 自らラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- エ 児童・生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- オ 状況に応じて児童・生徒の個に応じた下校方法、休校等の適切な措置をとる。

##### (3) 教職員

教職員は常に災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

## 第2 災害発生直後の体制

### 1 措置のあらまし

－ 災害発生直後にとるべき措置のあらまし －

- (1) 状況に応じ緊急避難の指示及び誘導を行う。
- (2) 児童・生徒・職員・施設設備の被害状況を速やかに把握する。
- (3) 被災した地域等からの避難者があった場合は、区本部長に対して人数、状況等を速やかに報告する。
- (4) 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集し、市が行う避難所対応等災害応急対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

### 2 役割のあらまし

#### (1) 教育部長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、所轄の学校ごとに分担を定めて、情報及び指令の伝達について万全を期するものとし、併せて、学校運営指導、衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括にあたる。

#### (2) 学校長

ア 状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。

避難完了後、速やかに教育部長及び区本部長にその旨報告する。

イ 災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、教育部長及び区本部長にその旨報告する。

ウ 児童・生徒の在校の有無にかかわらず、災害の規模、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育部長に報告する。

エ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な職員を招集する。参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、教育部長に報告する。

オ 被災した地域等からの避難者があった場合は、区本部長に人数、状況等を速やかに報告する。また、避難所が開設された場合は、区本部等と連携し、運営に協力する。

#### (3) 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う避難所対応等、災害応急対策に協力するとともに、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

## 第3 応急教育の実施

### 1 防災教育計画の策定

学校長は、応急教育を含んだ防災教育計画を策定し、教職員に確認させておくとともに、児童等にも事前に指導しておく。

## 2 施設・職員等の確保

(1) 学校長は、施設の被害状況を調査し、教育部長と連絡し、おおむね次のとおり応急教育実施のための場所を確保する。

災 害 の 程 度	応急教育実施のための場所（予定）
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	ア 教室 イ 特別教室 ウ 二部授業の実施
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	ア 近隣学校の校舎等
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	ア 市民の避難先の最寄りの学校、公共施設等 イ 応急仮設校舎の設置

(2) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に対応して、速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努めるとともに、決まり次第、速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 教育部長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等、教職員の確保について必要な措置を講じる。

## 3 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、そのつど状況に応じて、学校長が教育部長の指示に基づき決定するが、初期においては、おおむね以下のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、便所等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導	ア 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 イ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。 ウ 避難所としての対応があったときには、避難住民と共存する方策を講じる。

(2) 学習に関する教育内容

- ア 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。
- ウ 年間指導計画の見直しを図り、個に応じた指導の工夫や授業時数不足に対する対応を講じる。
- エ 被害等の状況（含教職員等）に応じ、児童生徒が主体的に学習できる環境等にも配慮する。

(3) こころのケア対策に関する内容

- ア 精神的に不安定な状態にある児童生徒等のこころの健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校内に設ける。
- イ 被災した児童生徒等（含教職員）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。
- ウ 児童生徒や教職員自身に対するこころのケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。

4 その他の留意事項

- (1) 施設内における児童・生徒等の救護は原則として、学校長の指示のもとに養護教諭等がこれにあたるものとして、随時最寄り校の校医等が求めに応じて補充要員として加わるものとする。
- (2) 学校給食については、原則として一時中止するものとし、学校給食が再開されるまでの範囲内において、被災者の炊き出しのために施設等を使用することができる。  
 教育部長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定のうえ、本部長に報告する。
- (3) 教育部内に、他県・他市町村へ転出していった児童生徒との連絡・相談あるいは情報を提供する係を設ける。また、行き場のない被災児童生徒等の受入れ家庭をあっせんするための（仮称）相談センターを開設する。
- (4) 可能な限り、各避難所等に受験生向け、「学習コーナー」等を設置するなどの配慮をする。

第4 学用品の調達及び支給

1 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。



## 2 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、県知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

## 3 給与の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育部長に命じて、教育委員会及び各学校長の協力のもとに、調達から配分までの業務を行う。

ただし、学用品等の調達及び給与の実施の困難な場合には、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

また、全国（含む海外）から提供された学用品等の受入れと、その配布を行うための係を設け、その対応にあたる。

## 4 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料 8-1）

**第17節 公共施設等の応急対策**

**第1 道路・橋りょう**

対策の あらまし	<p>地震が発生した場合、各道路管理者等は、地震の規模に応じた応急対策体制を確立し、所管の道路・橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、以下のとおり道路交通の確保を図ることとなっている。</p> <p style="text-align: center;">－ 業務のあらまし －</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要に応じ、う回路を選定する。</li> <li>2 交通規制等の措置等の利用者の安全策を講じる。</li> <li>3 必要に応じパトロールカー等による広報を行う。</li> <li>4 被害の状況や施設の緊急度等に応じて被災道路・橋りょうの応急並びに復旧措置を行う。</li> </ol> <p>なお、応急復旧に要する作業は、あらかじめ締結する協定に基づき、千葉市建設業協会等に協力を要請する。</p>
-------------	--

担 当	責 任 者	建設部長（建設局長）
	班	土木班、道路班
	関係機関	千葉国道事務所、東日本高速道路㈱、千葉市建設業協会、各警察署

1 災害時の応急措置

部局・機関名	応急措置のあらまし						
<p>市建設部 (建設局)</p>	<p>ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、区本部・警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長、区本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。</p> <p>イ 道路管理者は、早急に被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p>ウ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。 緊急のため、そのいとまがない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後連絡するものとする。</p>						
<p>関東地方整備局 (千葉国道事務所)</p>	<p>所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、県及び市との連絡を密にして、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の作業の実施を早急に行う。 また、通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、交通止め等の措置を講じ、う回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。</p>						
<p>東日本高速道路(株) (京葉道路・東関東自動車道水戸線・東関東自動車道館山線・千葉東金道路)</p>	<p>大震災が発生した場合には、速やかに防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公団職員等の非常出動体制を確保し、直ちに災害応急活動に入るものとする。 なお、地震発生後、速やかにおおむね下記の基準に従って県警察本部と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公団のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="593 1361 1423 1626"> <thead> <tr> <th data-bbox="593 1361 1161 1417">加 速 度 値</th> <th data-bbox="1161 1361 1423 1417">交通規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="593 1417 1161 1570">50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4) 又は特別巡回の結果必要と認められる場合</td> <td data-bbox="1161 1417 1423 1570">速度規制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 1570 1161 1626">80 ガル以上 (震度 5 弱以上)</td> <td data-bbox="1161 1570 1423 1626">通行止め</td> </tr> </tbody> </table>	加 速 度 値	交通規制内容	50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4) 又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制	80 ガル以上 (震度 5 弱以上)	通行止め
加 速 度 値	交通規制内容						
50 ガル以上 80 ガル未満 (震度 4) 又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制						
80 ガル以上 (震度 5 弱以上)	通行止め						

2 応急復旧対策

部 局 ・ 機 関 名	応 急 措 置 の あ ら ま し
<p>市 建 設 部 ( 建 設 局 )</p>	<p>地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。</p> <p>ア 応急復旧目標                      応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>イ 応急復旧方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(ア) 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充てんする。                      なお、状況によっては仮舗装を行う。</p> <p>(イ) 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。</p> <p>(ウ) 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。</p> <p>(エ) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。</p> <p>(オ) 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積するものとする。</p> <p>(カ) 落下した橋りょう、若しくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、所轄警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。                      なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷きならべ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。</p> <p>(キ) 上記作業について、市限りで処理できない場合は、速やかに隣接市町、県及び自衛隊に応援要請の手続きをとる。                      （本章第4節「応援要請計画」参照）</p> </div>
<p>関 東 地 方 整 備 局 (千葉国道事務所)</p>	<p>パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。</p>
<p>東 日 本 高 速 道 路 ( 株 ) (京葉道路・東関東自動車道水戸線・東関東自動車道館山線・千葉東金道路)</p>	<p>災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも上下車線が分離されている道路にあつては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあつては1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>

## 第2 河川・海岸保全及び内水排除施設

対策のあらまし	<p>地震、津波等により河川堤防や護岸施設、海岸保全施設、内水排除施設等が破損したときは、市及び県県土整備部は、被害状況を速やかに把握し、各施設を所轄する機関と協力して、応急復旧に努めるとともに、排水に全力をつくす。</p> <p>なお、本計画に定めのない事項については、市水防計画及び県水防計画によるものとする。</p>
---------	---

担	責 任 者	河 川	下水道部長（下水道局長）
		海岸保全施設・内水排除施設	
当	班	河 川	下水道建設班
		海岸保全施設・内水排除施設	下水道管理班、下水道建設班
	関 係 機 関	千葉地域整備センター、千葉港湾事務所、千葉市建設業協会	

### 1 下水道部

地震の発生に伴う被害を軽減するため、市域内の水防活動が十分に行いうる体制を確立し、次のとおり行う。

- (1) 下水道部長は、管内地域について、水位測定<sup>りゅう</sup>の監視を強化するとともに、必要に応じて、工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- (2) 下水道部長は、ポンプ場、水門、陸<sup>りゅう</sup>閘、胸壁等施設について、破壊、故障・停電等による運転不能の被害が生じた場合は、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、県県土整備部に報告し移動ポンプ車等の派遣を要請し排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。
- (3) 下水道部長は、低地帯等が河川、内排水路の洪水、いっ水等により浸水被害が発生した場合は、密に連絡して、市所有の可搬式ポンプを使用して排水に努める。

なお、能力不足のときは、千葉市建設業協会のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。

### 2 県県土整備部（千葉地域整備センター・千葉港湾事務所）

- (1) 県県土整備部は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。
- (2) 県県土整備部（千葉港湾事務所）は、予測される水位・潮位等を総合的に判断し、水門、ゲートの開閉に関し、適切に指示する。

### 第3 港湾施設

担	責任者	施設	千葉港湾事務所長
		海上関係	千葉海上保安部長（千葉港長）
当	関係班	経済農政部経済班、消防部警防班	
	関係機関	千葉港運協会、その他千葉港関連業者	

#### 1 港内の船舶安全対策

港内における船舶の安全対策を推進確保するため、港則法(昭和23年法律第174号)等海事関係法令に基づく船舶交通の安全を図るための諸規制の厳正な励行監視と各関係特定事業所等の防災体制の確立強化に努める。

#### 2 着棧中の船舶安全対策

(1) 危険物船舶の停泊については、港長の指揮監督下におくとともに、停泊する港内の岸壁等のバースについて、あらかじめ危険物の種類及び許容量をもとにバース単位に区分を設定し、着棧、荷役時等の災害予防を図る。

(2) 危険物を専用に荷役するバースについては、バース管理者に対し、次の点について安全対策の整備強化を指導促進する。

- ア 着棧船舶の適正と泊地環境の整備
- イ 防消火設備、海洋汚染防止設備及びその他の安全防災設備
- ウ 保安距離の確立及び火気管理
- エ 相互援助協定
- オ 応急措置体制及び訓練の実施
- カ その他

#### 3 海上における避難

港内において、災害が発生し、又は災害のおそれが予想され、在泊船舶等に被害の及ぶおそれがある場合は、千葉海上保安部長は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第39条の2、第42条の5に基づき、次の要領により在泊船舶を危険海域から避難させる。

- (1) 関係船舶・船舶会社・船舶代理店・岸壁管理者・港湾管理者・洩船協会等関係者への避難命令通報
- (2) 災害発生海域及び危険物積載船舶等の状況を検討した避難順序の周知徹底
- (3) 各信号所の緊急管制塔による港内交通の安全確保並びに巡視艇の規制による港内交通警戒

## 第4 その他社会公共施設

対策のあらまし	<p>地震等により施設や設備が被災したとき、各施設の管理者は、利用者・入所者の安全の確保をまず図る。そのうえで施設が災害時に果たすべき公共的役割を踏まえ、被害状況を所管部へ速やかに報告し、必要な復旧対策の実施を求めるとともに、施設保全のための自主的な災害対策活動を実施することとなっている。</p> <p>また、各施設を所管する各部長は、災害発生後速やかに被害状況の把握に努め、利用者・入所者の安全確保等必要な応急措置を指示するとともに、緊急度に応じて応急復旧対策を講じることとなっている。</p> <p>この項では、災害時における後方医療施設ともなる青葉病院等、不特定多数の利用者が想定されるコミュニティセンターや図書館等の「その他公共施設」及び「文化財の保護」に関し、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため各所轄機関がとるべき応急措置のあらましを示している。</p>
---------	---

担当	責任者	各施設所管部長、各施設管理者
	班	各施設所管班
	関係機関	県消防地震防災課、各警察署、千葉市医師会等関係医療機関

### 1 青葉病院等

#### (1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア 入院患者の避難対策については、担架等用具を必要とする者と単独歩行可能な者の分別を常に把握し、地震時において適切な避難措置を講じる。

イ 外来患者等の避難対策については、所定の避難計画に基づき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて本部へ速やかに報告する。

ウ 場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講じる。

特に、ラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

#### (2) 施設建物の保全

##### ア 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。

なお、自家発電装置が被害により機能しない場合は、本部に連絡し発電機その他必要な機材の調達を依頼する。

##### イ 給水不能時の措置

水道施設が被災した場合は、本部に連絡し緊急給水を要請する。

##### ウ ボイラー使用不能時の措置

医療機器の蒸気消毒、暖房及び患者の給食は、電気、LPG又は固形燃料等に切り替え、それぞれ処理する。

##### エ 重要器材等の保管措置

(ア) 手術用器材、簡易ベッドその他緊急必要器材については、常に安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

(イ) 放射線使用施設については、災害の状況に応じて、立ち入り禁止等危険防止の措置を講じる。

## 2 その他社会公共施設

### (1) 施設利用者・入所者の安全確保

ア 避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を策定しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は区本部へ速やかに報告する。

イ 場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講じる。

特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。

ウ けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、本部・区本部及び関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

エ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

オ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行若しくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

### (2) 施設建物の保全

#### ア 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

－ 応急措置が可能な程度の被害の場合 －

- (ア) 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- (イ) 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- (ウ) 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、本部又は区本部を通じて、関係機関と連絡をとり、応援を得て実施する。

－ 応急措置が不可能な被害の場合 －

- (ア) 危険防止のための必要な保全措置を講じる。
- (イ) 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、本部又は区本部を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。

#### イ その他の留意事項

(ア) 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査

特に避難所となった施設は、火災予防について、十分な措置をとる。

(イ) ガラス類等の危険物の処理

(ウ) 危険箇所への立ち入り禁止の表示

## 3 文化財の保護

文化財の保護について、次の措置を講じる。

(1) 所有者、管理者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、本部(教育部長)へ被害の状況を報告する。



- (2) 教育部長は、所有者、管理者等から被害の状況について報告を受けたときは、速やかに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。
- (3) 関係機関は、被害を受けた文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

## 第18節 ボランティアの協力

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）、保健福祉部長（保健福祉局長）
		区本部長（区長）
	班	市民班、保健福祉総務班、各部各班
		区対策第2班
関 係 機 関	千葉県社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部、 千葉県国際交流協会、日本アマチュア無線連盟千葉県支部、 その他ボランティア活動団体・個人	

### 第1 ボランティアの分類

ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また、行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に、支援する個人や団体」である。

#### 1 一般ボランティア

発災時に被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護など労務を提供するボランティア

#### 2 専門（技術）ボランティア

医師や看護師、通訳、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、手話通訳者などの専門家

### 第2 ボランティアの活動分野

#### 1 一般分野

- (1) 避難所の運営
- (2) 炊き出し、食糧等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者・障害者等災害時要援護者の介護
- (5) 清掃
- (6) その他被災地における軽作業等

#### 2 専門分野

- (1) 避難所・救護所等での医療・看護
- (2) 被災建築物等の応急危険度判定
- (3) 外国語の通訳
- (4) 情報の収集整理、広報
- (5) 被災者への心理治療
- (6) 災害時要援護者等の看護

- (7) その他専門的知識、技能を要する活動

### 第3 ボランティアとして活動する個人、団体

#### 1 個人

- (1) ボランティア登録者
- (2) 地域住民
- (3) その他

#### 2 団体

- (1) 日本赤十字社千葉県支部
- (2) 千葉市社会福祉協議会
- (3) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- (4) 千葉市消防支援隊
- (5) その他ボランティア活動団体

### 第4 ボランティアの受入れ体制の整備

市は、災害時にはボランティアへの積極的な参加を呼びかけるとともに、活動分野に応じた受入れ体制を整備する。

#### 1 一般ボランティアの受入れ体制の整備

- (1) (仮) 災害ボランティア情報センター等の設置

市社会福祉協議会は、本部及び区本部と連携を図り、一般分野のボランティアの活動拠点となる

(仮) 災害ボランティア情報センター及び (仮) 災害ボランティア現地支援センターを開設する。

また、市は平常時より、そのための体制づくりを支援する。

##### ア (仮) 災害ボランティア情報センターの業務

- (ア) 市災害対策本部との連絡・調整
- (イ) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- (ウ) 各種情報の収集・整理・提供

##### イ (仮) 災害ボランティア現地支援センターの業務

- (ア) ボランティアの受付・登録・派遣・コーディネート
- (イ) 被災者ニーズの把握
- (ウ) 情報の提供
- (エ) 区本部との連絡・調整

- (2) 本部・区本部の支援

- ア 活動拠点の提供
- イ 資材・機材・設備等の提供
- ウ 運営費等の支援
- エ 被害状況等の情報提供
- オ 被災者ニーズに関する情報の提供
- カ ボランティア募集の広報

(3) ボランティア保険への加入

市は、ボランティアの方々が安心して活動に取り組むことができるよう、一般ボランティアの把握に努め、ボランティア保険への加入を勧める。

2 専門ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 本部は、市が実施する業務を担う専門ボランティアを受入れるため、窓口を各班に開設し、これを統括する。

受入れの窓口となる各班は、関係機関・団体への要請や受付・登録、活動拠点の提供、派遣等の業務を行う。

市担当部局によるボランティア登録

活動分野	個人・団体	受入れ窓口
医療救護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、 歯科衛生士	保健福祉部健康班
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	都市部建築班
災害時要援護者支援	各種支援団体	保健福祉部子ども家庭班、 高齢障害班
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)千葉市国際交流協会	総務部秘書広報班
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	市民部市民班
応急救護活動等	消防職・団員OBによる消防支援 隊	消防部総務班

(2) ボランティア保険への加入

市は、ボランティアの活動を支援するため、専門ボランティアの把握に努め、ボランティア保険への加入を勧める。

3 県の受入れ体制

県災害ボランティアセンター及び県担当部局においても、一般・専門ボランティアの受入れ・登録を行う。

県では、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣することとしている。

県担当部局によるボランティア登録

活動分野	個人・団体	受入れ窓口
医療救護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師	健康福祉部 医療整備課
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	各種支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課
障害者支援	各種支援団体	健康福祉部 障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳	総合企画部 国際室
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	総務部 消防地震防災課

## 第5 ボランティアの育成とボランティア意識の啓発

市社会福祉協議会や関係団体との連携により、大規模災害時においても有効な活動が展開できるよう、平常時から市民が自発的にボランティア活動に参加できる環境づくりや団体等の主体性を尊重した運営が図れるよう、ボランティア意識の啓発やボランティアリーダーの養成等を行う。

### 1 ボランティア意識の啓発

広報等を通じて、ボランティア精神と意義の啓発を行い、防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア意識の醸成を図る。

### 2 ボランティアリーダーの養成

ボランティアの資質の向上を図るとともに、学習会等を開催することにより、その活動の中で指導的な役割を担う、ボランティアリーダーの養成を行う。

### 3 研修・訓練

災害時においても、また、他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるよう活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施する。

### 4 ボランティア団体の組織化

平常時から登録ボランティア団体等が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれが役割分担をしながら、連携をとって有機的に活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供など連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援する。

## 第19節 帰宅困難者対策

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		区本部長（区長）
	班	市民班、区各班
	関係機関	各鉄道事業者、関係事業者

### 第1 基本的な考え方

鉄道等の交通機関の不通によって発生した帰宅困難者が、一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げになるなどの混乱が生じることから、「首都直下地震対策大綱」で示された「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

とくに、学校、事業所等に対しては、食糧・飲料水の備蓄など、生徒、従業員等の一時収容対策の促進、また、翌日帰宅や時差帰宅の促進について、平常時より広く呼びかけることとする。

### 第2 情報提供と安全確保

#### 1 市における対応

市は、鉄道事業者等関係機関と連携し、被災情報や交通情報等の提供を行うとともに、必要に応じ、一時的な避難場所等への誘導を行い安全確保を図る。とくに一日乗客数が多い駅については、帰宅困難者も多数発生することが予想されることから、下記のとおり、あらかじめ一時避難場所の候補地を定めておく。

市内主要駅の一時的な避難場所

駅名	1日平均乗車人員	一時避難場所候補地
JR千葉駅	106,901人	千葉公園
JR稲毛駅	50,096人	仲よし公園
JR海浜幕張駅	53,366人	幕張海浜公園
JR蘇我駅	30,897人	JFE健保千葉グラウンド一帯、蘇我スポーツ公園

※1日平均乗車人員は、平成19年度（千葉市統計書）

※収容しきれない場合等は、近隣の避難場所・避難所へ誘導する。

また、早期の帰宅が困難で一定期間の滞在が必要な場合は、一時避難場所から各避難所への受け入れを行う等、状況に応じた対応を図ることとする。

#### 2 八都县市首脳会議における対応

帰宅困難者対策は広域的な対応が不可欠であることから、平常時からリーフレット等による普及啓発を行う。また、やむを得ず徒歩で帰宅する人々への支援のため、幹線道路沿い等に所在するコンビ

ニエンスストア等の施設を「災害時帰宅支援ステーション」として位置付け、水道水、トイレ、情報提供等を内容とする協定を関係事業者等と締結するなど、帰宅経路における環境の整備を行う。

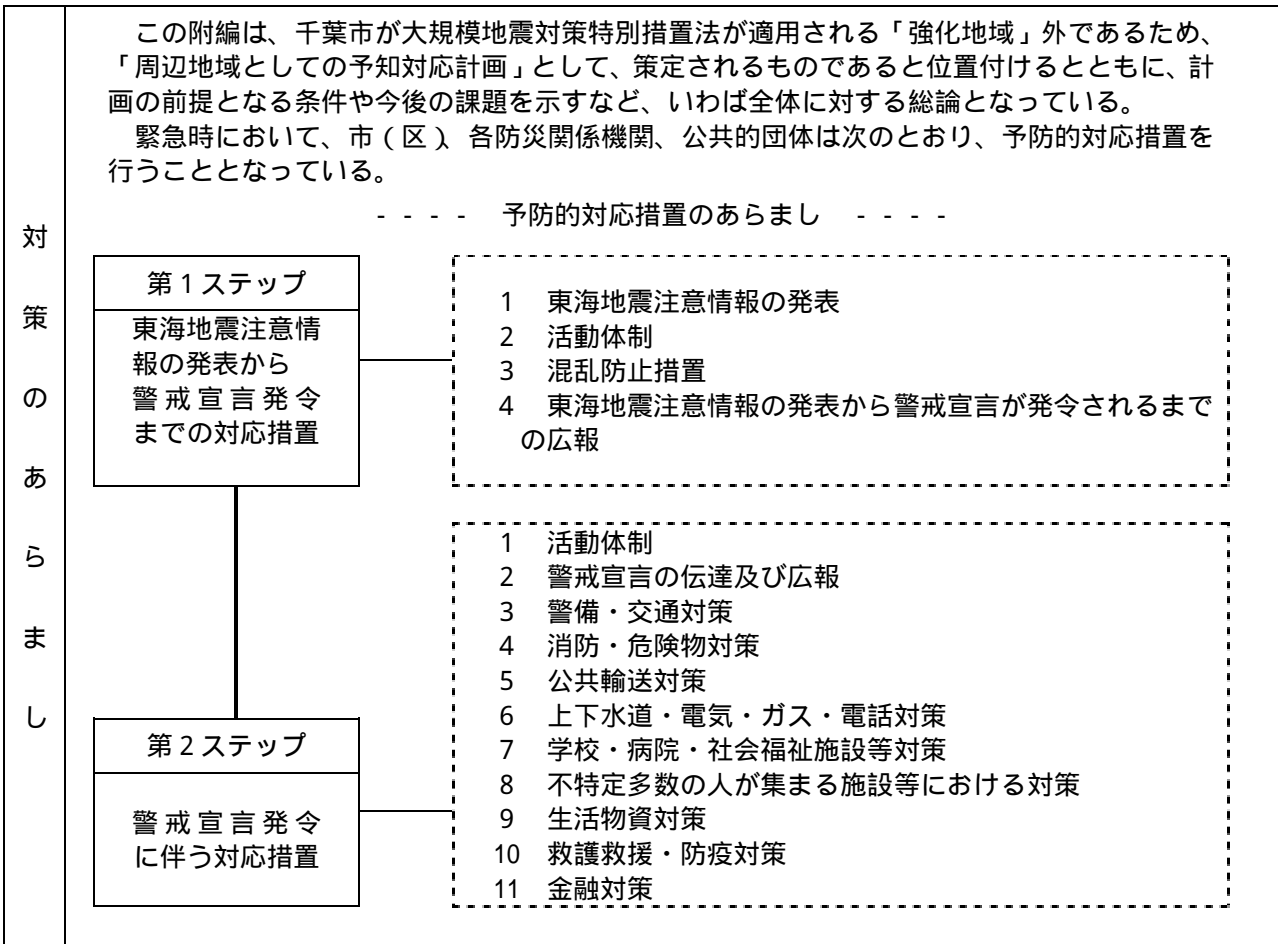
※災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（資料 2-11-29）

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

節	計 画 名	ページ
1	対策の考え方	東 2
2	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	東 5
3	警戒宣言発令に伴う対応措置	東 13
4	住民等のとるべき措置	東 43



第1節 対策の考え方



第1 計画策定の主旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（6県170市町村・のち合併により167市町村）が「強化地域」として指定された。その後、中央防災会議において東海地震へのよりの確な対策を講じるための検討が行われ、平成14年4月、強化地域の見直しにより、8都県263市町村へと大幅に拡大された（のち合併により、平成21年4月現在166市町村）。一方、千葉市をふくむ千葉県域については、東海地震が発生した場合の震度は5程度と予想されることから、強化地域として指定されていない。

そのため、市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想される。また、千葉市は都心の40km東部に位置する首都圏にあり、強化地域に隣接しているところから警戒宣言が発令

された場合における社会的混乱の発生も懸念されている。

このため、千葉市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発令された場合に備えた対策をとることとし、「千葉市地域防災計画（災害応急対策編第1章地震対策計画）」の附編として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」を策定するものである。

## 第2 基本的な考え方

### 1 計画の内容

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、
  - ア 警戒宣言・東海地震予知情報等の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
  - イ 東海地震発生にあたっては地震による被害を最小限にとどめるために必要な措置を講じることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- (2) この計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後計画を実施するうえでも十分配慮するものとする。
  - ア 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、保育所（園）、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に措置する。
  - イ 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮し行う。
  - ウ 東海地震が発生した場合の市域の予想震度に応じた対策を講じる。
  - エ 千葉市及び関係防災機関並びに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

### 2 計画の範囲

- (1) 原則として、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置等を定めたものであるが、東海地震注意情報の報道開始時から警戒宣言が発令されるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。
- (2) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、「千葉市地域防災計画（災害応急対策編第1章地震対策計画）」で対処する。

### 3 計画の実施

千葉市の地域は、強化地域でないところから、大規模地震対策特別措置法が適用されない。したがって、計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

## 第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、次のとおりとした。

- 計画の前提条件 -

- 1 警戒宣言の発令時刻  
警戒宣言の発令される時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）とする。  
ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。
- 2 警戒宣言の発令形態  
警戒宣言の発令形態は、「2～3日以内に地震発生のおそれがある」のパターンとする。
- 3 予想震度  
震度は、千葉県の地域は最も強い地域で震度5強程度と考えられる。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては、若干の違いがある。
- 4 震源域及びマグニチュード
  - (1) 震源域  
東辺は駿河トラフ沿いの線に沿い、北辺は駿河湾奥までの南北方向100～120km程度と東西方向50kmで囲まれた地域内。
  - (2) マグニチュード  
8程度

#### 第4 今後の課題

計画の策定にあたっては、現行の体制下で考えられる対策を可能な限り盛り込んだ。

しかし、地震予知に係る対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置について、さらに検討を加える必要のあるものがある。

今後、あらゆる機会をとらえて、さらに充実した計画としていくものとする。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

担 当	責 任 者	市民局長
		各局長、区長
	関係機関	各項目に記載

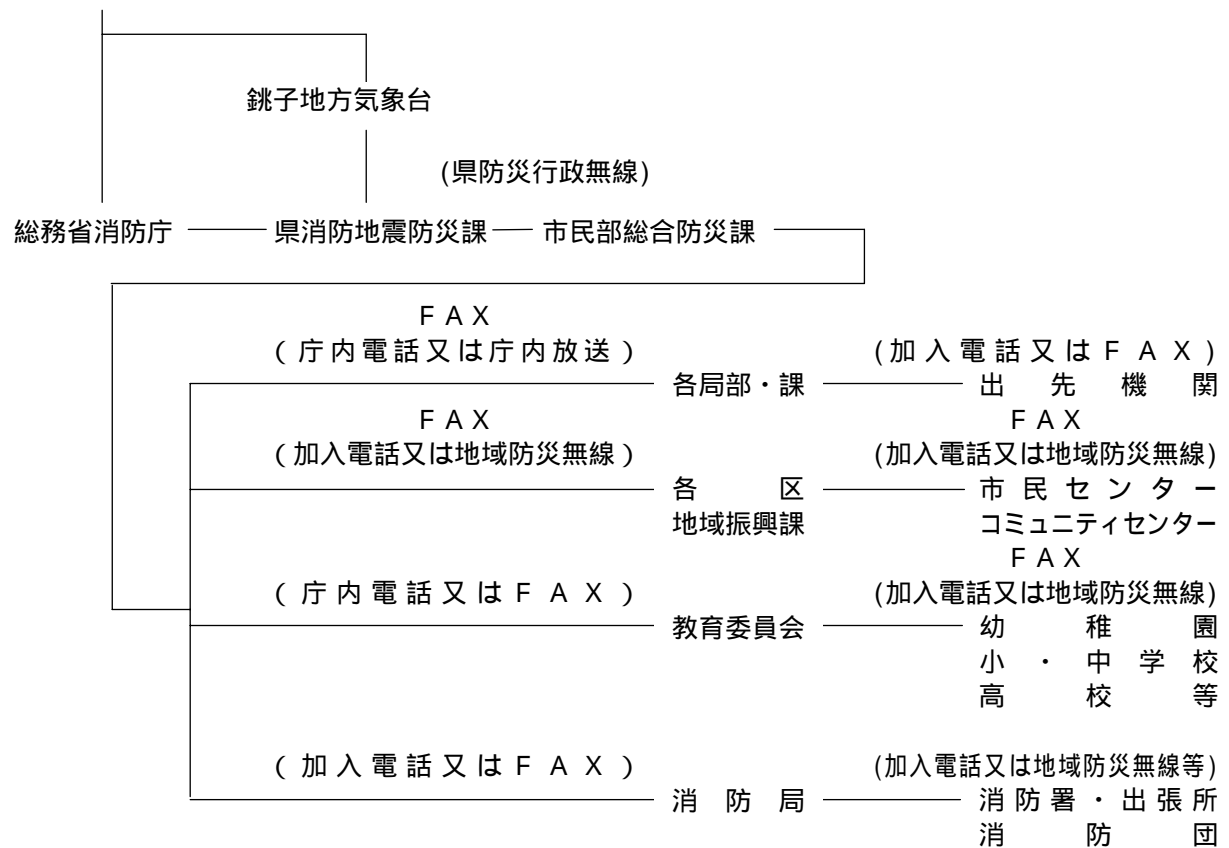
第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次の図のとおりとする。

なお、この段階では、住民への伝達は行わない。

気 象 庁



2 伝達体制

機 関		内 容
市	市 民 局	市民局（勤務時間外は本庁警備員）は、県消防地震防災課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を各局部・課、事務局、消防局へ庁内電話、庁内放送、加入電話、地域防災無線等で伝達する。
	保 健 福 祉 局	保健福祉局は、市民局から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を局内各部に周知徹底するとともに、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、民間保育園、福祉施設等へ伝達する。
	その他の各局	各局は、市民局から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を局内各部及び出先機関に周知徹底するとともに、必要な関係機関、団体等へ加入電話又は地域防災無線で伝達する。
	教育委員会事務局	教育委員会事務局は、市民局から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を市立小・中学校、高校等へ加入電話又は地域防災無線で伝達する。
	消 防 局	消防局は、市民局から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を加入電話、消防電話、消防無線その他の手段により局内及び各消防署・出張所並びに消防団へ伝達する。
各 警 察 署		各警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び交番・駐在所へ伝達する。
その他の防災機関		県消防地震防災課から東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。

3 伝達事項

東海地震注意情報に関する伝達事項は、次のとおりとする。

なお、判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動体制及び緊急措置を解除するよう速やかに連絡する。

<p>- 東海地震注意情報に関する伝達事項 -</p> <p>( 1 ) 東海地震注意情報が発表され、判定会が招集されたこと</p> <p>( 2 ) 必要な活動体制及び緊急措置をとること</p> <p>( 3 ) 判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、活動体制及び緊急措置を解除すること</p>
--

(注1) 幼稚園、保育所(園)、各福祉施設、小・中学校、高校等に対しては、報道機関の報道開始後に伝達するものとする。

(注2) 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の開始後に行うものとする。

第2 活動体制

1 市

機 関	内 容
市	<p>(1) 本部の設置準備 市は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに市災害警戒本部を設置する。 なお、夜間休日等の勤務時間外に東海地震注意情報に接した場合は、本庁警備員が対応するものとする。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、第2 配備体制に該当する職員とする。なお、参集伝達は、各部、各課で定める情報伝達経路により指示するものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 市災害警戒本部が設置されるまでの間、市民部総合防災課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ア 東海地震注意情報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための必要な措置 ウ 県及び関係防災機関との連絡調整</p>
区	<p>(1) 区本部の設置準備 区は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に判定会招集連絡報に接した場合は、特別非常参集職員が対応するものとする。</p> <p>(2) 職員の参集 市の場合に準ずる。</p> <p>(3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間については、区地域振興課が市の場合に準じて行う。</p>
消防局	<p>東海地震注意情報を受けたときは、平素の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 震災警戒体制へ移行する。 (2) 全消防職員の非常招集及び消防団への伝達 (3) 震災消防活動部隊の編成 (4) 署隊本部の活動体制の強化 (5) 関係機関からの情報収集体制の確立</p>

2 各警察署及び県の機関

機 関	内 容
各 警 察 署	<p>( 1 ) 災害警備対策室の設置 東海地震注意情報を受けた時点で、県警察本部に県警察災害警備対策室、各警察署に警察署災害警備対策室を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>( 2 ) 警備要員の参集 東海地震注意情報を受け、又は東海地震注意情報発表の事実を知ったときは、対策室要員を応招する。</p>
県 の 機 関	<p>( 1 ) 県の機関の体制 県の機関は、東海地震注意情報に接した場合、直ちに緊急対策をとるとともに、おのおの災害対策本部設置の準備に入る。</p> <p>( 2 ) 職員の参集 職員の参集は、第 2 配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>( 3 ) 東海地震注意情報発表時の所掌事務 県災害対策本部が設置されるまでの間、県総務部消防地震防災課が関係防災機関の協力を得ながら次の事項について、所掌する事務を行う。 ア 東海地震注意情報連絡報、地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集・伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村及び各防災機関との連絡調整</p>

3 その他の防災機関

東海地震注意情報に接した場合、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

機関	内 容	
鉄道機関等	J R 東 日 本 千 葉 支 社 ( J R 各 駅 )	( 1 ) 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び現業機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 ( 2 ) 夜間、休日等において地震対策の関係者は、判定会が招集されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
	民 営 鉄 道 及 び モ ノ レ ー ル 本 支 社 ・ 各 駅	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
N T T 東 日 本 (株) 千 葉 支 店	東海地震注意情報が発表された場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。 ( 1 ) 通話量、通信そ通状況の監視 ( 2 ) 設備運転状況の監視 ( 3 ) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置 ( 4 ) 電話利用の自粛等の広報活動	
千 保 葉 安 海 上 部	職員の非常招集及び巡視艇の待機の措置をとる。	
陸 高 上 射 自 衛 学 隊 校	高射学校に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等整備に着手し、警戒体制を強化する。	
そ の 機 関 他	東海地震注意情報を受けた場合、各機関は、要員を確保し、待機体制をとる。	



第3 混乱防止措置

東海地震注意情報等により種々の混乱のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するため、市（区・消防局）及び各防災機関は、次により対応策を講じる。

機 関	内 容
市	<p>市民部総合防災課は、各局及び関係防災機関の協力を得て、次により対処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 混乱防止に必要な情報の収集、県及び関係防災機関への伝達</li> <li>(2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進</li> <li>(3) その他必要事項</li> </ul>
区	<p>区地域振興課は、区各課及び関係防災機関の協力を得て、市の場合に準じて対処する。</p>
消 防 局	<p>消防局は、市長の指示により、次の事項について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民に対する呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報の把握に関すること</li> <li>イ 出火防止及び初期消火に関すること</li> <li>ウ 倒壊・落下物防止等に関すること</li> <li>エ その他防災用品等の措置に関すること</li> </ul> </li> <li>(2) 事業所に対する呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災体制の確立に関すること</li> <li>イ 情報の収集伝達等に関すること</li> <li>ウ 営業の継続停止及び退社等の措置に関すること</li> <li>エ 出火防止及び初期消火に関すること</li> <li>オ 倒壊・落下物防止等に関すること</li> </ul> </li> <li>(3) その他必要事項</li> </ul>
各 警 察 署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる</li> <li>(2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する</li> </ul>

鉄 道 機 関 等	J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 ( J R 各 駅 )	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>( 1 ) ラジオ・テレビ等の報道機関を通じて列車の運転計画を報道する。</p> <p>( 2 ) 支社社員を派遣するなど、駅客扱要員の増強を図る。</p> <p>( 3 ) 列車の運転規制</p> <p>ア 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に進入する予定の貨物列車及び管内を運転中の旅客列車以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>イ 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域へ進入予定の団体臨時列車は、原則として抑止する。</p> <p>( 4 ) 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。</p> <p>ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。</p> <p>ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</p>
	民 営 鉄 道 及 び モ ノ レ ー ル 本 支 社 ・ 各 駅	<p>駅長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</p>
	N T T 東 日 本 (株) 千 葉 支 店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>( 1 ) 防災関係機関等の重要な通話は最優先で、疎通を確保する。</p> <p>( 2 ) 一般通話については、集中呼による電話網のマヒを生じさせないように、トラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段としてボックス公衆及び緑色の公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>

#### 第 4 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことにより、判定会によるデータ分析等を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報内容については、原則として、ラジオ・テレビ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行うこととしている。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、お互いに各機関に通報し、過不足のない住民広報を行う。

各ラジオ・テレビの放送機関においては、東海地震注意情報を受けた時点から、職員の動員等を行い、報道解禁時より警戒宣言が発令されるまでの間、通常番組を中断するなどして、あらかじめ定める計画に基づき、地震関係の放送を行う。

N H K 千葉放送局では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。

なお、放送内容は、次の事項を重点として行うこととなっている。

- NHK千葉放送局の主な放送内容 -

- ( 1 ) 東海地震注意情報の内容、判定会の機能の解説
- ( 2 ) 強化地域、観測データの解説
- ( 3 ) 混乱防止の呼びかけ
- ( 4 ) 防災知識の紹介
- ( 5 ) 地震予知のしくみ

東海地震予知情報が発表された場合は、J - A L A R T ( 全国瞬時警報システム ) により、住民への広報が行われる。

### 第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

#### 第1 活動体制

##### 1 市

###### (1) 市(区)災害対策本部の設置

市は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに本部を設置する。

###### (2) 本部の設置場所

本部は市長が指定する場所に、区本部は区役所庁舎内に設置する。

###### (3) 本部の組織

本部の組織は、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」による。

###### (4) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- イ 各防災機関の業務にかかる連絡調整
- ウ 社会的混乱防止にかかる施策の決定、実施
- エ 報道機関等への情報提供
- オ その他必要な事項

###### (5) 配備体制

災害対策本部の配備体制は、第3 配備体制とする。

その他要員の配備については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」による。

###### (6) 消防局の体制

消防局の体制については、災害応急対策編第1章第6節「消防・救急救助活動等」による。

##### 2 県

###### (1) 県災害対策本部の設置

県は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに県災害対策本部を設置するとともに、各機関に所定の対策本部を設置する。

なお、県災害対策本部は、原則として県本庁舎5階大会議室に設置する。

###### (2) 配備体制

県災害対策本部の配備体制は、第3 配備とする。また、各防災機関は、所管業務にかかる必要な防災体制をとる

##### 3 その他の防災機関

警戒宣言が発令された場合、各防災機関は、社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、次のとおり所管業務にかかる必要な防災体制をとる。

機関	内 容	
警察署	(1) 警戒体制の発令 (2) 警察署災害警備本部の設置	
鉄 道 機 関  等	J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 ( J R 各 駅 )	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社に、地震災害警戒本部を設置し、管内の地震防災応急対策等の本部業務を統制する。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区に地区地震災害警戒本部を設置し、担当区域内の地震防災応急対策等を推進する。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 駅、区等現業機関に、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、所管業務に係る地震防災応急対策等必要な対策を推進する。
	民 営 鉄 道 及 び モ ノ レ ー ル 本 支 社 ・ 各 駅	災害対策本部を設置し、必要な措置をとりうる体制に入る。
N T T 東 日 本 (株) 千 葉 支 店	(1) 情報連絡室の設置 N T T 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、千葉支店をはじめとする管内各機関においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達及びふくそう監視体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策等所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常招集を行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	
千 葉 海 上 保 安 部	(1) 地震対策本部の設置 第三管区地震対策本部規則により、千葉地区地震対策本部を設置する。 (2) 地震対策本部の組織及び運営 地区地震対策本部の組織及び運営は、第三管区地震対策本部規則による。 (3) 所掌業務 海上における人命の安全を第一義として、関係機関と密接な連絡調整を図りつつ、地震防災対策を総合的かつ効果的に実施する。	
陸 上 自 衛 隊  高 射 学 校	関係機関との連絡調整をとる。	
そ の 他 の 機 関	(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な措置をとる。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置等の基準を定めておく。	

第2 警戒宣言の伝達及び広報

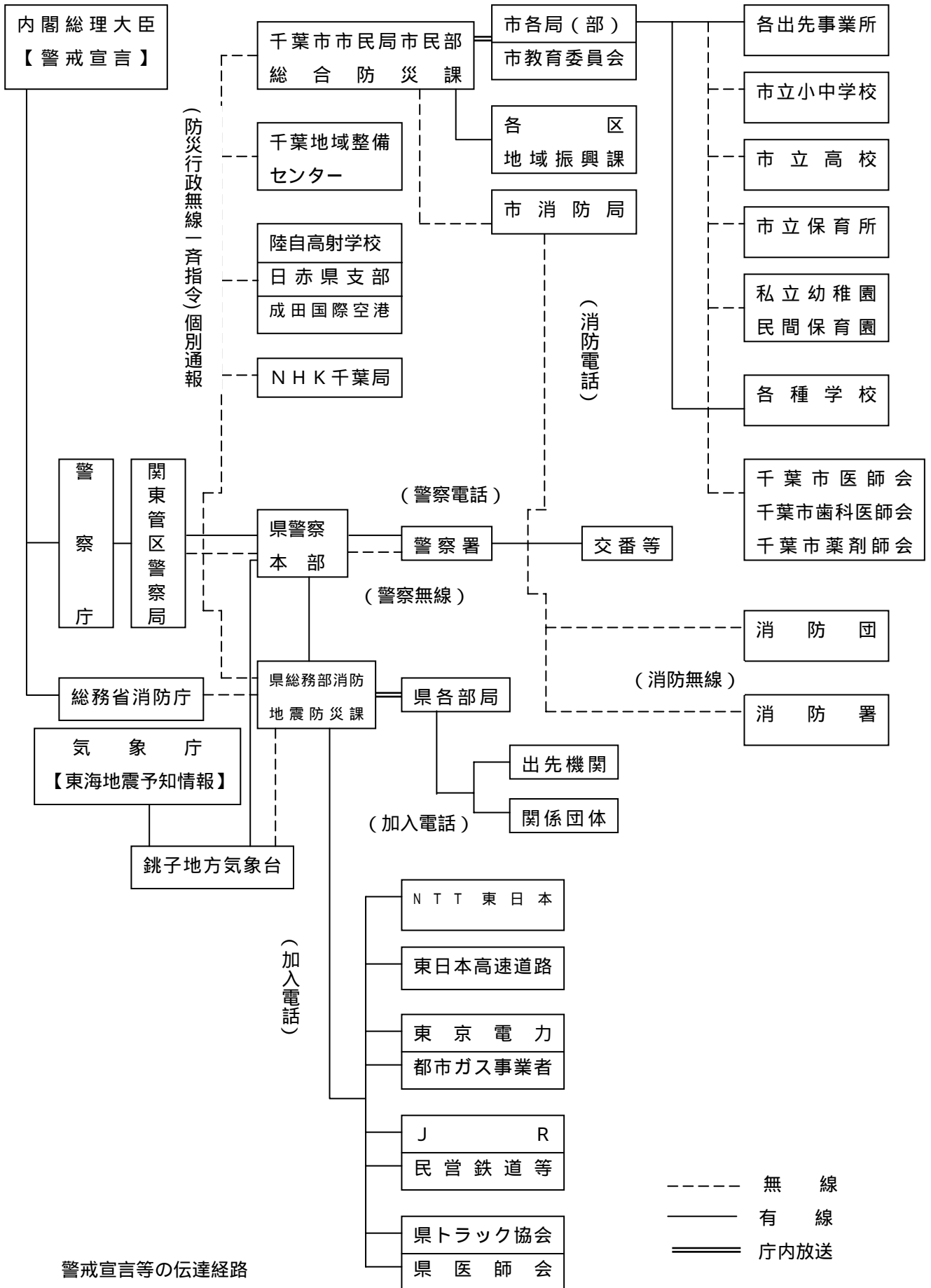
対策の あ ら ま し	<p>警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するためには、千葉市（各区）をはじめとする各防災機関が警戒宣言の発令に関する情報及び東海地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に混乱を起こさせることなく広報を実施する必要がある。</p> <p>この項では、警戒宣言の発令に関する情報等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項をあげている。</p>
-------------------------	---

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		各部長（局長）、区本部長（区長）
	班	市民班、関係各班、区本部班
	関係機関	各項目に記載

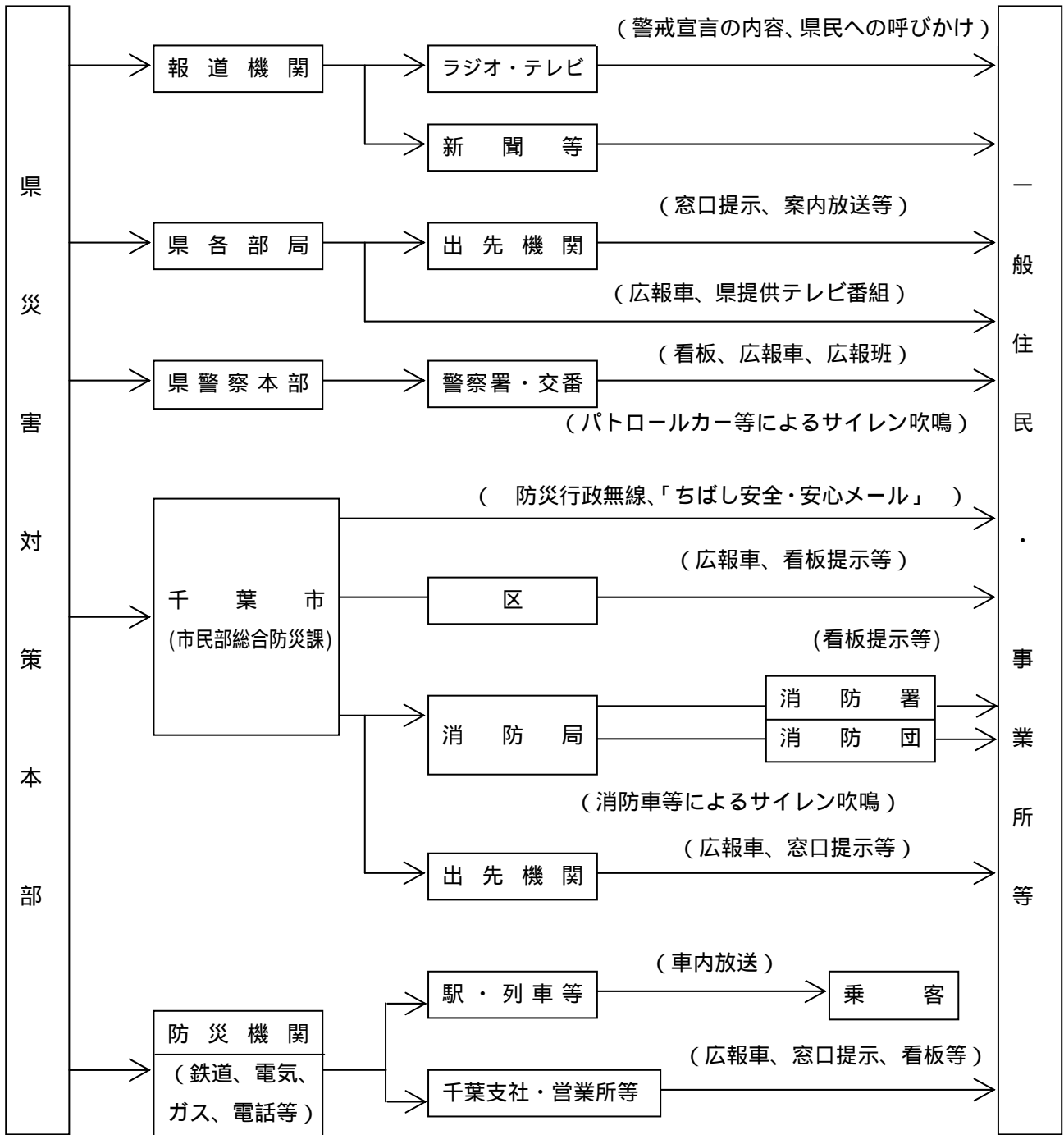
1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

- ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達経路並びに伝達手段は、県知事の定めたものに加え、次のとおりとする。



イ 一般住民・事業所等に対する警戒宣言の発令に関する情報の伝達系統及び伝達手段は、県知事の定めたものに加え、次のとおりとする。



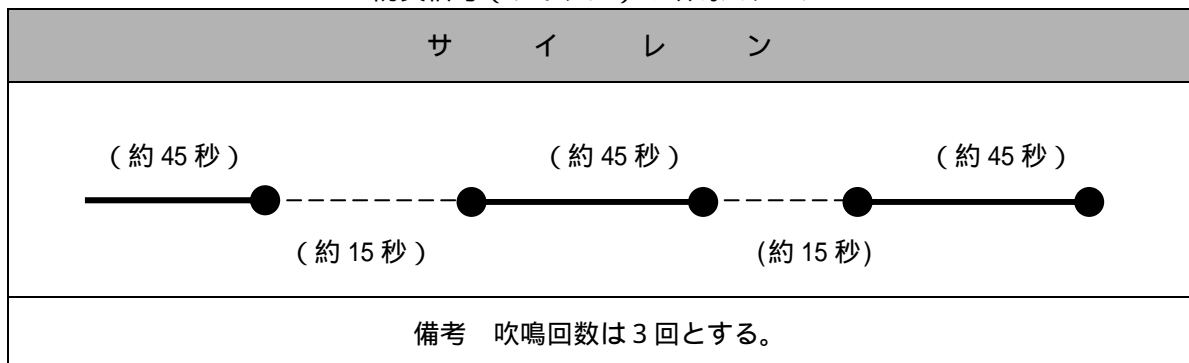
一般住民・事業所等に対する伝達ルートのおらまし



(2) 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>ア 市民局（市民部総合防災課）は、県消防地震防災課から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を地域防災無線、電話及びその他の手段により各局（部）、区及び消防局に伝達するとともに、保健福祉局・市教育委員会を通じて、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市立小・中学校及び高校、市（私）立幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等に伝達する。</p> <p>イ 一般住民に対しては、区（本部班・情報班）が防災行政無線並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、「ちばし安全・安心メール」等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>
消 防 局	<p>ア 消防局は、市民局（市民部総合防災課）から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を、消防電話、消防無線及びその他の手段により、局内及び各消防署所並びに消防団へ伝達する。</p> <p>イ 消防局（署所及び消防団）は、区（情報班）とともに、広報車等所有の車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p> <p>ウ 伝達事項                      (ア) 警戒宣言の内容                      (イ) 防災対策実施の徹底                      (ウ) その他特に必要な事項</p>
警 察 署	<p>ア 警察署は、県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。</p> <p>イ 警察署等は、市（区）と協力し、警察用航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
市 医 師 会 市 歯 科 医 師 会 市 薬 剤 師 会	<p>市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会は、市又は県医師会等から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により加入電話又は口頭で所属会員に伝達する。</p>
そ の 他 の 防 災 機 関	<p>県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。</p>

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は、次のとおりとする。

- |   |            |
|---|------------|
| ア | 警戒宣言等の内容   |
| イ | 本市への影響予想   |
| ウ | 各機関がとるべき体制 |
| エ | その他必要事項    |

広報文例集(資料5-1)

2 警戒宣言時の広報

(1) 基本的考え方

警戒宣言が発令された場合、駅、道路における混乱や電話のふくそう等の発生が予想される。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、県、市(区)、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市(区)本部等は、相互に密接な連絡をとりながら混乱発生防止に必要な情報を速やかに広報し、市民等に対し冷静な行動を呼びかけ、協力を求めるものとする。

(2) 広報

機 関	内 容				
市	<p>ア 住民、事業所等のとるべき防災措置に関する広報 市(区)は、警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心として広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておく。</p> <p>(ア) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 市長のコメント</li> <li>b 警戒宣言の内容の周知徹底</li> <li>c 住民、事業所等のとるべき防災措置の呼びかけ</li> <li>d 自主防災組織の防災活動の実施の呼びかけ</li> <li>e 避難等の特別な防災行動が必要な地域の住民に対する避難行動等の呼びかけ</li> </ul> <p>広報文例集(資料5-1)</p> <p>(イ) 広報の実施方法 防災行政無線、広報車、看板及び自主防災組織等を通じて広報活動を繰り返し行う。 なお、各防災機関から市(区)の防災行政無線による市民、事業所に対する防災措置に関する広報活動の依頼については、広報内容に応じて優先順位を決め、可能な限り実施する。</p> <p>イ 市施設利用者に対する広報 市各施設の管理者は、警戒宣言が発令された旨の通報を受けたときは、あらかじめ定められた計画に基づき、施設利用者への旨伝達するとともに、施設利用の自粛等混乱の発生防止のために必要な協力を要請する。</p>				
消 防 局	<p>ア 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底</li> <li>(イ) 消防機関の措置状況</li> <li>(ウ) 出火防止、初期消火及び混乱防止に関し必要な対応措置の協力要請</li> </ul> <p>イ 広報の実施方法 職員及び消防団員により広報車又は徒歩巡回により行う。 第4「消防・危険物対策」参照</p>				
警 察 署	<table border="1"> <tr> <td>広報内容</td> <td> <p>ア 警戒宣言の内容及び関連する情報</p> <p>イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置</p> <p>ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況</p> <p>エ その他民心の安定を図るため必要な情報</p> </td> </tr> <tr> <td>広報手段</td> <td> <p>ア パトロールカー、広報車等の警察車両</p> <p>イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報</p> <p>ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報</p> <p>エ 報道機関、防災関係機関への情報提供</p> </td> </tr> </table>	広報内容	<p>ア 警戒宣言の内容及び関連する情報</p> <p>イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置</p> <p>ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況</p> <p>エ その他民心の安定を図るため必要な情報</p>	広報手段	<p>ア パトロールカー、広報車等の警察車両</p> <p>イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報</p> <p>ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報</p> <p>エ 報道機関、防災関係機関への情報提供</p>
広報内容	<p>ア 警戒宣言の内容及び関連する情報</p> <p>イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置</p> <p>ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況</p> <p>エ その他民心の安定を図るため必要な情報</p>				
広報手段	<p>ア パトロールカー、広報車等の警察車両</p> <p>イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報</p> <p>ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報</p> <p>エ 報道機関、防災関係機関への情報提供</p>				
その他の防災機関	<p>あらかじめ定められた広報計画により、混乱防止のための措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請等必要な広報活動を行う。</p>				

(3) 市民等からの照会に対する対応措置

警戒宣言が発令されたことを知った市民、事業所等からの東海地震に関する各種の照会に対しては、市(区)及び各防災機関は対応窓口を設置し、冷静かつ的確に事実に基づいて対応する。

また、市民、事業所等に対しては、市民、事業所等のとるべき措置について、あらかじめ周知徹底を図り、被害の軽減及び社会的混乱の防止のため、協力を要請する。

なお、市民、事業所等のとるべき措置のあらまは、以下のとおりである。

第4節「住民等のとるべき措置」参照

### 第3 警備・交通対策

#### 1 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、全職員を招集し、総合対策本部等を設置する。

なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

##### (1) 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指定された警備要員の参集
- イ 避難の指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資機材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の統制
- ケ 広報

##### (2) 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- ア 警備部隊の事前配置
  - (ア) 主要駅等、人の集中が予想される場所
  - (イ) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
  - (ウ) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
  - (エ) 災害危険場所
  - (オ) その他必要と認める場所

#### 2 交通対策

##### (1) 道路交通対策

###### ア 県警察のとり交通対策

(ア) 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- a 強化地域への一般車両流入抑制広報
- b 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- c 緊急通行車両(避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両)の確認事務

(イ) 前記(ア)の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

広域交通規制対象道路及び広域交通検問所

道路種別	路線名	指定検問場所	番号	備考
高速道路自動車専用道路	首都高速湾岸線	舞浜入口	1	
		浦安第1入口	2	
		浦安第2入口	3	
		千鳥町入口	4	
		市川本線料金所	5	排出のみ
	東関東自動車道潮来線	湾岸市川インター	6	
		湾岸習志野インター	7	
		湾岸習志野本線料金所	8	排出のみ
		湾岸千葉インター	9	排出のみ
		千葉北インター	10	
		四街道インター	11	
		佐倉インター	12	
		富里インター	13	
		成田インター	14	
		成田料金所	15	排出のみ
		大栄インター	16	
		佐原香取インター	17	
		潮来インター	18	
		京葉道路	市川インター	19
	原木インター		20	
	船橋インター		21	
	船橋料金所		22	排出のみ
	花輪インター		23	
	幕張インター		24	
	武石インター		25	
	穴川インター		26	
	貝塚インター		27	
	松ヶ丘インター		28	
	蘇我インター		29	
	東関東自動車道館山線	市原インター	30	
		姉崎袖ヶ浦インター	31	
		木更津北インター	32	
		木更津南インター	33	
		木更津南インター-国道16号入口	34	
		君津インター	35	
		富津中央インター	36	
	富津館山道路	富津竹岡インター	37	
		富津金谷インター	38	
		鋸南保田インター	39	
		鋸南富山インター	40	
		富浦インター	41	
	圏央道	木更津東インター	42	
	東京湾アクアライン連絡道	袖ヶ浦インター	43	
	東京湾アクアライン	木更津金田インター	44	
	千葉東金道路	千葉東インター	45	排出のみ
		大宮インター	46	
		高田インター	47	
		中野インター	48	
		山田インター	49	
		東金インター	50	
		山武成東インター	51	
		松尾横芝インター	52	
一般国道	国道16号	金野井大橋取付部	53	
	国道6号	新葛飾橋	54	
	国道14号	市川橋交番	55	
	国道357号	舞浜交差点	56	
	国道51号	水郷大橋	57	

イ 道路管理者のとりべき措置

機 関	内 容
千葉県 国土交通省 関東地方 整備局	(ア) 道路施設に関する対策 a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予測される地域においては、重点箇所等の道路状況の把握に努める。 b 地震発生にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置に伴い必要な補強、落下防止等の保全措置に努める。 (イ) 道路交通対策 a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。 b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。 c 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底を横断幕等を用いて行うものとする。 (ウ) 緊急輸送路確保の体制 警戒宣言時等においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材の確保に努める。
千葉県 ・ 高速道路 管理 事務所	警戒宣言が発令された場合は、道路巡回等により、交通状況の把握に努め、次の措置を講じる。 (ア) 県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等にかかる措置等に協力する。 (イ) 関係機関が行う車両の抑制にかかる措置等に協力する。 (ウ) 道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。 (エ) 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。 (オ) 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。
土木 ・ 道路部	(ア) 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合には、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路、緊急輸送路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となる恐れのある道路の保全に努める。 (イ) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。

(2) 海上交通対策

東海地震の発生に伴う大津波等の影響は、千葉県域にはないものと予想される。

しかし、海上、港湾関係各機関は万に備え、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発令された場合は、次の対策を講じる。

ア 海上保安対策等

(担当機関：千葉海上保安部)

(ア) 千葉海上保安部は、県若しくは海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに部内、港湾関係団体に伝達する。

(イ) 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。

(ウ) 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センター及び各港内交通管制室の機能を併用し、周知する。

- (エ) 航行船舶に対しては、第三管区海上保安本部運用司令センターを通じ、航行警報又は安全警報によって周知する。
- (オ) 船舶交通のふくそうが予想される海域における船舶交通の整理指導を行う。
- (カ) 海難事故の発生その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。
- (キ) 事故防止のため、危険物荷役中の船舶に対し、荷役中止の勧告等を行う。
- (ク) 着積中の船舶に対し、離積避難勧告等を行う。
- (ケ) 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じるよう指導するとともに、排出油等防除資機材の準備を行うよう指導する。
- (コ) 海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等は必要に応じ、中止するよう指導する。
- (サ) 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

イ 漁船対策

(担当機関：県農林水産部)

- (ア) 県農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。
  - a 操業安全指導及び海域内における操業指導
  - b 海上保安部の要請による漁船通行の規制
- (イ) 漁業無線局は、警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。
  - a 非常用発電機の点検と始動待機
  - b 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線による緊急周知
  - c 空中線の点検、補強と切断対策の実施
  - d 送受信機の振動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
  - e 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼出し聴取

第4 消防・危険物対策

担	責 任 者	消防部長（消防局長）
当	関 係 機 関	各項目に記載

1 消防対策

(1) 基本的考え方

警戒宣言発令時は、平素の消防業務（災害活動を除く。）を停止又は縮小し、東海地震の発生に備え、出火の防止、その他の被害の軽減、社会的混乱の防止等を図るため、必要な対応措置を講じる。

(2) 活動体制

消防局に消防局長を長として消防地震対策本部を、各消防署に各消防署署長を長として方面指揮本部をそれぞれ設置する。

警戒宣言発令時の対応措置は、次の事項を基本として行う。

ア 震災消防部隊の編成強化

- イ 救急救助体制の編成強化
- ウ 関係防災機関への職員の派遣
- 工 資器材及び救急資器材の確保
- オ 特定事業所に対する安全措置対策の指導勧告
- カ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- キ 消防活動上、必要な情報の収集
- ク ヘリコプターによる上空監視及び高所見張の実施
- ケ 消防団との連携体制の確立

(3) 市民及び事業所に対する呼びかけの実施

市民（事業所）に対する呼びかけは、サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報連絡体制を速やかに確立し、以下の事項を基本として行う。

市民及び事業所に対する呼びかけのあらまし

市民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ・ラジオ並びに警察・消防・市からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	ア 家具類、ガラス等の安全対策 イ ブロックべい、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	ア テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	ア 劇場、映画館、地下街及び超高層ビル等の不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物・薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火体制の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱い施設

機 関	内 容
消 防 局	危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 ア 操業の制限、停止 イ 流出拡散防止等資器材の点検、配置 ウ 緊急遮断装置の点検、確認 エ 火気使用の制限又は禁止 オ 消火設備等の点検確認



(2) 化学薬品等取扱い施設

機 関	内 容
消 防 局	学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。 ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 イ 引火又は混合等による出火防止措置

(3) 危険物輸送

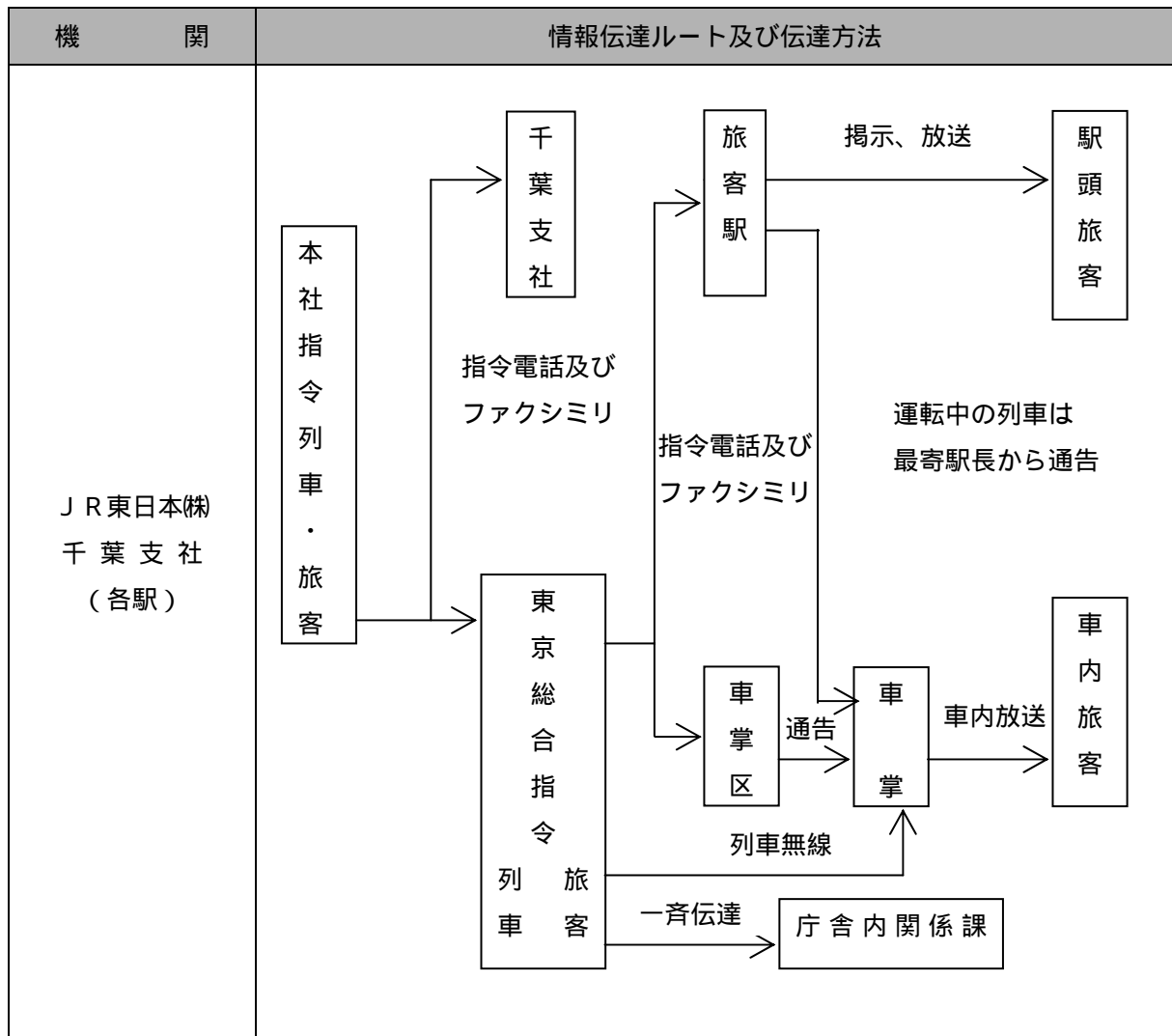
機 関	内 容
警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
消 防 局	ア 出荷、受入れを制限するか、又は停止させる。 イ 輸送途上における遵守事項を徹底させる。
J R 東 日 本 (株) 千 葉 支 社 (各 駅)	火薬類を輸送中の貨車及び石油、塩酸、硫酸等の危険物を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察署、消防署へ連絡する。

第5 公共輸送対策

1 J R 東日本(株)

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報が出された際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア JRの運転計画の概要周知、旅行の自粛及び時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、JR東日本本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して、運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って理解と協力を要請する。
- ウ ターミナル駅等の主要駅においては、千葉支社社員、公安職員を派遣し客扱い要員の増員を図るとともに、状況により警察署に対し警備の応援を要請する。

また、旅客の混雑により危険が予想される場合には、適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めるとともに、階段止め、改札止め等の入場制限の実施、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(3) 列車の運転規制

- ア 警戒宣言が発令されたときの市域内の列車は、総武線緩行・快速、京葉線については45km/h、内

房線、外房線については65km/hの規制速度にて減速運転を行う。

イ 火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。

(4) 乗車券の取り扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

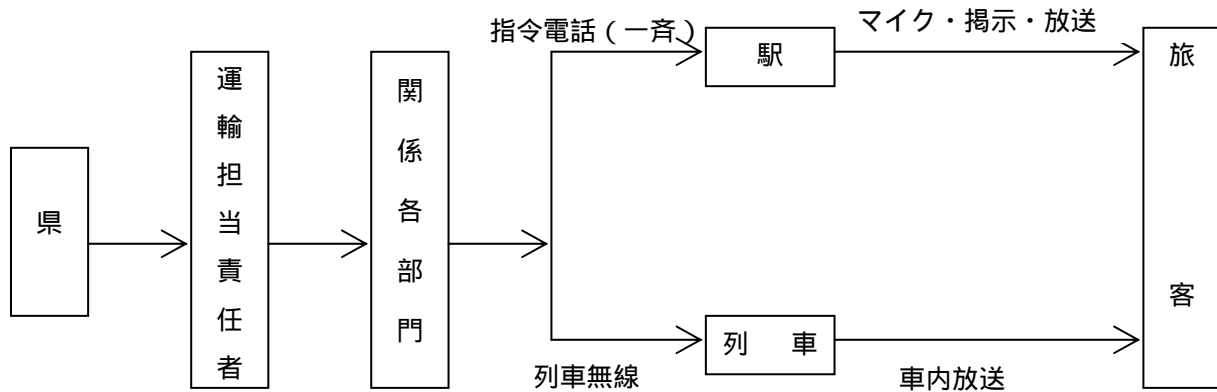
イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無貨送還の取り扱いをする。

2 各民営鉄道及びモノレール

(1) 警戒宣言の伝達

警戒宣言及び東海地震予知情報が出された際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



(2) 混乱防止対策

駅、車内等での混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア 平常時から、運転計画の概要、旅行の自粛及び時差退社の協力について広報を行う。

イ 警戒宣言時に報道機関を通じて、正確な運転状況を報道するとともに、時差退社等の呼びかけを行う。

ウ 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

エ 主要駅において旅客の混雑により危険が予想される場合には、適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努めるとともに、階段止め、改札止め等の入場制限の実施、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(3) 運行方針

防災関係諸機関、報道機関及びJRとの協力のもとに、以下の基本方針により、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

警戒宣言発令当日	翌日以降
<p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>地震ダイヤ(仮称)をあらかじめ作成し、減速運転を行う。</p> <p>なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>

(4) 列車の運転中止措置

列車の運行確保にあたっては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一市民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(5) その他の措置

工事箇所については、危険防止措置を講じ、あるいは工事を中止するほか、必要に応じて要注意箇所の点検、監視を行う。

3 バス・タクシー等

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、おおむね、以下のとおり行う。

機 関	内 容
千 葉 県 バ ス 協 会	<p>ア 路線バス</p> <p>(ア) 運行方針 各機関の協力をもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(イ) 運行計画</p> <p>a 警戒宣言が発せられたときは、減速(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。</p> <p>b 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>c 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>d 翌日以降については、前記 a ~ c により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>e 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>イ 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>

タクシ- 業者	(タクシー・ハイヤー) 各機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。
------------	---

第6 上下水道・電気・ガス・電話対策

1 上水道

(担当部・機関：水道部、県水道局千葉水道事務所・千葉水道事務所千葉西支所、四街道市建設水道部)

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合においても、原則として、平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が、緊急貯水を実施することによって、増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 要員の確保、連絡協力体制

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、指定工事店等との連絡協力体制について確認する。

(3) 資機材の点検整備

発災に備え、応急対策に必要な資機材、車両等の点検整備を行う。

(4) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定め、これに基づき、点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発令された以降は、原則として搬入を行わない。

ウ 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場において適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(5) 広報

警戒宣言が発令された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、以下のとおり広報活動を実施する。

広報 内容	<p>ア 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。</p> <p>イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。 飲料水のくみおき...ポリタンク、バケツ等を利用してフタをし、3日ごとに新しい水にくみかえ、水質保持に留意する。 生活用水のくみおき...浴槽等を利用し、貯水する。 その他...くみおき容器の転倒防止及びくみおき水の流出防止策を講じる。</p> <p>ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
----------	--

広 報 手 段	ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 イ 広報車による広報 ウ 水道工事店の店頭掲示等
------------------	---

2 下水道 (担当部：下水道部)  
警戒宣言時において、資機材の確保に努めるとともに、非常配備体制により対応する。

3 電気 (担当機関：東京電力(株)千葉支店)

(1) 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員・資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部の構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは、速やかに所属する事業所へ参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発令された場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発令されたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関し次に掲げる各号の予防措置を講じる。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。 イ 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には接触をさけるとともに、最寄りの事業所へ通報すること。 ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。 エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。 オ その他留意事項
------------------	--

広 報 手 段	ア 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）による広報 イ 広報車等による広報
------------------	---

4 ガス (担当機関：東京ガス(株)、大多喜ガス(株)、千葉ガス(株)各本支社)

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。また東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

ア 非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、社員等の動員を指令する。

イ 警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

(ア) 災害対策用資機材等の確保

(イ) 車両の確保

(ウ) 代替熱源の確保

(エ) 生活必需品の確保

(オ) 前進基地の確保

(3) 施設等の保安措置

ア ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等についてあらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

イ 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保安措置のうえ、工事又は作業を中断する。

(4) 広報

需要家に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し前述の広報内容を報道するよう要請する。また千葉県、千葉市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

広 報 内 容	ア 引き続きガスを供給していること。 イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法 ウ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメータコックの処置方法 エ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意
広 報 手 段	ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。 イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

5 電話 (担当機関：NTT東日本(株)千葉支店)

警戒宣言の発令等にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常招集を行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、NTT東日本(株)千葉支店に速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。なお、情報連絡室は千葉支店をはじめ管内各機関にも設置される。

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発令された場合は、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 応急対策

ア 電話のふくそう対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。このため、次の考え方で対処する。

- (ア) 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。
  - (イ) 一般通話については、集中呼による電話網のマヒを生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として、ボックス公衆及び緑色の公衆電話からの通話は可能な限り確保する。
- イ 手動通話、番号案内
- (ア) 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他の100番通話に対しては、可能な限り取扱う。
  - (イ) 番号案内業務は、可能な限り取扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 営業窓口

緊急度の高い電報の受付、防災関係機関等からの緊急の電話架設申し込みの対応等緊急かつ重要な業務を行うため、営業時間中は、営業窓口を開けておく。

(5) 広報

警戒宣言時、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。

ア 電話利用の自粛

各機関及び報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般通話の利用をさし控えるよう広報する。

イ 電話のかかり具合

通話量が増加し、電話がかかりにくくなったときには利用制限を行うが、この場合、電話のかかり具合を広報する。



ウ 緊急時の通話方法

一般電話がかかりにくくなっているときで、緊急に連絡が必要な場合は、青色・黄色及び緑色の公衆電話を利用するよう広報する。

エ 電報の取扱い

必要に応じ電報の混み具合、利用自粛等について広報する。

オ 発災後の注意事項

地震発生後は、受話器はずれに注意する等発災後の注意事項について広報する。

第7 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校、幼稚園等

(担当部：教育部)

(1) 在校時

ア 警戒宣言が発令された場合は、直ちに授業(保育)を中止し、警戒宣言解除までは臨時休校(園)の措置をとる。

イ 警戒宣言が発令された後、幼児、児童、生徒等を計画に従って帰宅させる。

ウ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引き渡すまでは、学校(園)において保護する。

エ 中・高等学校生徒等については、個々に、帰宅経路手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

オ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

カ 高等学校生徒等の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道等運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。

キ 特別支援学校の幼児・児童・生徒については、保護者に引渡し、引取りのない者について学校で保護することは、幼稚園、小学校と同様とする。

スクールバスを使用している幼児・児童・生徒については、保護者に、事前に指定してある地点で引渡すものとする。

ク 特別支援学校においては、幼児・児童・生徒の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留幼児・児童・生徒の収容、スクールバス使用の是非等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとるようにする。

ケ 小・中学校特別支援教室についての措置は、特別支援学校に準ずる。

(2) 校(園)外指導時

ア 宿泊を伴う指導時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校(園)へ連絡をとり、校(園)長は、対応の状況を教育部又は所轄庁に報告を行うとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育部への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食糧、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

エ 残留する幼児・児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く教育部又は所轄庁へ報告するよう努力する。

オ 強化地域からの通学者は、あらかじめ定めた市内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

カ 児童・生徒に対する伝達と指導

学校は、東海地震注意情報発表が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、東海地震注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明し、児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発令された場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

キ 東海地震注意情報発表時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報発表が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、東海地震注意情報発表段階においては授業を継続し、警戒宣言が発令された後に授業を中止して帰宅の措置をとることとしている。

したがって、そのような事態が起こることのないように、学校（園）は、平素から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。

東海地震注意情報発表の報道を得た家庭は、水、食糧、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、警戒宣言が発令された場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるように連絡しておくことが大切である。

なお、前記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報発表の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。

イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

2 病院、診療所

( 担当部 : 保健福祉部 )

( 1 ) 診療体制

病院及び診療所は、警戒宣言時においても、可能な限り平常診療を行うものとする。このための必要な職員の確保は、あらかじめ定められた方法による。

機関別の対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 及 び 検 査
救急病院	ア 可能な限り平常どおりの診療を行う。 イ 救急患者の診療は継続的に行う。 ウ 緊急度が加われば二次、三次救急体制に入り軽症患者の診療制限を行う。	ア 可能な限り患者の希望に応じ帰宅許可等を与える。 イ 緊急事態の進展度に応じ通常入院患者の制限を行う。	ア 医師の判断により可能な限り手術及び検査の日程変更を検討する。
診 療 所	ア 可能な限り平常どおりの診療を行い、同時に救急出動の体制を整える。		

( 2 ) 防災措置等

- ア 建物及び設備の点検
- イ 医薬品、危険物等の防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、非常用備品の点検及び確保
- オ 水及び食糧の確保
- カ 職員の分担業務の確認

( 3 ) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

3 社会福祉施設等

( 担当部 : 保健福祉部 )

( 1 ) 保育所 ( 園 )

警戒宣言が発令されるとともに、原則として保育を中止して、警戒宣言が解除されるまで臨時休所 ( 園 ) の措置をとる。

ア 児童の扱い

( ア ) 児童は、あらかじめ定めた方法により利用者名簿確認のうえ、保護者に引渡す。

なお、警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するように依頼する。

( イ ) 保護者の引取りが済むまで、児童は、所 ( 園 ) で保護する。

( ウ ) 所 ( 園 ) 外における指導時には、速やかに帰所 ( 園 ) するものとし、帰所 ( 園 ) 後児童を保護者に引渡す。

また、交通機関、道路の状況等によって、帰所 ( 園 ) することが危険と判断される場合は、所

(園)及び市に連絡をとり、適宜の措置をとる。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備、消火器、火気等の点検
- (イ) 転倒、落下物の防止措置
- (ウ) 飲料水の確保、食糧、ミルク等の確認
- (エ) 医薬品等の確認

ウ その他

- (ア) 児童の引渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打合わせをする。
- (イ) 職員、児童、保護者等に防災訓練等を通じて、防災教育を行う。

(2) その他社会福祉施設

各社会福祉施設は警戒宣言が発令された場合において、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所(園)施設、入所施設の別及び通所(園)者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

ア 情報の受伝達

コミュニケーション障害者に対する広報手段、職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ 通所(園)者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食糧、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確認

オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知

キ その他必要な事項

第8 不特定多数の人が集まる施設の対策

不特定多数の人が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から各施設を所管する局(部)及び区は、次のとおり、対応措置を行う。

所管	対象施設	対応措置
消防局	<p>第4節第3「事業所のとるべき措置」による消防計画に基づき実施させるが、特に不特定多数の人を収容する部分については、主として次によるものとする。</p>	
	<p>映画館 幕張メッセ 集会場施設等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 混乱防止の観点から営業（開催）を自粛するよう要請する。 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。</li> <li>2 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。</li> </ol>
	<p>百貨店 スーパーマーケット 病院、銀行等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百貨店、スーパーマーケットなど大型店舗の食料品等の生活必需物資売場、及び病院、銀行等市民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所は、可能な限り営業等を継続するよう依頼する。</li> <li>2 百貨店、スーパーマーケット等で売場の一部を営業継続する場合は、営業する部分と閉鎖する部分を明確にするよう指導する。</li> </ol>
	<p>地下街 超高層ビル テナントビル等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下街、ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所については、努めて平常通り営業を継続するよう要請する。</li> <li>2 店舗等の利用客に対しては、ブロック毎に必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。</li> <li>3 エレベーター（地震時管制運転装置付きを除く。）は運転を中止し、階段を利用するよう指導する。</li> </ol>
市民局	<p>文化センター 市民会館 若葉文化ホール 勤労市民プラザ 消費生活センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設はただちに閉館する。</li> <li>2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。</li> <li>3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。</li> <li>4 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休館とする。</li> <li>5 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。</li> </ol>
保健局	<p>市立青葉病院 市立海浜病院</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、当日の診療は継続する。 ただし翌日以降の外来については、急患を中心に行う。</li> <li>2 外来患者、見舞客等に対して警戒宣言の情報を伝達し帰宅させる。</li> <li>3 手術中に警戒宣言が発令された時は、医師の判断により安全措置を講じる。</li> <li>4 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き中止する。</li> <li>5 入院患者に対する安全確保を講じる。</li> <li>6 非常電源、水の確保、医薬品・食料品等の確保を行う。</li> </ol>
福祉局	<p>保健所 保健センター 保健福祉センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集団を対象とした事業及び所外で行う事業は原則として、中止する。</li> </ol>
	<p>子ども交流館 子育て支援館 児童福祉センター 子育てリラックス館</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設はただちに閉館する。</li> <li>2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。</li> <li>3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。</li> </ol>

保健福祉局	千葉市斎場 桜木霊園 平和公園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、火葬業務は停止する。 ただし、火葬執行中のものにあつては、厳重な警戒のもとに執行を完了する。</li> <li>2 すでに斎場に到着している場合は、遺体保管室で保管する。 なお、出棺前の場合は親族において保管する。</li> <li>3 火葬業務を停止（解除）する場合は、停止（解除）する旨を保健福祉部、区本部、葬祭業団体等に連絡する。</li> <li>4 斎場・霊園内から退避するよう広報するとともに入園禁止の措置をとる。</li> </ol>
経済農政局	競輪場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、レースを中止する。</li> <li>2 入場者に対して、警戒宣言の情報を場内放送等により周知徹底し、ガードマン等による退避誘導等、混乱を防止する。 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するものとする。</li> <li>3 自動車利用（による帰宅）の自粛をよびかける。</li> </ol>
	中央卸売市場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として開場する。</li> <li>2 警戒宣言の情報を適切な方法で周知し、あらかじめ定められた計画に基づき、関係業者に対する災害予防措置の要請その他業務運営の円滑化に努める。</li> </ol>
都 市 局	稲毛海浜公園 花の美術館 その他の人工海浜 千葉マリスタジアム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が主催又は共催する行事は中止し、警戒宣言が発令されている間は、休園とする。</li> <li>2 他の行事等は、主催者等と協議の上、中止する。</li> <li>3 入園者への情報伝達は園内放送により行う。 また係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。</li> <li>4 人工海浜、プール等から入園者が退避するよう巡回広報するとともに安全な区域への退避を誘導する。</li> </ol>
	都市緑化植物園 動物公園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言発令中は、休園とする。 ただし休園措置は、入園者の数に応じて一定の時間的余裕をもたせる。</li> <li>2 入園者への情報伝達は園内放送等により行う。 また係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。</li> <li>3 指定動物の獣舎への収容、施設及び猛獣捕獲体制の確認を行う。</li> <li>4 遊戯機械、遊具の使用停止、レストラン、喫茶室、売店の火気使用停止を指示する。</li> </ol>
	千葉公園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入園者への情報伝達は係員の口頭伝達により行う。 また係員への緊急連絡はあらかじめ定めた方法により行う。</li> <li>2 貸ボート、遊具の使用停止、売店等の火気の使用停止を指示する。</li> </ol>
教育委員会	各公民館 各図書館 郷土博物館 加曽利貝塚博物館 南部児童文化センター 南部青少年センター 埋蔵文化財調査センター 市民ギャラリー-いなげ その他各体育施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設はただちに閉館する。</li> <li>2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。</li> <li>3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。</li> </ol>
区	コミュニティセンター (土気あすみが丘 プラザを含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発令されると同時に、団体利用の形態をとる施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人使用形態をとる施設はただちに閉館する。</li> <li>2 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。</li> <li>3 職員の役割分担を行い、施設整備の点検、ガラス等落下物の防災措置を実施し、保安要員を確保する。</li> </ol>

第9 生活物資対策

担 当	責 任 者	経済農政部長（経済農政局長） 市民部長（市民局長） 区本部長（区長）
	関 係 機 関	千葉農政事務所、農業協同組合、その他農林水産関係団体、 千葉商工会議所、土気商工会、その他商工業関係団体、 大規模商業施設、その他各種販売業店組合

市（区）は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等にできるだけ営業を継続するよう、売り惜しみをしないよう、また、市民に対しては、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買い占め、買い急ぎ等しないよう、広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

なお、市中央卸売市場は、生鮮食料品の安定を確保するため、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うこととしている。

第10 救護救援・防疫対策

1 給水対策 （担当機関及び部：県水道局、水道部、四街道市建設水道部及び市民部、区）  
 発災後に備え、県水道局本部との情報連絡及び施設の保安点検強化、応急資器材等の点検整備を行うとともに、給水活動及び復旧活動実施のための応急体制を確立する。

2 食糧等の配付対策 （担当部：経済農政部、区）

（1）配付体制

市（区）は、被災者の救助に必要な備蓄物資等の輸送、配付を行うための体制をとる。

（2）精米等の準備体制

市（区）は、市内米穀小売商業組合に対して精米の確保及び納入ができる体制をとるよう要請する。

（3）運搬計画

ア 市（区）は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。

イ 市（区）は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を県に要請する場合に備え、物資集積場所及び輸送拠点を準備し、避難所等へ輸送できる体制をとる。

（4）その他

市（区）は、即時調達体制を確保するため、デパート、スーパーマーケット、商工団体及び小売店等に物資の供給できる体制を整えるよう要請する。

3 医療救護対策

（担当機関・部：保健福祉部、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部）

( 1 ) 医療関係機関の対応

市医師会等医療関係機関は、発災時に備え、連絡体制を確保するよう、会員及び医療機関に対して依頼し、避難場所・避難所等へ出動できるよう医療救護班の編成体制をとる。

( 2 ) 医薬品の確保

市は、備蓄医薬品等の保管状況を点検し整備するとともに、市薬剤師会等に対して、応急医薬品の確保及び供給できる体制をとるよう要請する。

( 3 ) 日赤千葉県支部に対する要請

ア 血液業務

負傷者に対する血液供給体制の強化を図るため、発災に備え供給体制を確保する。

イ 応急救護出動体制

医療資機材及び医療救護班の応援要請を行う場合に備え出動要請の連絡体制の確保を図る。

4 防疫対策

( 担当部：保健福祉部 )

発災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、次の事項を基本として、防疫対策実施体制を準備する。

( 1 ) 感染症予防委員の選任、防疫作業員及びその組織化等の準備

( 2 ) 発災後に必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認

( 3 ) 飲料水の安全確保

第 1 1 金融対策等

担 当	責 任 者	金 融 対 策	市民部長 ( 市民局長 )
		市税の対応措置	財政部長 ( 財政局長 )
	関 係 機 関	千葉財務事務所、各郵便局、農業協同組合、千葉商工会議所、各金融機関	

市は、警戒宣言発令時において、金融機関及び郵便局はできるだけ窓口業務を確保するよう、また、市民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。

なお、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮させることとしている。

また、市税の対応措置は、次のとおりである。

1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。

2 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申



告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

県においても、県税は前記同様な対応措置を取ることとなっている。

第4節 住民等のとるべき措置

担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		各部長（局長）、区本部長（区長）
	班	市民班、各部各班、区各班
	関係機関	各項目に記載

第1 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>1 家や塀の耐震化を促進する。                      (1) 自宅の耐震診断を行い、弱いところは、補強する。                      (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは、改築、補強する。</p> <p>2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。                      (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は、壁に固定する。                      (2) 家具類のうえに、重いものやガラス類を置かない。                      (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。                      (1) ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。                      (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。                      (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。                      (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>4 消火器、消火用水の準備をする。                      (1) 出火に備えて、消火器、バケツ水等を用意しておく。                      (2) 風呂の水を常にためておく。</p> <p>5 非常用飲料水・食糧の準備をする。                      (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか、水筒、水袋、ポリタンク等に入れて、3日分程度準備しておく。                      1人1日分の最小限度必要量 = 3ℓ                      (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょうゆ、塩など）を3日分程度準備しておく。</p> <p>6 救急医薬品等の準備をする。                      傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れて準備しておく。</p> <p>7 生活必需品の準備をする。                      下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>8 防災用品の準備をする。                      トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金づち、パールのこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>9 防災講習会、訓練へ参加をする。                      市（区）・消防署・自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>10 家庭で対応措置の話し合いをする。                      (1) 判定会招集時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。                      (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話しあっておく。</p> <p>11 自主防災組織に積極的に参加する。</p>

<p>東海地震注意情報発表（報道開始）時から警戒宣言が発令されるまで</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で正しい判定会情報を入手し、冷静な行動をとる。</li> <li>2 電話の使用を自粛する。</li> <li>3 自家用車の利用を自粛する。</li> <li>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</li> <li>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</li> </ol>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言情報を入手する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市（区）の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</li> <li>(2) 県・市（区）・警察署・消防署等、防災機関の関連情報に注意する。</li> </ol> </li> <li>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家具、棚等の上の重いものを下ろす。</li> <li>(2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</li> <li>(3) ベランダの置き物をかたづける。</li> </ol> </li> <li>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</li> <li>(2) ガス器具等の安全設備を確認する。</li> <li>(3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</li> <li>(4) 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</li> </ol> </li> <li>4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</li> <li>5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとるとともに、人を付近に近よらせないように措置する。</li> <li>6 非常用飲料水、食料を確認する。</li> <li>7 救急医薬品を確認する。</li> <li>8 生活必需品を確認する。</li> <li>9 防災用品を確認する。</li> <li>10 電話の使用を自粛する。 県・市（区）・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは、ひかえる。</li> <li>11 自家用車の利用を自粛する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</li> <li>(2) 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</li> </ol> </li> <li>12 幼児、児童生徒、老人、病弱者等の安全を確認する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児、児童生徒、老人、病弱者（臨床者）等が、安全な場所にいるか確認する。</li> <li>(2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により、対応措置をとる。</li> </ol> </li> <li>13 エレベーターの使用をさける。</li> <li>14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</li> <li>15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</li> </ol>

第2 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織の編成と各班の役割を明確にする。</li> <li>2 防災知識の普及活動を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各戸に対して、出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。</li> <li>(2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</li> <li>(3) 地域内の消防水利を把握する。</li> <li>(4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>(5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し各戸に配布する。</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練を行う。               <p>災害時に備えて、情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> </li> <li>4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各戸に対して、火気使用器具及び場所の点検を指導する。</li> <li>(2) 各戸に対して、易・可燃性物品の点検を指導する。</li> <li>(3) プロパンガスボンベの点検を指導する。</li> </ol> </li> <li>5 防災資機材等を整備する。               <p>地域の実情に応じて、情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備しておく。</p> </li> <li>6 情報の収集・伝達体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市(区) 消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。</li> <li>(2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。</li> </ol> </li> </ol>
東海地震注意情報発表(報道開始)時から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で、正しい判定会情報を入手する。</li> <li>2 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災組織の活動体制を確立する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織の編成を確認する。</li> <li>(2) 自主防災組織本部を設置する。</li> <li>(3) 自主防災組織の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 市(区) 消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</li> <li>3 地域住民に対して、住民のとりべき措置を呼びかける。</li> <li>4 防災資機材等を確認する。</li> <li>5 幼児、児童、生徒、老人、病弱者等の安全対策措置を呼びかける。</li> <li>6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</li> </ol>

第3 事業所のとるべき措置

事業所においては、次のような措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災体制の確立               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</li> <li>(2) 組織の役割分担の明確化</li> </ol> </li> <li>2 教育及び広報活動               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員の防災知識の高揚</li> <li>(2) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練               <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> </li> <li>4 危険防止対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設、設備の定期点検</li> <li>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止</li> </ol> </li> <li>5 出火防止対策               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</li> <li>(2) 消防水利、機材の整備点検</li> <li>(3) 商品の整備点検</li> <li>(4) 易・可燃性物品の管理点検</li> </ol> </li> <li>6 防災資機材等を整備               <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備</p> </li> <li>7 情報の収集・伝達体制を確立               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市(区)、消防署等から伝達された情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制の確立</li> <li>(2) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。</li> </ol> </li> </ol>
東海地震注意情報発表(報道開始)時から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ、ラジオ等で正しい判定会招集情報を入手する。</li> <li>2 自衛防災体制を準備、確認する。</li> <li>3 消防計画等により、警戒宣言時にとるべき措置を準備確認する。</li> <li>4 その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じて、防災措置をとる。</li> </ol>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛防災組織の活動体制を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自衛防災組織の編成を確認する。</li> <li>(2) 自衛防災本部を設置する。</li> <li>(3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。</li> </ol> </li> <li>2 情報の収集・伝達体制をとる。               <p>市(区)、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> </li> <li>3 危険防止措置を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設、設備を確認する。</li> <li>(2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</li> </ol> </li> <li>4 出火防止措置を確認する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 火気器具等の使用は、原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。</li> <li>(2) 火気使用場所及び周辺を確認する。</li> <li>(3) 消防水利、機材を確認する。</li> <li>(4) 易・可燃性物品を確認する。</li> </ol> </li> </ol>

<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用、資機材等を確認する。</li> <li>6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</li> <li>7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、遊戯場、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</li> <li>8 石油類、火薬類、高圧ガス等出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</li> <li>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</li> <li>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</li> <li>11 電話の使用を自粛する。 県・市（区）・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</li> <li>12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</li> </ol>
---------------------------	--